

危険を予測し回避する能力と、  
他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる

# 安全 教育

## プログラム

---

第17集

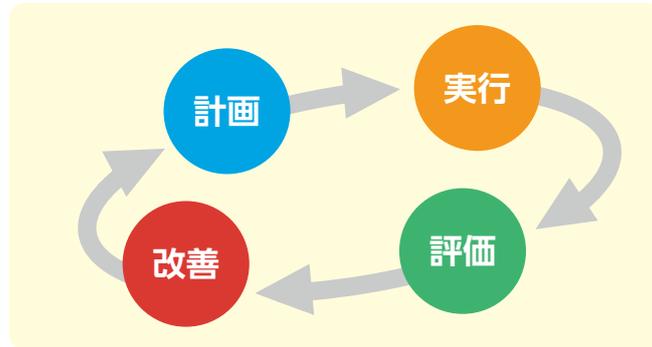
---

令和7年3月

 東京都教育委員会

# 安全教育のカリキュラム・マネジメント

各学校において、年間を通じて組織的・計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの中で、体系的な安全教育を推進することが求められます。



また、安全教育を行うに当たって、必ず押さえておかなければならないポイントがあります。自校の取組を振り返ってみましょう。

▼安全教育プログラムを利用する目的から選んでください。

## 知りたい・学びたい

### 安全教育を行う上で重要な6つのポイント

#### ① 基本的な考え方

- ポイント1 安全教育の目標
- ポイント2 安全教育の3領域
- ポイント3 必ず指導する基本的事項

#### ② 指導計画について

- ポイント4 授業指導案の作成
- ポイント5 学校安全計画の作成
- ポイント6 安全教育の評価

## アイデアが欲しい

#### ① 年間指導計画

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 特別支援学校

#### ② 実践事例（授業等）

- 生命（いのち）の安全教育
- 自転車の安全運転指導
- その他（ポータルサイトへ）

#### ③ 避難訓練

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校

#### ④ 一声事例（安全指導）

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校

## はじめに

子供たちが心身ともに健やかに育っていくことは、全ての人々の願いです。子供たちを誰一人として取り残すことなく、安全な環境の下で、安心して生活できる社会を築いていく必要があります。

令和7年1月、政府の地震調査委員会は、今後30年以内の南海トラフで発生する巨大地震の発生確率を80%程度に引き上げました。東京都においても、発生が危惧される首都直下地震等をはじめ、近年の気候変動に伴い激甚化する風水害、富士山噴火による降灰被害などのあらゆる自然災害に備え、児童・生徒一人一人が防災に関する意識を高め、自分の命を守り、身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人になるための防災教育の推進が求められています。

また、道路交通法の改正を受け、自転車乗車時のヘルメットの着用促進や、「ながらスマホ」の危険性に関する啓発の取組、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、子供たちの命を守るために、安全教育の一層の推進が求められています。

東京都教育委員会は、安全教育の実践的な指導資料として、平成21年度から毎年度、「安全教育プログラム」を作成してきましたが、令和5年度から、本プログラムを完全デジタルブック化し、内容の充実を図っています。

各学校におかれましては、本プログラムを効果的に活用し、地域の実態に応じた安全教育を、確実に実施していただきますようお願いいたします。

令和7年3月

東京都教育庁指導推進担当部長  
市 川 茂

## 理論編

<b>1 学校における安全教育と安全教育プログラム</b>	
1 学校安全の構造	4
2 「安全教育プログラム」の意義と特徴	5
<b>2 安全教育で身に付ける力</b>	
1 安全教育の目標	6
2 安全教育で身に付ける力	7
<b>3 安全教育の3領域</b>	
生活安全、交通安全、災害安全	8
<b>4 必ず指導する基本的事項</b>	
I 生活安全	10
II 交通安全	12
III 災害安全	14
<b>5 安全教育の確実な実施のために</b>	
1 安全学習	16
2 安全指導（日常的な安全指導）	18
3 安全指導（定期的な安全指導）	20
<b>6 安全教育の計画</b>	
1 学校安全計画の全体計画と年間指導計画	22
2 安全学習×安全指導 ～効果的に関連させる事例～	23
<b>7 安全教育の評価</b>	
1 安全教育の評価の意義と方法	26
2 安全教育の改善につなげる評価 チェックリスト例	27
<b>8 安全教育の計画例</b>	
1 幼稚園	28
2 小学校	32
3 中学校	36
4 高等学校	40
5 特別支援学校	44

## 実践編

<b>9 安全教育の実践事例</b>	
1 令和6年度実践事例一覧	48

2	生活安全における実践事例	
	(幼稚園) 滑り台で安全に遊ぶ大切さを、実験を通して知る事例	50
	(小学校) プライベートゾーンについての講話及び家庭との連携した事例	52
	(小学校) 自分や友達の体を大切にするために、どのようにしたらよいかについて考える事例	54
	(中学校) 自分と相手を守る「距離感」について考える事例	56
3	交通安全における実践事例	
	(小学校) 動画やアプリを用い、複数の内容を効果的に関連させた事例	58
	(高等学校) ヘルメット着用 of 大切さを考える実践事例	60
	(高等学校) ヘルメットを着用する意識を高めるための多角的アプローチ事例	62
	(高等学校) 自転車の安全な利用とヘルメットの必要性について学ぶ事例	64
4	災害安全における実践事例	
	(小学校) ふるさとの安全を考える事例	66
	(小学校) 災害発生時に自分や家族が助かるために「防災ポスター作り」の事例	68
	(高等学校) 地震発生時の対応の事例 ～自助・共助の視点から～	70
	(特別支援学校 中学部) 大地震で学校に宿泊することになったら「宿泊防災学習」の事例	72
	(中学校) 避難訓練計画と実践事例	74

## 10 一声事例

1	幼稚園における一声事例	76
2	小学校における一声事例	80
3	中学校における一声事例	84
4	高等学校における一声事例	88

# 資料編

## 11 参考資料

1	令和5年度における都立高校生の交通事故の実態調査	92
2	自転車の正しい乗り方	99
3	自転車交通安全問題	100
4	年度当初における幼児・児童・生徒の安全指導の徹底について (通知)	102
5	学校の理科実験等における事故防止について (通知)	103
6	「生命 (いのち) の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開 及び児童生徒向け動画教材の活用等について (周知)	103
7	水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について (依頼)	104
8	道路交通法 (自転車に係る主な部分を抜粋)	104
9	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (抜粋)	106
10	生徒の自転車通学における自転車損害賠償保険等への加入について (通知)	107
11	自転車通学におけるヘルメット着用に向けた方針の策定及び徹底について (通知)	107
12	学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について (通知)	108
13	令和7年度都立学校における防災教育の推進について (通知)	110
14	「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)	113

## 12 役立つ教材・指導資料の紹介

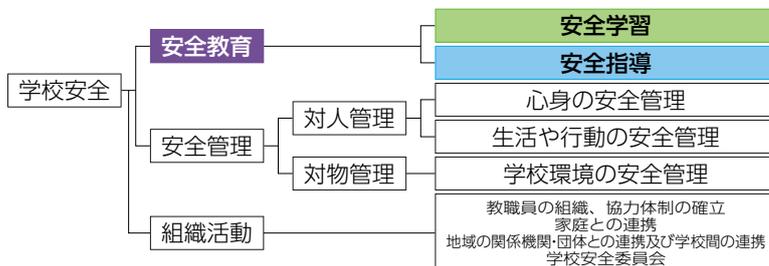
1	関連する法令及び学習指導要領等	114
2	安全教育に関する教材や指導資料	114
3	教材・指導資料の一覧	115
	令和6年度安全教育推進校取組一覧	120

# 1 学校における安全教育と 安全教育プログラム

## 1 学校安全の構造

学校安全は、「安全教育」と「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」の三つの主要な活動から構成されている。

これらの活動を、組織的・計画的に行うために、学校保健安全法第27条により学校安全計画を策定し、実施することが義務付けられている。



※文部科学省では「安全教育」を「安全学習」、「安全指導」と分けて、一本化しているが、東京都教育委員会はこれまで「安全学習」と「安全指導」を両輪として内容の充実を図ってきた経緯等を踏まえ、引き続き、このとおり分類する。

### 〈学校保健安全法 第27条 学校安全計画の策定等〉

「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

### (1) 安全教育

安全教育は、「安全学習」と「安全指導」の二つの側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

安全教育		
安全学習	安全指導	
教科等における安全学習	日常的な安全指導 (朝・帰りの会、給食の時間等)	定期的な安全指導 (避難訓練、交通安全教室等)
安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高めることで、安全について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする。	当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に上げ、安全の保持・増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指すことをねらいとする。	

(「5 安全教育の確実な実施のために」参照)

### (2) 安全管理

安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童・生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故・災害が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童・生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。



安全管理は、児童・生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理と学校の環境管理である対物管理から構成される。安全管理は、教職員が中心となって行われるものであるが、安全に配慮しつつ、児童・生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わったりするなど、児童・生徒等に関与、参画させることは安全教育の視点からも重要である。

### (3) 組織活動

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、教職員の協力体制や家庭及び地域社会への連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。

## 2 「安全教育プログラム」の意義と特徴

「安全教育プログラム」は、都内全ての児童・生徒等が、生涯にわたって自身の安全を守るとともに他者や社会の安全に貢献できることを目指し、都内全ての公立学校が推進すべき安全教育の基本的指導事項、指導内容、指導方法等を示した指導資料である。

### (1) 「安全教育プログラム」の意義

かつて、各学校においては、「安全教育」の範囲が多岐にわたり、かつ個別的であるため、事例に基づいて行う応急的・緊急的な「安全指導」にならざるを得なかったという実態があった。事件・事故が発生したとき、緊急に各学校で一斉に児童・生徒等に対して注意喚起をすることは、学校における「安全教育」において大変重要である。

しかし、「安全教育」で身に付ける能力は、応急的・緊急的な「安全指導」だけで身に付くものではない。都内全ての児童・生徒等に、自らが危険を予測し、回避する能力や地域社会の安全に役立とうとする力を身に付けさせるには、都内全ての公立学校が、組織的・計画的に安全教育の3領域である「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域について特定の領域に偏ることなく取り組み、バランスよく安全教育を推進することが不可欠である。

「安全教育プログラム」は、そのための考え方や計画等を示したものである。

#### 「安全教育プログラム」で

① 都内全ての公立学校

② 年間を通じて

③ 全ての教職員が参画

④ 安全教育の3領域をバランスよく

安全教育を推進する。

### (2) 「安全教育プログラム」の特徴

安全教育を実施できる授業時数に限りがある中、都内全ての公立学校が、年間を通じて、全ての教職員が参画して、安全教育を推進するため、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の三つの領域に取り組むことができるよう「安全教育プログラム」は、以下の三つの特徴をもつ。

特徴  
1

#### 必ず指導する基本的事項

学校が何を指導しなければならないのかを安全3領域それぞれについて明確に示す。

特徴  
2

#### 効果的な指導方法

限りある時間の中で、必ず指導する基本的事項を確実に身に付けさせるために安全教育を行う機会（場・時間）を示す。

#### 安全学習 (教科等における安全学習)

安全を守る行動をじっくり考えさせ深め、追究させる。

#### 安全指導 (日常的・定期的な安全指導)

指導を繰り返し、確実な定着を図る。

特徴  
3

#### 年間指導計画

必ず指導する基本的事項を、年間を通して組織的・計画的に指導するための年間指導計画例を具体的に示す。

## 1 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識及び技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。(思考力、判断力、表現力等)
- 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力、人間性等)

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〕(平成31年3月 文部科学省から一部抜粋)

発達の段階における安全教育の目標は、次のとおりである。

幼稚園	日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようにする。
小学校	安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
中学校	地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生メカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。
高等学校	安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
特別支援学校	児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〕(平成31年3月 文部科学省) より引用し、レイアウトを改変した。

また、学校における安全教育は、次のように学習指導要領等で示されている。そのため、各教科等で安全教育に関わる内容を年間指導計画に位置付け、実施していかなければならない。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

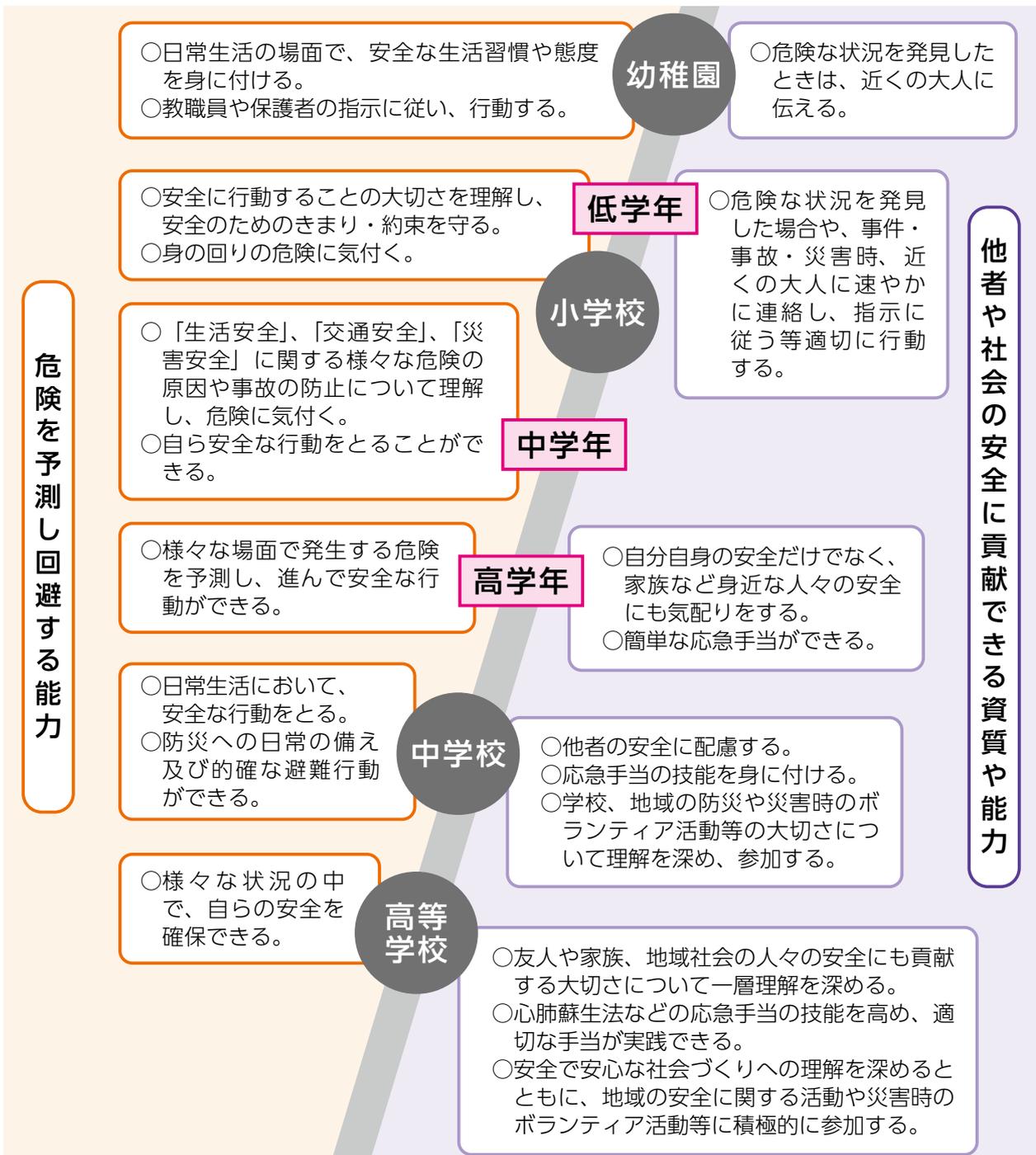
※「小学校学習指導要領(平成29年3月)第1章総則 第1の2(3)」より引用し、下線を加筆。各校種については、本書「8 安全教育の計画例」を参照

## 2 安全教育で身に付ける力

### 危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成

児童・生徒等は、身の回りにある危険から守られる立場にあるが、守られるべき対象にとどまらず、生涯にわたって自らの安全を確保できる力を身に付け、さらに他者や地域社会の安全を意識して活動することが求められている。

そこで、学校は全ての児童・生徒等に、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するための安全教育を推進していく必要がある。



※特別支援学校については、児童・生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合は援助を求めたりすることができるようにする。

安全教育が対象とする領域は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」から構成される。東京都教育委員会では、各領域における内容「必ず指導する基本的事項」として、以下のとおりに整理している。

### I 生活安全 日常生活で起こる事件・事故とその対処

I-1	登下校時の安全	登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。
I-2	校内での安全	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
I-3	家庭生活での安全	家庭で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
I-4	地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動するとともに、安全・安心なまちづくりを目指すことができるようにする。
I-5	スマートフォン等使用時の安全	スマートフォン等を使用するときの危険、SNSに関するトラブルやサイバー犯罪について理解し、安全に利用できるようにする。
I-6	生命（いのち）の安全教育	生命を大切にすることを理解し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。

### II 交通安全 様々な交通場面における危険と安全

II-1	道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路における様々な危険や交通法規について理解し、安全な歩行ができるようにする。
II-2	自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
II-3	二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や走行ができるようにする。
II-4	交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。

### III 災害安全 様々な災害発生時における危険とその対処

III-1	火災時の安全	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。
III-2	地震災害時の安全	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。
III-3	火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。
III-4	気象災害時の安全	風水害、雪害の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。
III-5	原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。
III-6	避難所の役割と貢献	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、自分にできることを実行できるようにする。
III-7	災害への備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、避難訓練・防災訓練等の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。
III-8	弾道ミサイル発射時の安全	弾道ミサイル発射時の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。

## 「必ず指導する基本的事項」とは

「必ず指導する基本的事項」は、安全に関する知識や危機への対処の方法など、発達の段階に応じ、児童・生徒等に確実に身に付けさせる事項のことである。

年間を見通して指導時期を設定し、年間指導計画に位置付ける必要がある。

なお、次頁に掲載している「必ず指導する基本的事項」は、本文中では「領域－区分－内容」の番号で表すこととしている。

領域 区分 内容

I - 2 - ②

### ○ 4 必ず指導する基本的事項（P10～）の表との関連

I 生活安全	-	2 校内での安全	-	② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。
--------	---	----------	---	----------------------------

I 生活安全		
区分	目標	内容
I-1 登下校時の安全	登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	① 友達と一緒に登下校すること。 ② 防犯アプリ等、身を守るすべをもっていくこと。点検すること。 ③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。 ④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。
I-2 校内での安全	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。	① 自分の身の回りを整えること。 ② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。 ③ 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ること。 ④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。 ⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。 ⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。 ⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。

### ○ 実践編（P50～）との関連

2 生活安全における実践事例	
生活安全①	滑り台で安全に遊ぶ大切さを、実験を通して知る事例 幼稚園 4歳児（2年保育）
1 単元（題材）について	
(1) 題材名	滑り台から落ちたらどうなるか、粘土を使って実験してみよう
(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連	
区分	I-2 校内での安全
目標	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
内容	活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。（I-2-②）

## I 生活安全

区分	目標	内容
I-1 登下校時の安全	登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 友達と一緒に登下校すること。</li> <li>② 防犯アプリ等、身を守るすべをもっていくこと。点検すること。</li> <li>③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。</li> <li>④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。</li> </ol>
I-2 校内での安全	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分の身の回りを整えること。</li> <li>② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。</li> <li>③ 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ること。</li> <li>④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。</li> <li>⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。</li> <li>⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。</li> <li>⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。</li> </ol>
I-3 家庭生活での安全	家庭で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 家に帰って玄関を開ける前に注意することについて確認すること。</li> <li>② 留守番をするときの約束を確認すること。</li> <li>③ エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認すること。</li> <li>④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。</li> <li>⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡すること。</li> </ol>
I-4 地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動するとともに、安全・安心なまちづくりを目指すことができるようにする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。</li> <li>② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。</li> <li>③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。</li> <li>④ 「子供110番の家」の場所を確認すること。</li> <li>⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。</li> <li>⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。</li> <li>⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。</li> <li>⑧ 山や海、川に行くときに注意することを確認すること。</li> </ol>
I-5 スマートフォン等使用時の安全	スマートフォン等を使用するときの危険、SNSに関するトラブルやサイバー犯罪について理解し、安全に利用できるようにする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① スマートフォンやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めること。</li> <li>② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定すること。</li> <li>③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返すこと。</li> <li>④ 個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしないこと。</li> <li>⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしないこと。</li> <li>⑥ 「ながらスマホ」は危険なのでやめること。</li> </ol>
I-6 生命(いのち)の安全教育	生命を大切にすることを理解し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分と相手の心と体を大切にすること。</li> <li>② 自分と相手を守る「距離感」を大切にすること。</li> <li>③ 性暴力とは何かを知り、自分にできることを考え、実行すること。</li> <li>④ 被害に遭ったときの相談方法を知ること。</li> </ol>

## 指導を工夫する視点

### (1) 具体的な場面の想定

生活安全における安全教育では、一般的な場面における安全の知識はもとより、児童・生徒等の生活する地域の特徴を踏まえた、より具体的な場面を想定することが大切である。

例えば、安全指導として、児童に日が落ちて暗くなった際の下校の仕方（I-1-①）として、通学路で暗くなる場所について想起させたり、具体的な場所等を提示しながら、「家の近くの友達と一緒に下校しましょう。」と話すなどの工夫が考えられる。

### (2) 短い言葉の繰り返し

特に、覚えさせておきたいことは、短い言葉にして伝えることで効果を高めることができる。

例えば、「は・さ・み」、「いかのおすし」のように頭文字で一つの言葉として伝えることや、それを教室や廊下に掲示することで安全への意識付けを図っていく。

I-3-③ エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認すること。

は … はいる前は周りをよく見て  
さ … さっと乗って、ボタンの前へ  
み … みんなで乗ろう、エレベーター

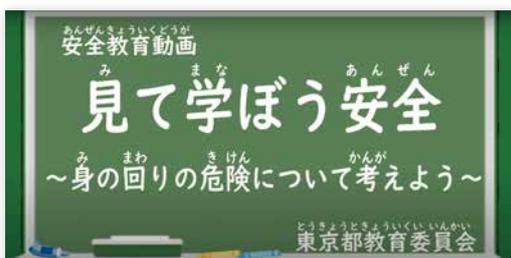
I-4-③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。

いか … ついていかない  
の … 車にのらない  
お … おお声をだす  
す … すぐにげる  
し … しらせる

### (3) 外部機関との連携

地域の警察署と連携した防犯教室の開催など、外部機関と連携した取組も考えられる。

### (4) 教材等の活用（詳細はそれぞれをクリック）



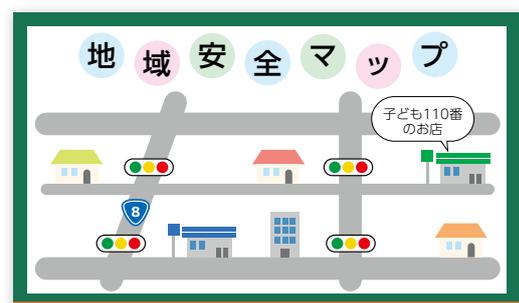
安全教育動画「見て学ぼう安全」



生命(いのち)の安全教育 指導資料



GIGAワークブック  
とうきょう



地域安全マップ

## Ⅱ 交通安全

区分	目標	内容	
Ⅱ-1 道路の歩 行と横断 及び交通 機関の 利用	道路における 様々な危険や交通 法規について理解 し、安全な歩行が できるようにする。	①	道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。
		②	通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。
		③	交差点を横断する際の危険について知り、安全な歩行の仕方を確認すること。
		④	青信号で横断歩道を渡る際はすぐに渡らず、左右の安全を確認すること。
		⑤	雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。
		⑥	明るい色の服装や反射材の効果を知ること。
		⑦	安全な集団歩行の仕方を確認すること。
		⑧	踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。
		⑨	幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。
		⑩	公共交通機関の利用時に想定される危険について考えること。
Ⅱ-2 自転車の 安全な利 用と点検 ・整備	自転車の安全な 利用・点検や整備 について理解を深 め、交通法規を守 って安全な乗車が できるようにする。	①	自転車の安全な利用の仕方を確認すること。 【自転車安全利用五則】
		②	雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。 【自転車安全利用五則】
		③	自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。 【自転車安全利用五則】
		④	自転車の点検と整備をすること。 【ブタハシャベル】
		⑤	加害事故の責任と自転車損害賠償保険等への加入の義務や「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について知ること。
		⑥	自転車乗用時のヘルメットの必要性について知ること。 【自転車安全利用五則】
Ⅱ-3 二輪車・ 自動車の 特性と 心得	二輪車・自動車の 特性について理 解し、道路の安全 な歩行や走行が できるようにする。	①	車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。
		②	ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。
		③	自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の二輪車・自動車の停止距離の違いなどを知ること。
Ⅱ-4 交通事故 防止と安 全な生活	地域の交通安全 に関する諸機関や 団体が行っている 対策や活動を理解 し、安全な交通社 会を築くために、 積極的に参加でき るようにする。	①	地域の交通安全活動を知り、参加すること。
		②	交通事故が起こったときの通報や対応の仕方を知ること。
		③	応急手当の仕方を確認すること。
		④	自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。

## 指導を工夫する視点

### (1) 教室掲示

「ぶたはしゃべる」のように自転車の点検・整備のポイントの頭文字や、「自転車安全利用五則」などを教室や廊下に掲示することで安全意識を高めていくことができる。

#### Ⅱ-2-①②③⑥ 「自転車安全利用五則」 (令和4年11月改定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※傘を差したり、スマートフォン・携帯電話を使用したりしながらの運転の禁止  
※ヘッドホンやイヤホンを付けたままの運転の禁止

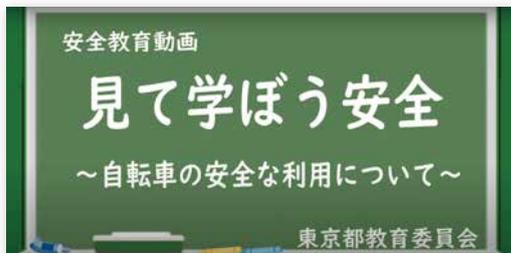
#### Ⅱ-2-④ 自転車の点検・整備のポイント 「ブタハシャベル」

- ブレーキ**… レバーの引き代、  
ゴムの摩耗
- タイヤ**… 切傷、摩耗、空気圧の適正
- ハンドル**… 固定、高さ
- シャ**… 車体※
- ベル**… 変形、ゆるみ、ベルは鳴るか

##### ※車体

反射材… 損傷  
ペダル… 変形、折損、回転の適正  
チェーン… 油切れ、たるみ  
スタンド… 変形、折損  
サドル… 固定、高さ  
ライト… 点灯、照射

### (2) 教材等の活用（詳細はそれぞれをクリック）



安全教育動画「見て学ぼう安全」



自転車安全運転指導事例集



歩行者シミュレータ



自転車シミュレータ

## Ⅲ 災害安全

区分	目標	内容
Ⅲ-1 火災時の安全	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	① 「おかしも」の約束や、避難経路、避難場所を確認すること。 ② 火災の原因と危険について知ること。 ③ 火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。 ④ 初期消火の方法を確認すること。
Ⅲ-2 地震災害時の安全	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。	① 緊急地震速報の利用の心得を確認すること。 <b>「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない（おたい）」</b> ② 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。 ③ 集団で避難するときの「おかしも」の約束を確認すること。 ④ 避難経路、避難場所を確認すること。 ⑤ 家庭での地震の備えについて考えること。
Ⅲ-3 火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	① 安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。 ② 火山活動による危険を知ること。
Ⅲ-4 気象災害時の安全	風水害、雪害の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	① 風水害時の危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ② 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。 ③ 竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ④ 降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。 ⑤ 落雪が起こる仕組みや雪害の影響について知ること。 ⑥ 特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。
Ⅲ-5 原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。	① 原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。 ② 放射線の身体への影響について知ること。
Ⅲ-6 避難所の役割と貢献	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、自分ができることを実行できるようにする。	① 避難所の役割を知ること。 ② 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。 ③ 災害ボランティア活動に積極的に参加すること。 ④ 避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。
Ⅲ-7 災害への備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、避難訓練・防災訓練等の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	① 地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。 ② 家庭での連絡方法を家族と相談し、決めること。 ③ 家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。 ④ 応急手当の仕方を確認すること。 ⑤ 消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。 ⑥ 消防団や自主防災組織の役割について知ること。
Ⅲ-8 弾道ミサイル発射時の安全	弾道ミサイル発射時の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。	① Jアラートを通じて緊急情報が流れること。 ② 安全な避難場所と避難行動を確認すること。

## 指導を工夫する視点

### (1) 具体的な行動の提示

災害発生時に適切な行動をとるためには、「どのようにすればよいか」具体的な行動の仕方を示し、繰り返し、実践的な学習を行うことが大切である。

Ⅲ-1-①、2-③ 集団で避難するときの約束

- お … おさない
- か … かけない
- し … しゃべらない
- も … もどらない

Ⅲ-2-① 地震の時は、丈夫なテーブルの下など、物が

- お … 「落ちてこない」
  - た … 「倒れてこない」
  - い … 「移動してこない」
- 空間に身を寄せる。

### Ⅲ-2-①②③ 「地震 その時10のポイント」

地震時の行動	1 地震だ！まず身の安全
地震直後の行動	2 落ち着いて 火の元確認 初期消火 3 あわてた行動 けがのもと 4 窓や戸を開け 出口を確保 5 門や塀には近寄らない
地震後の行動	6 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否 7 協力し合って 消火・救出・応急救護 8 正しい情報 確かな行動 9 避難の前に安全確認 電気・ガス 10 火災や津波 確かな避難

(東京消防庁ホームページより)

### (2) 教材等の活用（詳細はそれぞれをクリック）



防災ノート ～災害と安全～



東京都防災アプリ



東京マイ・タイムライン

# 5 安全教育の確実な実施のために

## 1 安全学習

「教科等における安全学習」は、自分や他者の安全を守るためのよりよい行動などをじっくりと考えさせ、深め、追究させる学習活動である。

安全学習では、日常的・定期的な安全指導において指導された「必ず指導する基本的事項」と関連させて、児童・生徒等が危険を予測し回避するために必要な思考力や判断力を高め、適切な意思決定や行動選択ができるようにすることが大切である。

〔実施の場と時間〕

### 【教科等における安全学習】

各教科・科目、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事等）等

### （1）教科等の安全に関する内容を把握する

安全学習を確実に実施するには、教科等における安全に関する内容について、学習指導要領から把握することが必要である。

（例）「災害安全」に関する内容

小学校学習指導要領（平成29年告示）第2章 第2節 社会 第2 各学年の目標及び内容〔第4学年〕

#### 2 内容（3）

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。
- (イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。

中学校学習指導要領（平成29年告示）第2章 第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容〔保健分野〕

#### 2 内容（3）

ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。

- (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第2章 第5節 理科 第2款 各科目

#### 第1 科学と人間生活 2 内容（2）ア

##### (イ) 宇宙や地球の科学

##### ①自然景観と自然災害

自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。

#### 第8 地学基礎 3 内容の取扱い（2）イ

（前略）①の「恩恵や災害」については、日本に見られる気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

## (2) 育てたい資質・能力を明確にする

各学校においては、安全教育の目標を踏まえ、学校、地域の実態及び児童・生徒等の発達段階を考慮して、育てたい資質・能力を明確にした上で、学校の特色を生かした目標や指導の重点を設定し、計画的に取り組むことが重要である。

また、育てたい資質・能力を育てるためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえ、体験的な活動や、身近な生活と関連させた調査などを重視した学習活動の工夫が求められる。

## (3) 関係機関と連携する

安全学習においては、専門的な知識をもつ警視庁や東京消防庁、自治体の防災担当部署等の関係機関と連携し、児童・生徒等がより実践的に学習できるようにする。

その際、教員が主体となって授業を行い、外部講師からは児童・生徒に対し、専門的な内容について説明してもらうように指導計画を立てることが大切である。

## (4) 授業等を考えるときの確認事項を決める

例えば、次のような視点で確認するように項目を決めておくとよい。

- 教科等の目標、教科等の学び方の特性を踏まえた学習になっているか。
- 地域の特徴に応じた事例等を扱い、実感がもてる内容になっているか。
- 単元（題材）を通して安全教育の視点で学ぶ内容にするか。
  - ・指導計画の中で、特定の時間において安全教育の視点で学ぶ内容にするか。
  - ・1単位時間の中で、安全教育の視点で学ぶ内容にするか。
- 「防災ノート～災害と安全～」、「東京マイ・タイムライン」等が活用できるか。
- 幼児・児童・生徒が学んだことを生かし、実際に行動に移すことを考えられる内容になっているか。

また、以下に、「安全教育プログラム」や「安全教育ポータルサイト」に掲載している実践事例より「安全教育の視点」、「教材化の視点」、「安全教育の視点に立った留意点」について一例として示す。

実践編	
3 交通安全における実践事例	
交通安全① 動画やアプリを用い、複数の内容を効果的に関連させた事例 小学校 第3学年 特別活動	
1 単元（題材）について	
(1) 単元名	自転車を安全に利用しよう
(2) 「必ず指導する基本的事項」との関係	
区分	Ⅱ-2 自転車の安全な利用と点検・整備
目標	自転車の安全な利用について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようになる。
内容	自転車の安全な利用の仕方を確認すること。（Ⅱ-2-①）
(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）	
本校の学区は、通行する幹線道路の快調の、細い道路が入り組んだ住宅街にあり、歩道のガードレールや信号がほとんど設置されていない。経路である。こうした細い道路を抜け道として通る自動車との衝突や接触から児童を守るため、学校と地域の連携により、登校時の見守りを継続している。しかし、帰宅後に自転車で移動する児童の安全を守るためには、自転車利用における危険を児童自身に理解させるとともに、危険を予測し回避する知見と態度を身に付けさせた。そこで、タブレット端末による東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ（りんとれ）」の活用、警察と連携した交通安全教室、定期的な安全指導における動画の活用及び一声事例を活用した日常的な安全指導を関連させて、実効的な指導を実現するための、本単元を設定した。	
2 指導計画（2時間扱い）	
時間	○主な学習活動 ○安全教育の視点に立った留意点
関連単元	【地域安全マップ作り】（総合的な学習の時間） ○地域の道路について調べ、危険な場所を知る。 ○危険を回避するために必要な行動を考える。
安全指導	○動画の活用 ○動画を鑑み、自転車運転の危険について、それぞれの体験を含めて話し合う。 ○東京都子供政策推進課が作成した「こども事故予防ハンドブック」を用いて、危険回避の視点から、自転車事故について考える。 ○タブレット端末より「輪トレ」を活用し、○自転車ヘルメット着用義務動画を視聴する。
1	○自転車を運転する際の危険について、文庫省のDVD教材「安全に遊ぼう」の映像視聴を通じて学習化する。 ○危険回避のために、行動をどのようなに変えるかという視点を生かす。 ○仮想空間での活動を通して、客観的に自らの自転車利用を自覚させるとともに、ヘルメット着用の意味に気付かせる。
2	○観察と連携した、実際に自転車を運転する交通安全教室に参加する。 ○自転車の車両としての立場を自覚し、被害者にも加害者にもさせないようにする。
日常指導	【一声指導】 ○日常的に安全に係る知見を確認する。 ○必要事項を確認し、適切な意思決定や行動選択を日常的に行えるようにする。

### 【目標】

安全教育に関する目標と内容を示す。  
「必ず指導する基本的事項」で該当する内容を示す。「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」などを記述すると、育てたい資質・能力が明確になる。

### 【教材化の視点】

目標を達成するための学習活動や具体的な工夫等について記述する。  
教科等の特質に応じ、関連する内容について示すことも考えられる。

### 【安全教育の視点に立った留意点】

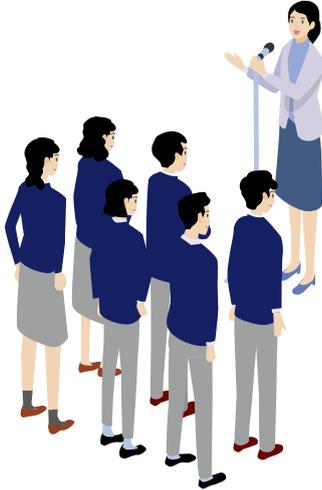
各時間における指導事項や、指導に当たって、留意すべき点を記述する。  
使用する教材・教具などを示しておくことも考えられる。

## 2 安全指導（日常的な安全指導）

### （1）日常的な安全指導（一声指導）、実施の場と時間

日常的な安全指導は、「必ず指導する基本的事項」を確実に身に付けさせるために、日常的な教育活動の中で、繰り返し一声掛ける指導のことであり、「一声（ひとこえ）指導」と言う。

全校生徒が集まる機会での一声指導



朝の会や、帰りの会での一声指導



〔実施の場と時間〕

【日常的に行われる教育活動】

朝の会や帰りの会、給食の時間、ショートホームルーム等

### （2）一声指導のねらいと実施におけるポイント

一声指導では、児童・生徒等にどのような力を身に付けさせたいか、ねらいを明確にすることが必要である。一声指導には、「必ず知っておかなければならないことを確認させるための一声指導」と「適切な意思決定や行動選択ができるように、意味を考えさせるための一声指導」がある。ねらいに即した一声指導が行えるよう理解しておくことが大切である。

その上で、季節や学校行事、事件・事故の発生傾向等に照らして、「どの時期に」、「どのような一声を掛けるのか」、年間を見通して、計画的に指導することができるようにしておくことが重要である。また、「安全学習」や他の教育活動における「安全指導」との連携を重視すること、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の環境や児童・生徒等の発達の段階等の実態を踏まえることが求められる。

#### ○ 必ず知っておかなければならないことを確認させるための一声指導

（例）「二人乗り運転、他の自転車との並進通行、傘差し運転は、道路交通法で禁止です。」

#### ○ 適切な意思決定や行動選択ができるように、意味を考えさせるための一声指導

（例）「自転車に乗るときにヘルメットをしていないと、どんな危険があるでしょうか。」

### (3) 一声指導の蓄積、整理

学校生活の中で随時発生する安全上の問題について、必要に応じ適時、適切な指導を行うことができるよう、学年や学校で「一声指導」を蓄積し整理しておくこととよい。

## 1 ねらい

児童・生徒等に「必ず指導する基本的事項」の内容を通して、どのような資質・能力を育てるのか、ねらいを明確にする。

**必ず指導する基本的事項のどの内容をねらいとしますか。**

## 2 時期

この時期は、雨で下校が心配だ。

防災訓練が終わって1か月経った。

気候が変化する時期に照らして…

定期的な安全指導の後に…

事件・事故が発生した時期に…

取組強化月間（週間）に…

昨年度は不審者情報が多かった。

交通安全運動の時期に合わせて行おう。

## 3 内容

2の時期で想定した場面を踏まえ、「必ず知っておかなければならないことを確認させるための一声」、「適切な意思決定や行動選択ができるように、意味を考えさせるための一声」を考える。

本書「10 一声事例」の各校種の最後のページに、考えた一声を記入できるシートを掲載しているので、活用されたい。

## 4 蓄積・共有

一声指導として適切な声掛けを、日頃から考えるようにします。

考えたことや、指導した声掛けを週ごとの指導計画等へ書き留めておきます。

**作成**

**蓄積**

**共有**

蓄積した一声指導を、学期ごとに学年や学校内で共有できるようにします。

**活用**

共有した一声指導を、場や機会を捉えて活用します。

### 3 安全指導（定期的な安全指導）

定期的な安全指導とは、特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事等）において定期的  
に実施する指導や訓練等のことである。「日常的な安全指導」で身に付けた知識等を体験的な活動  
を通して理解を深める役割をもつ。

指導に当たっては、地域の環境や児童・生徒等の発達の段階や実態を踏まえ、安全学習や他の教  
育活動における「安全指導」との連携を重視し、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分  
に検討することが望まれる。また、日常生活で具体的に実践できること、学校行事等と関連付ける  
こと、家庭、地域、関係機関（警察・消防等）との連携を図ることが大切である。

〔実施の場と時間〕

【特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事等）】

長期休業日前の指導、国民安全の日、東京都交通安全日、防災の日等における指導、交通安全運動、  
防災週間等における指導、避難訓練、防災訓練、交通安全教室、セーフティ教室 等

### 避難訓練の適正な実施のために

（「避難訓練の手引（平成25年3月 東京都教育委員会）」より作成）

#### （1）避難訓練とは

地震、風水害、火山噴火などの自然災害や火災などの災害に備え、各学校で定期的に行われる安  
全指導の一つで、特別活動の〔学校行事〕「健康安全・体育的行事」に位置付けられている。

都内の公立学校においては、幼稚園・小・中学校・特別支援学校では、年11回、高等学校では、  
年4回以上の避難訓練を実施しており、他の防災教育と連携して、計画的に実施することが重要で  
ある。

避難訓練では、いざというときに慌てず、即座に、適切な避難行動をとれるようにすること、  
校内の避難経路を覚え、発災の状況に応じ、安全な経路を通して避難できるようにすることが、  
特に重要な指導事項となる。指導に当たっては、「落ちてこない」、「倒れてこない」、「移動して  
こない」場所への移動や、「おかしも」等の避難時の心得を徹底することが求められる。

#### （2）避難訓練の基本的な流れ

右の表は、避難訓練の基本的な流  
れの例である。

ここで着目したいことは、事前指  
導と事後指導の実施である。

事前に、児童・生徒等に訓練を通  
して、どのような避難方法を身に付  
けさせるのか示すことや、事後に訓  
練を振り返り、自己評価を行うこと  
などにより、避難訓練の効果を高め  
ることができる。

1	事前指導（避難訓練のねらいや避難方法の指導等）
2	緊急地震速報の発令（または、大きな揺れの発生）
3	安全な場所への移動（「落ちてこない」、「倒れてこない」、 「移動してこない」）
4	揺れ等の収束後、避難準備（防災頭巾やヘルメット、 ハンカチ）
5	避難経路、集合場所の指示
6	避難（「おかしも」の遵守）及び校内の安全確認
7	人員点呼及び情報収集
8	二次避難、下校方法等の確定と指示
9	訓練の総評
10	事後指導（振り返り）

### (3) 避難訓練の工夫・改善

大地震が発生した際、まず自分の身を守ることができるようにするために、危険を予測し回避する能力を育成することが重要である。そのためには、各学校における避難訓練を、様々な発災場面を想定した体験的、実践的な訓練に改善することが求められる。各学校では、組織的・計画的に避難訓練の見直しを行うことが大切である。

平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」には、以下に示す避難訓練等の想定場面等の見直し例や、体験的・実践的な避難訓練にするための改善の視点を示している。

#### ◆設定時間・場面について

1	登下校中
2	始業前、放課後
3	授業中（普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等）
4	休憩・清掃中
5	校外での教育活動中
6	他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中
7	委員会や部活動中（長期休業日及び学校休業日を含む。）

#### ◆設定状況（どのような場合か）

1	管理職が不在である。
2	電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない。
3	停電等により、校内放送が使用できない。
4	渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない。
5	児童・生徒等や教職員が負傷した。
6	校内において児童・生徒等が行方不明になった。
7	運動場が液状化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない。
8	島しょ部や東京湾沿岸部等に立地する学校で、津波警報が発令された。
9	地震発生後、火災の発生や津波警報の発令等、被害の拡大により複合災害を想定した場合

#### ◆体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点

1	学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する。
2	形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する。
3	避難訓練等の事前・事後指導を充実する。
4	特別な支援が必要な児童・生徒等に対する配慮を行う。
5	教職員の役割分担を明確化する。
6	家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する。
7	実施後の評価を次の避難訓練等に活用する。

#### 【避難訓練の事前・事後指導に活用できる教材】「5分で行う避難訓練」

掲示教材と学習指導略案がセットになった場面ごとに大切な内容を、視覚的に示す教材である。

教室や廊下に掲示することで、継続的な防災意識の向上を図ることが期待できる。

1 学校安全計画の全体計画と年間指導計画

(1) 「学校安全計画」と「安全教育に関する計画」の関係

「学校安全計画」とは、安全教育の内容と安全管理の内容とを関連させ、統合した、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。（「学校保健安全法第27条」）

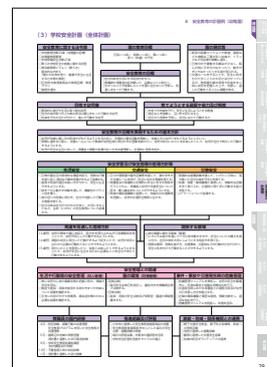
この計画には、少なくとも①学校の施設及び設備の安全点検 ②児童・生徒等に対する安全に関する指導 ③職員の研修に関する事項を盛り込むことが定められている。つまり、「学校安全計画」の中に「安全教育に関する計画」が位置付けられることになる。

本書では、安全教育に関する計画として、学校安全計画の全体計画と年間指導計画の作成事例を掲載している。

(2) 学校安全計画の全体計画

学校の教育活動全体を通して、安全教育の目標を実現するための方策等を総合的に示した計画である。安全教育を効果的に進めるためには、「学校安全計画」において安全管理と密接に関連させて実施していくことが必要である。

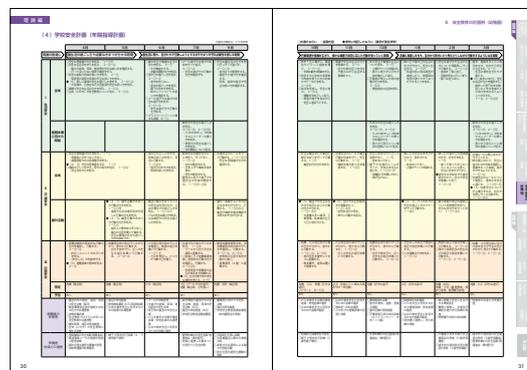
また、全校的な立場から、特に工夫し留意すべきことは何か、家庭や地域社会との連携の在り方なども含めて構造的・概括的に示す必要がある。



(3) 学校安全計画の年間指導計画

「必ず指導する基本的事項」や学校で設定した内容を「安全学習」、「安全指導」を通して、計画的に指導するために作成する。

「安全学習」と「安全指導」との関連を明記することや、生活指導との系統性・整合性を図っていく必要がある。



年間指導計画 改善のポイント

改善の視点	留意点
安全教育の3領域	全ての領域に関する内容を配置する。
必ず指導する基本的事項	年間を見通して指導時期を設定する。
教科等に関連した指導	「安全学習」と「安全指導」を相互に関連させるなど、教科間で学びがつながり、深まる工夫をする。
教材の活用	「防災ノート ～災害と安全～」、「東京マイ・タイムライン」等の教材の活用を明記する。
実践的な防災教育	・平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」に基づいた活動にする。
現代的な課題への対応	・自転車通学の生徒がいる学校について、自転車損害賠償保険等への加入義務、ヘルメットを着用すること、ながら運転の禁止等、自転車事故防止に向けた自転車の安全な利用に関する取組を明記する。 ・現代的な課題である「生命（いのち）の安全教育」及び「弾道ミサイル発射時の安全」に関する取組を明記する。
組織的活動	教職員等の研修を明記する。

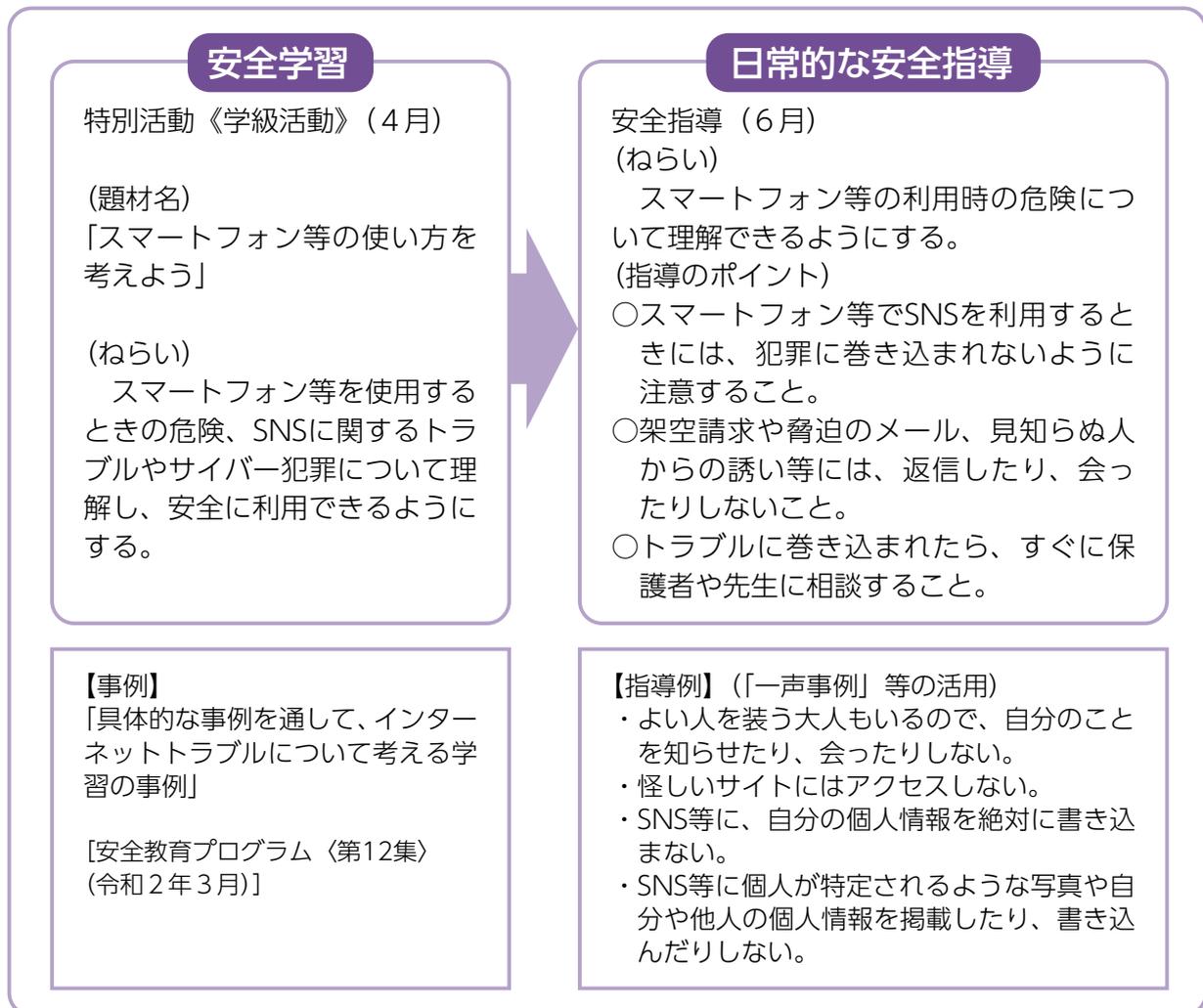
## 2 安全学習×安全指導 ～効果的に関連させる事例～

安全教育を充実させるために、安全学習と安全指導とを関連させ、計画的に実施することが大切である。

### (1) 安全学習の後に、安全指導（日常的）を行う事例（生活安全 小学校第6学年）

I		4月	5月	6月	7月
6年	生活安全				
	安全学習 (教科等)	《学活》SNSの正しい使い方とトラブル (I-5-②、④)	《図工》用具の安全な使い方、事前の点検の視点 (I-2-③)	《体育》水泳運動における安全 (I-2-④)	《家庭》洗濯機の使い方 (I-2-③)
	安全指導 日常的 定期的	登下校時の安全 (I-1-①～④)	不審者の対応 (I-4-①②④) セーフティ教室 (I-2-⑥)	スマートフォン等の使い方 (I-5-③～⑤)	夜間外出での安全 (I-4-⑤) 夏休みの過ごし方 (I-4-⑥、⑧)

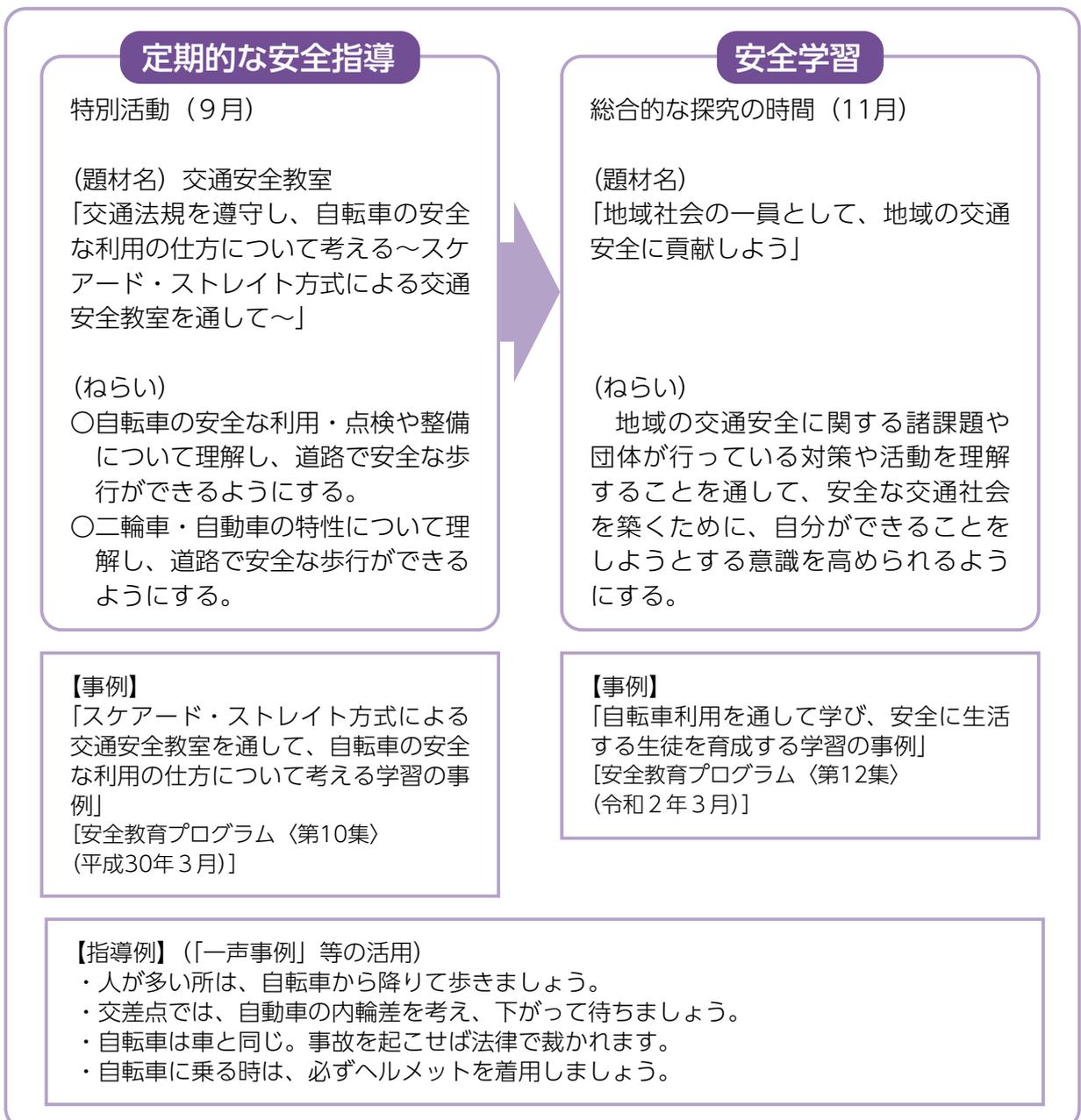
学級活動で、SNSの正しい使い方やトラブル（サイバー犯罪等）について学習したことを、日常的な安全指導において一声事例を用い、指導する。



(2) 安全指導（定期的）の後に、安全学習を行う事例（交通安全 高等学校第2学年）

		8月	9月	10月	11月
2年	交通安全		《HR》自転車に関する交通法規について (Ⅱ-2-③、⑤)	《保健》けがの処置について (Ⅱ-4-③)	《総合》地域の交通事故ゼロを目指して (Ⅱ-4-①~④)
	安全指導 日常的 定期的	シートベルトの効果について (Ⅱ-3-②)	スケアード・ストレイト方式による交通安全教室 (Ⅱ-2-①~⑤)	自転車の乗り方について (Ⅱ-2-①)	自転車自己点検 (Ⅱ-2-①~⑥)

スケアード・ストレイト方式による交通安全教室で学んだ交通事故の危険性を、総合的な探究の時間において、地域の交通安全に貢献しようとする意識を高める学習につなげる。



理論編  
学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

安全教育の  
3領域

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の  
確実な実施の  
ために

計画  
安全教育の

評価  
安全教育の

計画例  
安全教育の

実践編

実践事例一覽

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

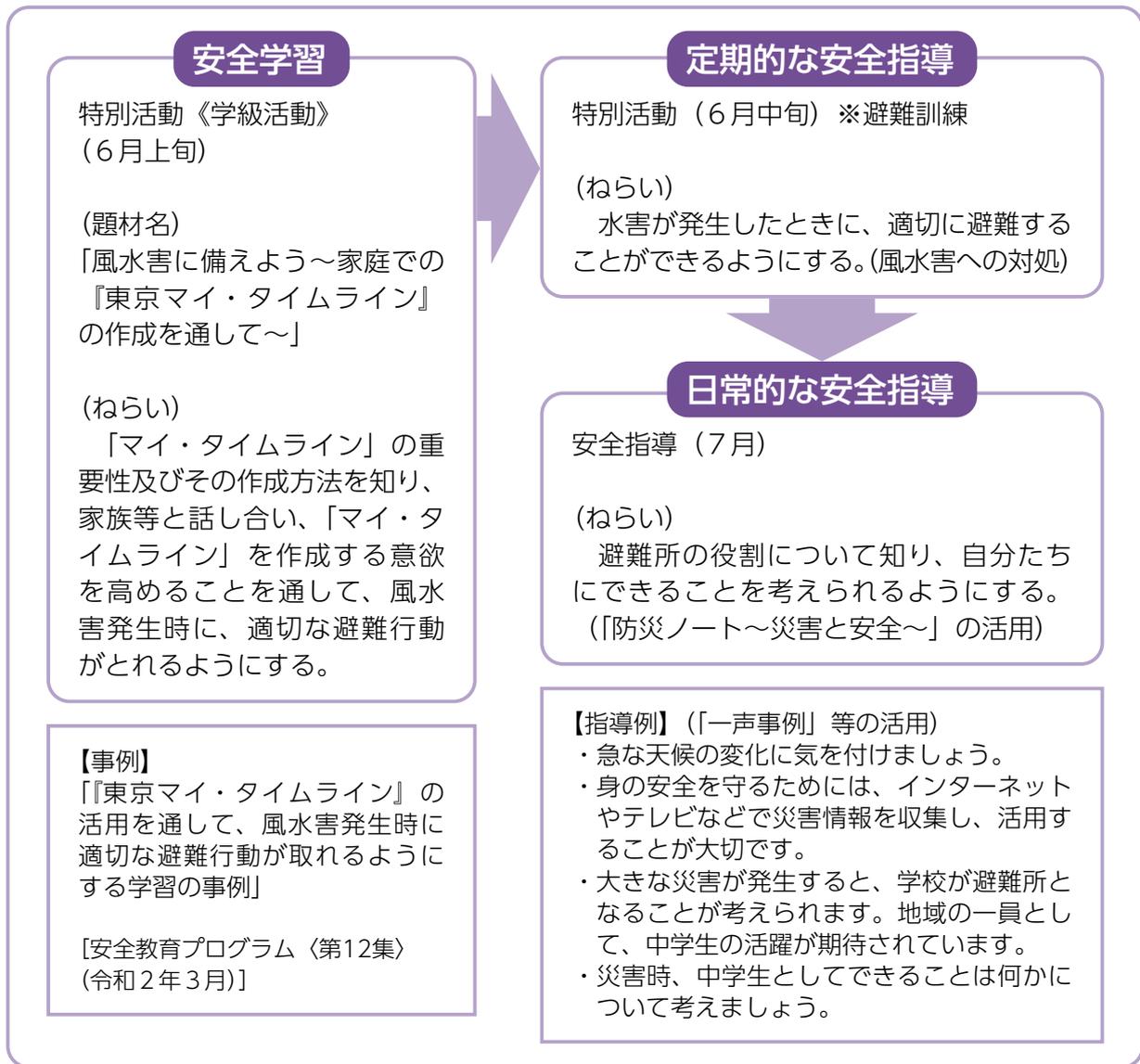
一声事例  
(役種別)

資料編

(3) 複数の内容を関連させる事例 (災害安全 中学校第1学年)

III		5月	6月	7月	8月	9月
3年	災害安全	安全学習 (教科等) 世界の気候と気象災害 (防災ノート～災害と安全～) (地理) 4全般	風水害から身を守る (『東京マイ・タイムライン』を活用した指導) (特別活動) 4-①⑥	風水害から身を守る (『東京マイ・タイムライン』を活用した指導) (特別活動) 4-①⑥		
	安全指導 日常的 定期的	災害安全に関する意識 (学活) 7-①  地震発生時の初期活動と避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-②④⑤ 緊急地震速報を活用した避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-①③⑤	大雨・台風への対応 (防災ノート～災害と安全～P34, 35) (学活) 4-①⑥  気象災害 (河川の氾濫) 避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 4-①⑥	災害への備え (防災ノート～災害と安全～P18～21, P74) と応急手当 (防災ノート～災害と安全～) (朝学活) 7-③④  災害発生時における避難所の役割 (朝礼) 7-① 台風への対応 (防災ノート～災害と安全～) 4-①⑥ 防災引取訓練 2全般		火災発生時の正しい行動 1-①

安全学習として、風水害時における具体的な避難方法を考えた後、定期的な安全指導として、風水害時における避難訓練を行う。日常的な安全指導では、「防災ノート～災害と安全～」の活用や、一声事例による学習体験の想起を行い、資質・能力の育成を図る。



## 1 安全教育の評価の意義と方法

### (1) 評価の意義と観点

安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

『「生きる力」を育む学校での安全教育』（平成31年3月 文部科学省から一部抜粋）

安全教育を充実させていくためには、実施状況を適切に評価し、問題点を明らかにしていくことが重要である。そのためには、指導計画等と合わせて、評価の観点を定めておくことが大切である。

評価の観点としては、例えば、「指導計画」、「指導方法・指導過程」、「児童・生徒等への指導の成果」などの評価の観点を設定するなど、安全教育を総合的に捉えて評価できるように工夫することが重要である。

各学校においては、学校種別や学校周辺の地域の環境等、自校の実態に即して、評価の観点や具体的な項目を工夫していただきたい。参考として、「安全教育の改善につなげる評価 チェックリスト例」を示す。

### (2) 評価の方法

安全教育を総合的に捉えて評価していくためには、評価の観点とともに、評価の方法（対象や場面）を工夫することが大切である。

例えば、下表のように、児童・生徒等及び保護者や関係機関からの評価を得るようにするなど、多面的・多角的に安全教育の実施を捉えるように工夫したい。

自校における安全教育の評価を充実させ、指導計画等の改善を図るためにも、安全教育の評価の方法について各種会議等を通して教職員に共通理解できるようにしておくことが必要である。

評価者	評価の場面例	評価の方法例
児童・生徒等	○日常的・定期的な「安全指導」後 ○「安全学習」後	○日常の安全行動を振り返るワークシート ○安全に関して気が付いたことを交流するグループ活動
保護者	○安全教育に関する授業参観時 ○避難訓練等の行事の後 ○学期末、学年末の学校評価	○アンケート用紙 ○保護者会等の懇談
関係機関 (消防職員等)	○防災教育推進委員会（都立学校） ○避難訓練、防災訓練後	○アンケート用紙 ○行事後の講評懇談

## 2 安全教育の改善につなげる評価 チェックリスト例

指導計画の評価

指導方法や指導過程の評価

指導の成果の評価

内 容
全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携がとれているか。
安全管理との関連がとれているか。
児童・生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
保護者や地域機関の協力や理解が得られているか。
日程や実施回数は適切か。
指導内容や方法における課題を改善し、次年度の年間指導計画に位置付けているか。
指導に必要な教材・教具、資料等が用意されているか。
教職員の研修が組織的・計画的に実施されているか。
指導のねらいが明確になっているか。ねらいが「必ず指導する基本的事項」や目指す児童・生徒像を踏まえて設定されているか。
児童・生徒等の実態、家庭や地域の実態に即して、適切で具体的な内容を取り上げているか。
「安全学習」、「安全指導」との関連が図られ、指導の成果が一層高められるように工夫されているか。
消防署や警察署等の関係機関の協力を得ているか。
校内や地域の人材、資機材等が活用されているか。
東京都教育委員会が作成・配布している教材等を効果的に活用しているか。
(安全学習) 自ら考え、判断することができる指導過程が設定されているか。
(安全学習) 日常生活における行動を振り返り、自己の課題に気付けるような場を設定しているか。
(日常的な安全指導) 季節や行事、児童・生徒等の実態等を踏まえた指導を考え、週ごとの指導計画に記入しているか。
(日常的な安全指導) 学年や学校で指導事例を蓄積・整理し、活用しているか。
(定期的な安全指導) 日常生活で具体的に実践できるよう設定しているか。
(定期的な安全指導) 訓練や実習など、体験的な活動を重視しているか。
児童・生徒等は、日常生活における事件・事故・災害の現状、原因及び防止対策について、理解できたか。
児童・生徒等は、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
児童・生徒等は、日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、的確に判断して安全に行動できるようになったか。
児童・生徒等は、幼児、高齢者、障害のある人などほかの人の安全を考えて行動できるようになったか。
児童・生徒等は、自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

## 1 幼稚園

## (1) 教育課程と安全教育

学校教育法には、「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。」(学校教育法第23条第1項)と幼稚園で行う安全教育の目標が示されている。また、幼稚園教育要領(平成29年3月)の第1章 総則 第2の3(1)では、「幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。」とされ、領域「健康」のねらいとして、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」ことが挙げられている。

## (2) 幼稚園教育要領解説

幼稚園教育要領解説(平成30年2月)には、「安全上の配慮」の中で、「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。」と示され、幼児自身が危険を予測し、回避する能力を身に付けることで安全な生活を送ることができるよう指導することとしている。

## 幼稚園教育要領解説(平成30年2月)

## 第1章 総説 第3節 教育課程の役割と編成等 4 教育課程の編成上の留意事項 (3) 安全上の配慮

(3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かたり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとっていくことが大切である。

## 幼稚園教育要領解説(平成30年2月)

## 第2章 ねらい及び内容 第2節 各領域に示す事項 1 心身の健康に関する領域「健康」【内容の取扱い】

(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

幼児は園の中で安心して伸び伸びと全身を使って遊ぶ中で、教師からの安全について気付くような適切な働き掛けの下、安全についての構えを身に付けることができるようになっていく。安全についての構えを身に付けるとは、幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになることであり、安全な方法で行動をとろうとするようになることである。幼児は、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険な場所、事物、状況などを知ったり、そのときにどうしたらよいか体験を通して身に付けていく。安全を気にするあまり過保護や過介入になってしまえば、かえって幼児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなることがあるということにも留意することが必要である。幼児の事故は情緒の安定と関係が深いので、教師や友達と温かいつながりを持ち、安定した情緒の下で幼稚園生活が展開されていることが大切である。

幼稚園生活の中では安全を確保するために、場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要である。その際、幼児自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかを考えるようにすることも大切である。

交通安全の習慣を身に付けさせるために、教師は日常生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である。また、地域にある道路や横断歩道の映像などの視覚教材を活用した指導や、警察などの専門機関の協力を得た模擬訓練などの指導の工夫が考えられる。

さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝える必要がある。

特に、火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるように、避難訓練を行うことが重要である。また、避難訓練は、非常時に教職員が落ち着いて現状を把握、判断し、幼児を避難誘導できるかの訓練であることも自覚して行うことが重要である。

理論編  
学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育的に  
身に付ける力

3領域  
安全教育の

基本的事項  
必ず指導する

安全教育的  
の実施のため

計画  
安全教育の

評価  
安全教育の

計画例  
安全教育の

実践編  
実践事例一覧

実践事例  
生活安全に  
おける

実践事例  
交通安全に  
おける

実践事例  
災害安全に  
おける

（校種別）  
一声事例

資料編

### (3) 学校安全計画（全体計画）



(4) 学校安全計画 (年間指導計画)

※番号の意味は、P.9を参照

		4月	5月	6月	7月	9月		
発達の見通し		園生活の過ごし方や必要なきまりが分かる時期			園生活に慣れ、自分たちで行動しようとする中できまりを守る必要性を感じる時期			
I 生活安全	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な登降園の仕方を知る。 1-①③</li> <li>○安全な生活のきまりを知る。 2-②~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内の遊具、用具、施設等の安全な使い方を確認する。</li> <li>・行ってはいけない場所の確認をする</li> </ul> </li> <li>○安全な遊具や用具の使い方を知る。 2-③                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室の遊具や用具の安全な扱い方を知る。</li> </ul> </li> <li>◆(5) 新しい環境の安全な過ごし方を知る。 2-②~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型積木、巧技台など大型遊具の安全な扱い方を知る。</li> </ul> </li> <li>○健康で安全な生活の仕方を知る。 2-①②</li> <li>○生命 (いのち) の安全教育について知る。 6-①②</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏の安全で健康な生活の仕方を知る。 2-①                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水分補給をする。</li> <li>・衣服の調整の仕方を知る。</li> </ul> </li> <li>○雨の日の過ごし方を知る。 2-①~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内を走らない。</li> <li>・室内の過ごし方を知る。</li> <li>・廊下の歩き方を知る。</li> <li>・傘やレインコートの扱い方を確認する。</li> </ul> </li> <li>○プール遊びや水遊びの安全な遊び方を知る。 2-①~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な遊び方や行動の仕方を知る。</li> </ul> </li> <li>○プライベートゾーンに関する指導 6-①</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○プール遊びや水遊びの約束を守って遊ぶ。 2-①~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な遊び方や行動の仕方を確認する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な園生活の仕方を思い出し守って過ごす。 2-①~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身の回りの整理をする。</li> <li>・園庭での遊び方を確認する。</li> <li>・用具、遊具の適切で安全な使い方を確認する。</li> </ul> </li> </ul>
	長期休業に向けた取組					<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休みの安全な過ごし方を知る。 3-③~⑤、4-①③⑥                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いかのおすし」の約束やエレベーターの乗り方を知る。</li> <li>・家庭での安全な過ごし方を知る。</li> <li>・水の事故について知る。</li> </ul> </li> </ul>		
II 交通安全	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な登降園の仕方を知る。 1-①                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と手をつないで歩く。</li> <li>・通園経路の中の危険箇所を知る。</li> </ul> </li> <li>◆(4・5) 安全な登降園をする。 1-①</li> <li>○道路の正しい歩き方、信号の見方を知る。 1-③④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な歩き方を知る。</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨の日の正しい歩き方、雨具の扱い方を知り、安全に行動する。 1-①②⑤                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨の日の歩き方を知る。</li> <li>・雨具の扱い方を知る。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な交通安全のルールを知り、守って歩く。 1-①~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・左右の確認をする。</li> <li>・手を上げて横断歩道を渡る。</li> <li>・信号の確認をする。</li> </ul> </li> <li>○夏休みに向けて親子で交通安全の約束を確認する。 1-①③~⑤⑩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全のルールを守って行動する。 1-①~④⑦                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な登降園の仕方を確認する。</li> </ul> </li> </ul>
	園外活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆(4・5) 園外活動のきまりや行動の仕方を知る。 1-①⑦⑩                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公共交通手段を利用した行動の仕方を知る。</li> </ul> </li> <li>◆(4・5) 集団行動のきまりや行動の仕方を知る。 1-①⑦                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・前の人と間をあけず歩く。集合の合図を聞いて集まる。</li> <li>・安全な乗降の仕方や過ごし方の約束を守る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団行動のきまりやバスの安全な利用の仕方、公共の場所での過ごし方を知る。 1-①~③⑦                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの安全な乗り方を知る。</li> <li>・公共施設での安全な過ごし方を知る。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○園外へ移動するときの安全な歩き方が分かり、行動する。 1-①③④⑦                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団で横断歩道を横断する時の歩き方が分かる。</li> </ul> </li> </ul>		
III 災害安全		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難訓練時の基本的な行動の仕方を確認し、行動する。 2-②~④                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ヘルメットのかぶり方を知る。</li> <li>・「おかしも」の約束を守る。</li> </ul> </li> <li>◆(3) 避難訓練の意味を知る。 2-②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時の身の守り方が分かり、速やかに行動する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で身を守り、近くの先生の指示を聞いて行動する。 2-②~④</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災発生時の身の守り方を確認し、教師の指示を聞いて行動する。 1-①~③                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災を想定し、ハンカチで鼻や口を覆う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水遊び中の身の守り方を知る。 1-①③                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールから出て安全な場所に避難する。</li> </ul> </li> <li>○「南海トラフ地震関連情報」発信時の行動の仕方を確認し、行動する。 2-①②⑤                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育室で保護者の迎えが来るまで待機する。</li> </ul> </li> <li>◆(5) 自分の家の中の安全な場所を考える。 2-⑤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急地震速報発令時、津波警報発令時の身の守り方を確認し、行動する。 2-①~④、4-①⑥                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時の合図や放送を静かに聞く。</li> <li>・避難場所 (4階) に避難する。</li> </ul> </li> </ul>		
	想定	地震 (集合時)	地震 (集合時)	火災 (集合時)	火災 (プールでの水遊び) 地震 (集合時、引き渡し)	地震・津波 (集合時)		
	予告	あり	あり	あり	あり	あり		
教職員の研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園舎内外の施設・遊具・用具の安全点検 (毎月)</li> <li>○緊急事態発生時の連絡や対応の仕方の共通理解</li> <li>○非常設備点検</li> <li>○安全教育プログラムを用いた安全教育の共通理解</li> <li>○園外保育、遠足の実地踏査</li> <li>○生命 (いのち) の安全教育に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遠足の実地踏査</li> <li>○救急救命講習 (A E D取扱訓練)</li> <li>○公共の場を安全に利用するための指導の共通理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プールの水質管理</li> <li>○水遊びの遊具、用具、場の設定の安全点検</li> <li>○雨天時の園舎内外安全点検</li> <li>○バスを使用する際の事前指導・実地指導の共通理解</li> <li>○公共の場を安全に利用するための指導の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新学期前の園舎内外の安全点検、遊具・用具の安全点検 (8月)</li> <li>○遠足の実地踏査 (8月)</li> <li>○学校安全教室指導者講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暴風雨に向けての対応、点検</li> <li>○遠足の実地踏査</li> <li>○学校安全教室指導者講習 (校内講習会の実施)</li> </ul>			
保護者地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登降園時の安全指導 (保護者会)</li> <li>○緊急情報メールの登録の啓発と配信訓練</li> <li>○春の全国交通安全運動の啓発</li> <li>○自転車通園の約束確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親子で実地歩行訓練 (4・5歳児親子散歩)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季休業中の安全指導 (保護者会・資料配付)</li> <li>○地域と連携した夏まつりの見守りと安全対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時引き渡し訓練</li> <li>○災害備蓄品に関する情報共有</li> <li>○家庭での災害時による備えの啓発活動</li> <li>○秋の全国交通安全運動の啓発</li> </ul>			

○共通のねらい ・指導内容 ◆学年に特記したねらい（数字が該当学年）

10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>▶ 行動範囲や経験が広がり、様々な場面で状況に応じた行動を知っていく時期</p>			<p>▶ 活動に見通しをもち、自分から気付いたり考えたりしながら行動をするようになる時期</p>		
<p>○体を十分に動かし、敏捷性やバランス感覚を養う。2-①～③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な動きの経験をする。</li> </ul> <p>○併設する小学校の体育館や校庭を使うときの約束やマナーなどを知る。2-③④</p> <p>○状況を判断し、安全に遊ぶ。2-③④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動用具を正しく扱う。</li> <li>・周囲の様子を見ながら安全に遊ぼうとする。</li> </ul>	<p>○健康で安全な生活の仕方を意識する。2-①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の身の回りを自分で整えながら生活する意識をもつ。</li> </ul>	<p>○冬の安全で健康な生活について知る。2-①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上着のチャックを閉める。</li> <li>・寒さに負けずに戸外で体を動かして遊ぶ。</li> </ul> <p>○不審者が侵入した時の避難の仕方を知る。2-⑤⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急放送の合図を知る。</li> </ul>	<p>○寒い日や雪の日の生活の仕方が分かり、安全に生活する。2-①④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気温の低い時は路面が凍結したり、降雪時は地面が滑りやすくなったりすることを知る。</li> </ul>	<p>○安全な遊び方や生活の仕方について再確認し、守って行動する。2-①～④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具を丁寧に扱う。</li> <li>・用具を安全に正しく使う。</li> <li>・廊下は走らない。</li> </ul>	<p>○進学、進級することに期待をもち、自分から安全に生活する。2-①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の場を自分たちで整える。</li> </ul> <p>◆(5) 就学に向けて、安全な生活の仕方を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学して登下校する際、困ったときは地域の人に助けを求めるとよいことが分かる。</li> <li>1-③、4-①②④</li> </ul>
		<p>○冬休みの安全な過ごし方を知る。3-③～⑤、4-①③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いかのおすし」の約束やエレベーターの乗り方を確認する。</li> <li>・周りから見えにくい場所の危険について知る。</li> </ul>			<p>○春休みの安全な過ごし方を知る。3-③～⑤、4-①③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いかのおすし」の約束やエレベーターの乗り方を確認する。</li> <li>・周りから見えにくい場所の危険について知る。</li> </ul>
<p>○安全な集団歩行や集団行動の決まりを守って行動する。1-⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団歩行の仕方を知る。</li> </ul>	<p>○交通安全のルールや集団行動の約束を守り、安全に行動する。1-⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道の渡り方を確認する。1-③④</li> </ul>	<p>○安全に気を付けて正しい姿勢で歩く。1-⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前を向いて歩く。</li> </ul> <p>○親子で交通のルールを守って、冬休みを安全に過ごす。1-①③～⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と手を繋いで歩く。</li> <li>・飛び出さない。</li> </ul>	<p>○寒い日の安全な歩き方が分かり、気を付ける。1-⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前を向いて歩く。</li> <li>・上着のチャックを閉める。</li> </ul>	<p>○寒い日や雪の日の登降園の仕方、歩き方を知る。1-⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凍って滑りやすくなっていることに注意し、安全に気を付けて歩く。</li> </ul> <p>◆就学する学校までの通学路が分かり、自分で安全を意識して歩く。1-①～④</p>	<p>○交通ルールに関心をもち、守ろうとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新年度に向けて、安全に遊ぶための約束を確認し、意識をもって進級、進学ができるようにする。1-①～④</li> </ul> <p>○交通安全のルールについて確認し、春休みを安全に過ごす。1-①③～⑤</p> <p>◆(5) 交通安全についての心構えをもち、自分で判断し守って行動する。1-①～④⑦</p>
<p>◆(5) 集団での安全な歩き方や状況に応じた行動の仕方が分かる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-①～④⑦</li> <li>・交通量の多い場所、工事現場、駐車場の出入り口に気を付ける。</li> </ul>	<p>◆(5) 自分で安全を確認する意識をもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-①～④⑦</li> <li>・信号を自分で見る。</li> <li>・車や人の動きを見る。</li> </ul>		<p>◆(4・5) バスの中での安全な過ごし方やマナーを守って行動する。1-⑩⑦</p>		
<p>○地震、火災発生時の行動の仕方が分かり、速やかに行動する。1-①～③、2-②③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全を優先してすぐに避難する。</li> <li>・靴を履き、遊具は置いて避難する。</li> </ul>	<p>○火災発生時の身の守り方が分かり、速やかに行動する。1-①～③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの先生の指示を聞いて行動する。</li> </ul>	<p>○地震発生時の身の守り方が分かり、速やかに行動する。2-②～④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で身を守り、近くの先生の指示を聞いて行動する。</li> </ul>	<p>○予告なしの状況で教師の指示や放送を聞いて行動する。1-①～③</p> <p>○二次避難の方法を知る。1-①～③</p>	<p>○教師の指示や放送を聞いて行動する。2-①～④</p> <p>○預かり保育担当の先生などの指示や放送を聞いて行動する。1-①～③、2-①～④</p>	<p>○地震・火災発生時に自分の身を自分で守る大切さが分かり、考えて行動する。1-①～③、2-①～④</p>
<p>地震・火災・停電（好きな遊び） Jアラート 8-①②</p>	<p>火災（学級ごとに異なる場所での一斉活動）</p>	<p>地震（好きな遊び）</p>	<p>火災（好きな遊び）</p>	<p>地震（弁当） 地震・火災（園庭開放、預かり保育、管理職不在時）</p>	<p>地震・火災（好きな遊び）</p>
あり	あり	なし	なし	あり	なし
<p>○バスを使用する際の事前指導・実地指導の確認</p> <p>○公共の場を安全に利用するための指導の確認</p>	<p>○公共の場を安全に利用するための指導の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症への対応確認</li> <li>○これまでの避難訓練の評価と改善</li> </ul>	<p>○暖房器具の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○室内の換気、温度、湿度の調整</li> <li>○園外活動の実地踏査</li> <li>○不審者侵入時の対応訓練（ネットランチャー、学校110番）</li> </ul>	<p>○降雪時の対応確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バスを安全に利用するための事前指導・実地指導の確認</li> <li>○公共の場を安全に利用するための指導の確認</li> <li>○消防署と連携し、消火訓練の実施</li> </ul>	<p>○寒い時期に安全に生活できる環境設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察と連携し、歩道及び横断歩道の歩行訓練の実施</li> <li>○管理職不在時の対応訓練</li> </ul>	<p>○年度末の反省と次年度計画</p>
<p>○地域防災訓練参加の啓発</p> <p>○親子で実地歩行訓練（3歳児親子散歩）</p>		<p>○冬季休業中の安全指導（保護者会・資料配付）</p>		<p>○不審者に対する親子安全講習会の実施（5歳児保護者）</p> <p>○就学先の通学路の安全確認の啓発（5歳児保護者）</p>	<p>○就学先の通学路の安全確認の啓発（5歳児保護者）</p> <p>○春季休業中の安全指導（保護者会・資料配付）</p>

## 2 小学校

### (1) 教育課程と安全教育

小学校学習指導要領(平成29年告示)第1章 総則 第1の2(3)では、「安全に関する指導」について次のように示しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

#### 小学校学習指導要領(平成29年告示)第1章 総則 第1の2(3)

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

このことを踏まえ、小学校における安全教育は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにすることを目指して行われる。

### (2) 教科等の中で行う指導

教科等においては、例えば、小学校学習指導要領解説に次のように示されている。

#### 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 生活編第2章 生活科の目標 第2節の2

集団や社会の一員として安全で適切な行動をしたりするとは、児童が学校、家庭、地域社会における一人の構成員として、様々な場でどのような行動をすることが望ましいかについて考え、自ら進んで次のような行動ができるようになることである。(中略)

特に、安全については、自分の身を守ることを最優先に考え、自然災害、交通災害、人的災害などに対する適切な行動や危険を回避する行動などができるようにすることにも配慮する必要がある。

#### 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編第2章 体育科の目標及び内容 第2節〔第5学年及び第6学年〕 2 内容 G保健(2) けがの防止 ア知識及び技能(ア)

④ 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがを防止するためには、周囲の状況をよく見極め、危険に早く気付いて、的確な判断の下に安全に行動することが必要であることを理解できるようにする。その際、交通事故の防止については、道路を横断する際の一時停止や右左の安全確認などを、学校生活の事故によるけがの防止については、廊下や階段の歩行の仕方、運動場などでの運動や遊び方などを、犯罪被害の防止については、犯罪が起こりやすい場所を避けること、犯罪に巻き込まれそうになったらすぐに助けを求めることなどを取り上げるようにする。なお、心の状態や体の調子が的確な判断や行動に影響を及ぼすことについても触れるようにする。

#### 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編第3章 各活動・学校行事の目標及び内容 第1節 学級活動 2 学級活動の内容(2)のウ

安全に関する指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられる。他にも、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。近年でも、東日本大震災や熊本地震、台風や集中豪雨などをはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い、児童を取り巻く安全に関する環境も変化している。したがって、安全に関する指導においても、取り上げた内容について、必要な情報を自ら収集し、よりよく判断し行動する力を育むことが重要である。

理論編  
学校における安全教育とプログラム

安全教育で身に付ける力

3領域  
安全教育の

必ず指導する基本的事項

安全教育の実施のために

安全教育の計画

安全教育の評価

安全教育の計画例

実践編  
実践事例一覧

生活安全における実践事例

交通安全における実践事例

災害安全における実践事例

一声事例 (校種別)

資料編

### (3) 学校安全計画 (全体計画)



(4) 学校安全計画 (年間指導計画)

※番号の意味は、P.9を参照

		4月	5月	6月	7月	8・9月
通年単位の 生活	Ⅰ 生活	登下校時の安全 (朝の会等) 1-①~④ 生命 (いのち) の安全教育 6-①~④	校内での安全 (朝の会等) 2-①④ 熱中症の事故防止、校庭での対処、体育館での換気 (終学活) 2-①	雨天時の過ごし方 (朝の会等) 2-④ 水泳時の安全 (朝の会等) 2-④	不審者侵入時の行動 (朝の会等) 2-⑤⑥⑦ 夏休みの過ごし方 (学校行事) 3-⑤、4-①~⑧、5-①~⑥、6-①②	外出時の約束 (朝の会等) 3-①~④、4-①~③
	Ⅱ 交通	登下校時の安全 (朝の会等) 1-①~④		自転車の安全 (朝の会等) 2-①~⑥ 道路での正しい歩行 (朝の会等) 1-③~⑦		
	Ⅲ 災害	緊急地震速報発生時の避難の約束 (朝の会等) 2-①~④ Jアラート 8-①②	緊急警報に伴う取り急ぎや手順・行動 (朝の会等) 7-①②	火災発生時の避難の約束 (朝の会等) 1-①②③ 雨天時の過ごし方 (朝の会等) 4-①~③		緊急警報発生時の一斉下校の意義や手順・行動 (朝の会等) 1-①③、4-⑤⑥
1・2年	Ⅰ 生活	日常定期				
	教科等	学習のきまり・固定道具の使い方 (体育) 2-③ 学校のきまり (学活) 2-①~④ 登下校の安全 (学活) 1-①~④	「べんきょうがはじまりますよ」 (1年: 道徳) 2-② 「きをつけて」 (1年: 道徳) 4-①	はさみの使い方 (1年: 図工) 2-③ はさみの使い方 (2年: 図工) 2-③ ボールを使った多様な動き (1年: 体育) 2-②~④ プールへの心構え (1年: 学活) 2-④ プールのきまり (2年: 学活) 2-②④ プライベートゾーンに関する指導 6-①	水遊びの心得・プールでのきまり (体育) 2-②④ 楽しい夏休み (学活) 3-①~⑤、4-①~⑧	「みんなだれかに」 (1年: 道徳) 4-⑦
	Ⅱ 交通	日常定期				
教科等	安全な登校 (1, 2年学活) 1-② きょうから1なんせい (1年: 学活) 1-⑦	がっこうのあんぜんつうがくるのあんぜん (1年: 生活) 1-②~④ 交通安全教室 (学校行事) 1-②③④	たんけんのでかけよう (2年: 生活) 2-②、4-①			
Ⅲ 災害	日常定期					
教科等		安全な下校 (学活) 2-③④				緊急警報発生時の一斉下校訓練 (学校行事) 1-①③、4-⑤⑥
3・4年	Ⅰ 生活	日常定期				
	教科等	登下校の安全 (学活) 1-①~④ 過ごしやすい生活 (学活) 2-①② 虫めがねの使い方 (3年: 理科) 2-③ 校内でのけがと発生場所を見やすく整理する (4年: 算数) 2-①~④ 身近な地域の危険と注意する場所の表の読み取り (4年: 算数) 4-②~④	マットの配置・練習時の動き (体育) 2-②③ インターネットの使い方・情報モラル (総合) 5-③~⑤ 長い紙を使った造形遊び (3年: 図工) 2-②③ 簡易検流計の使い方 (4年: 理科) 2-③	雨の日の遊び方 (学活) 2-②④ ゴムの取扱い (3年: 理科) 2-③ 輪跳びの場の使い方 (3年: 体育) 2-④ 「きまりじゃないか」 (3年: 道徳) 2-② プールでのきまり (3年: 学活) 2-④ プライベートゾーンに関する指導 6-①	浮く・泳ぐ運動の心得・プールでのきまり (体育) 2-②④ 夏休みの過ごし方 (学活) 3-①~⑤、4-①~⑧ 係活動の見直し (3年: 学活) 2-②	遮光板・温度計の使い方 (3年: 理科) 2-③ ネット型ゲームのきまり・準備や片付けの仕方 (3年: 体育) 2-②~④ ベースボール型ゲームのきまり・用具の使い方 (4年: 体育) 2-②④
	Ⅱ 交通	日常定期				
教科等		交通安全教室 (学校行事) 1-①~③、2-①~③	自転車の乗り方 (3年: 学活) 2-①~⑥ 交通安全について考える (4年: 学活) 2-④~⑥			
Ⅲ 災害	日常定期					
教科等		地震に備えて (学活) 2-⑤、7-②③				自然災害から人々を守る (4年: 社会) 7-⑤⑥ 緊急警報発生時の一斉下校訓練 (学校行事) 1-①③、4-⑤⑥
5年	Ⅰ 生活	日常定期				
	教科等	登下校の安全 (学活) 1-①~④ 物の燃え方 (6年: 理科) 2-③ 気体検知管や石灰水の取扱い (6年: 理科) 2-③ 加工食品の原材料表示とアレルギー (6年: 家庭科) 2-①~③ フライパンの使い方 (6年: 家庭科) 2-③ ガソリンの使い方 (5年: 家庭科) 2-③	安全な場のためのマットの配置 (5年: 体育) 2-③④ インターネットの使い方・情報モラル (総合) 5-③~⑤ 縫い針・裁ちばさみの取扱い (5年: 家庭科) 2-①~③ 包丁・まな板の取扱い (5年: 家庭科) 2-③ 調理台の整理・調理中の注意 (5年: 家庭科) 2-①③ カッターナイフの使い方 (5年: 図工) 2-③	身の回りの整理整頓 (5年: 家庭科) 2-① 「あいさつって」 (5年: 道徳) 5-⑤ プールのきまり (5・6年: 学活) 2-④ 走り高跳びの安全な場・練習方法・きまり (6年: 体育) 2-②~④ 掃除の仕方の見直し (6年: 学活) 2-①③	水泳の心得・プールでのきまり (体育) 2-②④ 洗濯機の使い方 (6年: 家庭科) 2-③ 住宅用洗剤の取扱い (6年: 家庭科) 2-③ 病気の予防 (6年: 体育) 2-① 移動教室の計画 (6年: 学活) 4-①⑧	顕微鏡の使い方 (5年: 理科) 2-①③ ミシンの使い方 (5, 6年: 家庭科) 2-①② ミシンの取扱い (5, 6年: 家庭科) 2-③ けがの発生 (5年: 体育) 2-①~④
	Ⅱ 交通	日常定期				
教科等	交通安全について考える (5年: 学活) 3-①~③、4-①~④		「ここを走れば」 (6年: 道徳) 1-①			交通事故の防止 (5年: 体育) 1-①③⑥~⑧、2-①~③、3-③ 障害者にやさしい町 (5年: 総合) 1-⑨
Ⅲ 災害	日常定期					
教科等	天気の変り方 (5年: 理科) 4-① 人の生活と自然環境 (6年: 理科) 4-① 「うるらネコの手ポランティア」 (6年: 道徳) 7-⑤⑥			生物同士のかわり (6年: 理科) 4-①		手ぬぐいの活用 (6年: 家庭科) 7-④ 宿舎での安全な避難行動 (6年: 学校行事) 1-①②、2-① 緊急警報発生時の一斉下校訓練 (学校行事) 1-①③、4-⑤⑥
教職員の研修等		緊急時対応マニュアル共通理解 校内安全管理体制の共通理解 通学路一斉点検 避難経路確認 アレルギー・アナフィラキシー症対応研修 (エビペン®使用法等) ・生命 (いのち) の安全教育に関する研修	安全教育プログラム基本事項研修 防火避難訓練 救命救急法講習 (胸骨圧迫・AED)	水泳指導時の安全指導・安全管理	学校安全教室指導者講習 (校内講習会等の実施)	アレルギー・アナフィラキシー症対応研修 (エビペン®使用法等) 不審者対応訓練、学校110番使用訓練、救命救急法講習における消防者による指導
保護者 地域との連携		学校、PTA、役所と合同での通学路点検 5年生救命救急講習・消防者による指導		交通安全教室における警察署、交通安全協会による指導		

8 安全教育の計画例（小学校）

学校における  
安全教育と  
プログラミング

安全教育で  
身に付ける力

安全教育の  
3領域

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の  
確実な実施の  
ために

安全教育の  
計画

安全教育の  
評価

安全教育の  
計画例

実践編  
実践事例一覽

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

一声事例  
(校種別)

資料編

10月	11月	12月	1月	2月	3月
体育時の安全（朝の会等） 2-③ セーフティ教室（学校行事） 5-①～⑥	校庭での安全（朝の会等） 2-②③④ 実験・実習時の安全（朝の会等） 2-③	校外での過ごし方（朝の会等） 3-③～⑤、4-①② 冬休みの過ごし方（学校行事） 3-⑤、 4-④⑥～⑧、5-①～⑥		乗り物の安全な利用（朝の会等） 1-④	一年間の反省（朝の会等） 4-⑦⑧ 春休みの過ごし方（学校行事） 4-④⑥～⑧、5-①～⑤
自転車の乗り方（朝の会等） 2-①～⑥ 乗り物の安全な利用（朝の会等） 1-④	自転車の乗り方（朝の会等） 2-①～⑥、3-①～③		交通事故の防止（朝の会等） 1-④⑤、2-②		一年間のまとめ（朝の会等） 4-①～④
火災発生時の避難の約束（朝の会等） 1-①②③	起震車体験・煙体験・初期消火訓練・避難所体験・応急手当等による身を守る行動（学校行事） 1-④、2-①～⑤、 6-①～④、7-①～⑥	冬休みの過ごし方（学校行事） 4-④⑤ 教員不在時の避難について（朝の会等） 1-①～③	火災発生場所に応じた適切な避難経路の選択（朝の会等） 1-②③	昼休み時の自分の居場所に応じた身を守る行動（朝の会等） 2-①～③	一年間のまとめ（学校行事） 6-①～④、7-⑤
		火災発生時の対応（「防災ノート～災害と安全～」）（特別活動） 1-①～④			避難の役割と貢献（「防災ノート～災害と安全～」）（特別活動） 3-①～④
マットの準備・片付けの仕方（体育） 2-③ 「黄色いベンチ」（2年：道徳） 2-③ セーフティ教室（学校行事） 5-①～⑥	ゲームでの決まりを守ることや勝敗への態度（体育） 2-②	長縄・短縄の取扱い（体育） 2-②③ 冬休みの過ごし方（学活） 3-①～⑤、4-①～⑥	タグの取扱い（体育） 2-③ 長縄・短縄の取扱い（体育） 2-②③ 「おにごっこ」（2年：国語） 2-② 跳び箱の準備・片付け、場の作り方・使い方（体育） 2-②～④ カッターナイフの使い方（2年：図工） 2-③	ボールをける時の注意事項（体育） 2-②③ 大きな紙での造形遊び（1年：図工） 2-②③ つくってあそぼう（2年：生活） 2-②③	春休みの過ごし方（学活） 3-①～⑤、4-①～⑥
なかよくならう（生活） 1-③④ 「どんなきまりがあるかな」（2年：道徳） 1-①、2-③					
	起震車体験・煙体験等（学校行事） 7-①				「ふるさと」（音楽） 2-②、6-②③
小型ハードルの場の準備や練習の仕方（3年：体育） 2-②～④ 小型ハードルの場の準備や練習の仕方（4年：体育） 2-②～④ 生活習慣の見直し（3年：学活） 4-⑤、5-① セーフティ教室（学校行事） 5-①～⑥ 鏡やちめがねでの光の集め方（3年：理科） 2-③ 地域安全マップ（3年：総合） 4-①～④	ゴール型ゲームのきまりやタグの取扱い（3年：体育） 2-②③ わたしたちの理科室（4年：理科） 2-①③④ 実験用ガスコンロの使い方（4年：理科） 2-③ ゴール型ゲームのきまりや勝敗への正しい態度（4年：体育） 2-② 鉄棒の使い方・場の確認（体育） 2-②④	冬休みの過ごし方（学活） 3-①～⑤、4-①～⑥ 健康な環境のための換気（3年：体育） 2-①③④ 高跳びの用具の使い方（4年：体育） 2-②	乾電池・銅線の取扱い（3年：理科） 2-③ 金釘、釘の使い方（4年：図工） 2-③ 5-④⑤ ホウ酸の取扱い（5年：理科） 2-②③ 跳び箱の配置と場の使い方（3年：体育） 2-②～④	ゴール型ゲームのきまりやボールをける時のきまり（3年：体育） 2-②④ 沸騰した水の取扱い（4年：理科） 2-③ 彫刻刀の使い方（4年：図工） 2-③ ゴール型ゲームのきまりやタグの取扱い（4年：体育） 2-②③ 跳び箱の配置と場の使い方（4年：体育） 2-②～④	春休みの過ごし方（学活） 3-①～⑤、4-①～⑥ 校内のけがの様子を見やすく整理する（3年：算数） 2-①～④
自転車の乗り方（3年：学活） 1-⑧⑨、2-①～⑥	自転車の乗り方（3年：学活） 1-⑧⑨、2-①～⑥		「みんながくらしやすい町」（3年：道徳） 1-③		交通事故を防ぐ（3年：社会） 4-①～④ 「雨の停留所で」（4年：道徳） 1-⑧
火事からくらしを守る（3年：社会） 7-⑤				「ありがたうの気持ちをこめて」（3年：道徳） 7-⑤⑥	「ふるさと」（音楽） 2-②、6-②③ 「神戸のふるところは、ぼくらの手で」（4年：道徳） 6-①～④
鉄棒の使い方・練習や補助の仕方（5年：体育） 2-②～④ ネット型ボール運動のきまり・準備・片付けの仕方（5年：体育） 2-②③ 金属を溶かす薬品の取扱い（6年：理科） 2-③ 安全なための跳び箱の配置や練習の仕方（6年：体育） 2-②～④ 「見直しメディアとのつきあい方」（5・6年：学活） 熟慮による食材の油めき（5年：家庭科） 2-②③ セーフティ教室（学校行事） 5-①～⑥ 電動のこぎりの使い方（5年：図工） 2-③	走り幅跳びの場の使い方（5年：体育） 2-④ ベースボール型ボール運動のきまり・用具の取扱い（6年：体育） 2-②③ スチレンボードの彫刻（6年：図工） 2-③ ゴール型ボール運動のきまり・審判の仕方（6年：体育） 2-②～④	冬休みの過ごし方（学活） 3-①～⑤、4-①～⑥ 学校や地域でのけがの防止（5年：体育） 2-④、3-③、4-⑥⑧ ゴール型ボール運動のきまり・審判の仕方（5年：体育） 2-②～④	「想像力のスイッチを入れよう」（5年：国語） 5-⑤ 情報を生かすわたしたち（5年：社会） 5-④⑤ ホウ酸の取扱い（5年：理科） 2-②③ 金線の使い方（5年：家庭科） 4-⑤、 5-③ 跳び箱の安全な配置や練習の仕方（5年：体育） 2-③④ 喫煙の害（6年：体育） 4-①⑥⑦ コンデンサー・発光ダイオードの使い方（6年：理科） 2-③ マットの安全な配置（6年：体育） 2-③④ 「みんなのボール」（5年：道徳） 2-③④ 彫刻刀の使い方（5年：図工） 2-③	ゴール型ボール運動のフェールを防ぐための注意事項（体育） 2-②～④ 針金の取扱い（5年：図工） 2-③ 暖房使用時の換気（6年：家庭科） 2-③④ アルコールの害（5年：体育） 4-⑥⑦ 薬物乱用の害（6年：体育） 4-⑥⑦ 集団行動の在り方（6年：学活） 2-②	春休みの過ごし方（学活） 3-①～⑤、 4-①～⑥、5-①～⑤
		学校や地域でのけがの防止（5年：体育） 1-③④⑧⑨			けがの手当て（5年：体育） 4-③
台風と天気の変化（5年：理科） 4-①②⑥ 流れる水のはたらき（5年：理科） 4-① 台風の高さから進む距離やかかる時間を算出する（6年：算数） 4-①、7-③ 徒歩の速さから家から避難所までかかる時間を算出する（6年：算数） 6-① 雷の光と音の遅さから、落雷地点を算出する（6年：算数） 4-②	流れる水のはたらき（5年：理科） 4-①⑥ 応急救護体験（5年：学校行事） 7-④ 震災の経験を生かそう（6年：算数） 6-②④ 火山や地震による土地の変化（6年：理科） 2-②、3-①②	学校や地域でのけがの防止（5年：体育） 7-④ 「五十五年目の恩返し」（6年：道徳） 2-② 「ふるさと」（音楽） 2-②、6-②③	表から世界各国の森林面積の減少率を算出する（5年：算数） 4-① 避難時に役立つ布製品（6年：家庭科） 7-④	森林を守る人々（5年：社会） 4-① 自然災害とくみ生きる（5年：社会） 2-②、3-③、4-①②⑤ 白米を炊く（5年：家庭科） 6-③④ 自然災害に備える（5年：体育） 2-⑤、 6-①④、7-①～③ 生物と地球環境（6年：理科） 2-②、 3-②、4-①～④	生活環境を守る人々（5年：社会） 7-⑤ 家族との防災に関する情報収集（5年：家庭科） 7-②③ 災害からわたしたちを守る政治（6年：社会） 7-⑤⑥ 家庭の備えや地域での役割（6年：家庭科） 7-①～③ 地域での様々な保健活動（6年：体育） 7-⑤
			研修のまとめ ・課題の共有と対策の検討		
	地域・学校の総合防災訓練 1～4年生 起震車体験・煙体験・初期消火訓練・通報訓練等における消防署による指導		5年 薬物乱用防止教室における薬剤師による指導		

## 3 中学校

### (1) 教育課程と安全教育

中学校学習指導要領(平成29年告示)第1章 総則 第1の2(3)では、「安全に関する指導」について、小学校と同様に示されている。その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

#### 中学校学習指導要領(平成29年告示)第1章 総則 第1の2(3)

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

思春期を迎える中学生の時期は精神的な自立をしようとして、これまで身に付けてきた慣習や道徳、社会規範等に反発しようとする傾向が強まってくる。

また、仲間との関係は、中学生の行動を左右する重要な要因である。本人が危険と知りつつも、仲間の前ではあえて危険に身をさらすような場面に直面することもある。時には他者を危険にさらすこともあり得る。

このような場面において、どのような行動を選択することが望ましいのかを、自分自身で判断できるようにするための安全教育が求められる。

### (2) 教科等の中で行う指導

教科等においては、例えば、小学校学習指導要領解説に次のように示されている。

#### 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容〔保健分野〕2の(3) 傷害の防止

イ 思考力、判断力、表現力等

傷害の防止に関わる事象や情報から課題を発見し、自他の危険の予測を基に、危険を回避したり、傷害の悪化を防止したりする方法を考え、適切な方法を選択し、それらを伝え合うことができるようにする。

〈例示〉

・交通事故、自然災害などによる傷害の防止について、習得した知識を自他の生活に適用したり、課題解決に役立てたりして、傷害を引き起こす様々な危険を予測し、回避する方法を選択すること。

#### 中学校学習指導要領(平成29年告示)第2章 各教科 第4節 理科 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

#### 中学校学習指導要領(平成29年告示)第2章 各教科 第8節 技術・家庭 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

理論編  
学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

3領域  
安全教育の

必ず指導する  
基本的事項

安全教育的  
実践の実施の  
ために

安全教育的  
計画

安全教育的  
評価

安全教育的  
計画例

実践編  
実践事例一覧

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

（声種別）  
一声事例

資料編

### (3) 学校安全計画（全体計画）



(4) 学校安全計画 (年間指導計画)

※番号の意味は、P.9を参照

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
臨時休業	I 生活	日常	不審者への対応 (終学活) 3-③④、4-⑦ 生命 (いのち) の安全教育 6-④⑤⑥	スマートフォンの使用時の安全、ルール (学活) 5-①②③④ 熱中症の事故防止、校庭での対応、体育館での換気 (終学活) 2-①	水泳事故の防止 (終学活) 2-④	休み時間の事故防止と連絡行動 (学活) 2-②③ 夏休みの生活と安全 (学活) 4-①②③ SNSにおける性被害の危険性に関する指導 6-②	他校生徒とのトラブル回避 (終学活) 1-①	
		定期	登下校時の安全 (学活) 1-①②③④ 施設・設備の安全点検 (終学活) 3-③④	校内での安全な過ごし方 (朝礼) 2全般 不審者侵入時の対応 (学活) 2-⑥	薬物乱用防止教室 (学活) 4全般			
		教科等	SOSの出し方 (学活) 2-① スマートフォンやSNSの正しい使い方 (学活) 5-①②③④ 運動、スポーツと安全 (保健体育) 2、3、4	食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応 (総合) 2-① 転落、転倒事故の防止 (保健体育) 1-③	犯罪から身を守る (学活) 4-②③④ 水泳事故の防止 (保健体育) 2-④	身近で起こる犯罪について (学活) 4-②③④	心身の機能の発達と心の健康 (保健体育) 4-④⑦ たばこ防止教育 (保健体育) 4-④⑦	
	II 交通	日常	通学路の安全・交通法規 (朝礼・終学活) 1-①②③④ 歩道でのマナー (終学活) 1-③④⑤⑥⑦⑧ 自転車乗車時のヘルメットの着用指導 (朝礼) 2-①②③④⑤ 保護者に自転車損害賠償保険等の加入義務化の周知 (保護者会) 2-①②③④⑤⑥	自転車の安全な利用 (終学活) 2-③	雨天時の交通安全 (朝学活) 1-④、2-②	自転車安全利用の確認 (学活) 2-①②③④	夕暮れ時や夜間の安全 (学活) 1-⑤、2-②、3-①	
		定期	春の交通安全運動 (学活) 2-①、4-①②④⑤	交通安全ポスター (美術) 4-①④	梅雨の晴しの交通安全 (学活) 1-②⑤⑥	交通安全事故と傷害の防止 (保健体育) 4-①④⑤	秋の交通安全運動 (学活) 2-①、4-①②④⑤	
		教科等						
	III 災害	日常	地震発生時の行動「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」(防災ノート～災害と安全～P.6、22、26、27) (終学活) 2-①	災害に関する意識 (学活) 7-①	大雨・台風への対応 (防災ノート～災害と安全～P.34、35) (学活) 4-①⑥	災害への備え (防災ノート～災害と安全～P.18～21、P.74) と応急手当 (防災ノート～災害と安全～) (朝学活) 7-③④	火災発生時の正しい行動 1-①	
		定期	避難経路の確認と避難の基本、状況に応じた避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-③ Jアラート 8-①②	地震発生時の初期活動と避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-②④⑤⑥ 緊急地震速報を活用した避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-①③⑤	気象災害 (河川の氾濫) 避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 4-①⑥ 台風への対応 (防災ノート～災害と安全～) 4-①⑥ 防災引取訓練 2全般	災害発生時における避難所の役割 (朝礼) 7-① 台風への対応 (防災ノート～災害と安全～) 4-①⑥ 防災引取訓練 2全般		
		教科等			風水害から身を守る (「東京マイ・タイムライン」を活用した指導) (特別活動) 4-①⑥	風水害から身を守る (「東京マイ・タイムライン」を活用した指導) (特別活動) 4-①⑥		
	1年	I 生活	日常	登下校時転倒事故の防止 (終学活) 1-③	校内生活の安全 (終学活) 2-①②③			
			教科等	材料と加工 (技術・家庭) 2-③ 観察器具の安全な利用 (理科) 2-③ 野外観察時の安全 (理科) 2-② 理科室のきまり (理科) 2-②	工具の安全な使い方 (技術) 2-③ 気持ちや自分の状態を伝える (英語) 2-①	心身の機能の発達と心の健康 (保健体育) 4-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	性情報への対応 (保健体育) 4-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	デザイン (美術) 1-③、4-⑦ セーフティ教室 (総合) 5-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
		II 交通	日常	交通ルールとマナー、運転者とのアイコンタクト (終学活) 1-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	ながら運転の危険 (終学活) 2-① (1-5-⑥)			
教科等				登下校時の安全、交通規則の整理 (特活) 1全般				
III 災害		日常	自分の命を守る行動 (終学活) 全般					
		教科等	中学校での防災と避難訓練について (防災ノート～災害と安全～) (学活) 7-①	世界の気候と気象災害 (防災ノート～災害と安全～) (地理) 4全般	非常口などの場所を尋ねたり、説明したりする会話 (英語) 1-①、2-②他		自然災害による危険 (保健体育) 全般 防災について (道徳) 6、7全般	
2年	I 生活	日常	校内における事故の特徴と防止 (終学活) 1-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿					
		教科等	傷害の発生要因 (保健体育) 2-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 観察器具の安全な利用 (理科) 2-③ 理科室のきまり (理科) 2-②	栽培管理作業における安全 (技術) 2-③ テレビニュースから様々な情報を聞き取る (英語) 全般 安全と衛生に留意した調理 (家庭) 2-②③ 食品の安全と情報 (家庭) 2-②③	安全と衛生に留意した調理 (家庭) 2-③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 食品の安全と情報 (家庭) 2-②③ 情報モラルと友情 (道徳) 5全般	電化製品・裁縫道具の安全な使い方 (技術) 2-③ 犯罪被害の防止 (保健体育) 3-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 3-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	物質の燃焼と安全 (理科) 2-①④⑤	
	II 交通	日常	自転車の安全な利用 (終学活) 2					
		教科等	道案内と危険箇所の会話 (英語) 1-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 交通事故の発生要因 (保健体育) 全般		交通事故の危険予測と回避 (保健体育) 4全般	一次関数、ながら運転の危険性 (数学) 2-①		
	III 災害	日常	災害時の行動、自他を守る (終学活) 7	「東京マイ・タイムライン」の確認、(防災ノート～災害と安全～) (学活) 7-②				
		教科等	災害時のボランティア活動 (防災ノート～災害と安全～) (学活) 6-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	自然災害 (防災ノート～災害と安全～) (地理) 3-②、4-①⑤⑥ 食生活 (技術・家庭) 1-②④	日本の資源・エネルギーと電力 (地理) 5-① 気象情報の聞き取り (英語) 4-⑥ 英語を活用した避難訓練 (英語) 7-①	気象 (防災ノート～災害と安全～) (理科) 4-①③⑤⑥	電気機器の保守点検 (技術・家庭) 1-② 火山の恵みと被害 (防災ノート～災害と安全～) (地理) 3-①②	
3年	I 生活	日常	校内における事故の特徴と防止 (終学活) 1、2					
		教科等	情報モラル教育、情報セキュリティ (技術) 5-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 幼い生活と遊びと安全 (家庭) 全般 情報社会での安全 (公民) 5全般	公共施設のアナウンスの聞き取り (英語) 4全般 社会との関わりに関するスピーチ (国語) 全般	性犯罪の現状 (保健体育) 4-⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 情報モラルと友情 (道徳) 5全般 安全で丈夫なおもちゃ製作 (技術・家庭) 2-③	安全で丈夫なおもちゃ製作 (技術・家庭) 2-③ プライバシーの権利、インターネットと人権 (公民) 7全般 健康な生活と疾病の予防 (保健体育)	篆刻 (てんこく) 制作時の安全 (美術) 1-③ セーフティ教室 (総合) 5-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 私たちの暮らしと経済 (公民) 3、4全般	
	II 交通	日常	自転車の安全な利用 (終学活) 2-⑥					
		教科等	交通安全 (公民) 1-①				摩擦力和車輪のスリップ (理科) 2-①④	
	III 災害	日常	災害時の行動、自他を守る (終学活) 7	「東京マイ・タイムライン」の確認、(防災ノート～災害と安全～) (学活) 7-②				
		教科等	災害時のボランティア活動 (防災ノート～災害と安全～) (学活) 6-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ 普通選挙の意義 (公民) 7-④ 持続可能な社会、震災と人々と社会 (P.86～100) (公民) 7-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	情報化社会 (防災ノート～災害と安全～) (公民) 5-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		修学旅行での避難・安全な交通機関の利用 (防災ノート～災害と安全～) (総合) 2-③ 原簿の写真によせて (国語) 5-①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		
教職員の研修等		・学校安全計画、全体計画、指導計画 ・学校危機管理マニュアル確認 (事前の危機管理) ・避難訓練計画 ・食物アレルギー緊急対応訓練 ・いじめに関する研修 ・生命 (いのち) の安全教育に関する研修	・学校危機管理マニュアル (個別の危機管理) ・安全教育プログラムについて ・アナフィラキシーショックやアレルギーへの対応研修	・学校危機管理マニュアル確認 (事後の危機管理) ・不審者侵入対応訓練 ・救命救命講習	・学校危機管理マニュアル確認 (災害発生時における生徒の安全確保と保護者への引き渡しについて) ・熱中症対応研修 ・学校安全指導者講習 (校内講習会の実施)	・土曜救命講習 ・学校危機管理マニュアル確認 (事前の危機管理) の確認 ・いじめに関する研修	・防災避難の生徒指導 ・引渡訓練 ・避難所開設・運営研修	
保護者地域との連携		・防災教育の日講演会 ・地域防災協議会 ・避難所開設運営訓練 ・通学区域安全点検	・学校防災協議会 (避難所開設運営) ・健全育成地区会議 ・通学区域安全点検 ・学校評議員会 ・学校保健安全委員会	・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・学校防災協議会 (避難所開設運営) ・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	

## 8 安全教育の計画例（中学校）

理論編

学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

3領域  
安全教育の

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の  
確実な実施の  
ために

安全教育の  
計画

安全教育の  
評価

安全教育の  
計画例

実践編

実践事例一覧

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

一声事例  
(校種別)

資料編

10月	11月	12月	1月	2月	3月
登下校の安全、夕暮れ時や夜間の安全 (学活) 1-①~④	登下校の安全、夕暮れ時や夜間の安全 (学活) 1-①~④	公共施設交通機関の安全 (学活) 1-①	犯罪被害の防止 (学活) 4-②⑤⑥	家庭内外での犯罪被害の防止 (学活) 3-①~⑤	学校事故に学ぶ (学活) 2-①~⑦
心身の健康と生命の尊厳 (総合)	心身の健康と生命の尊厳 (総合)	冬休みの生活と安全 (学活) 4-①~⑧	不審者侵入時の避難訓練 (危機管理マニュアル) 2-⑥		春休みの生活と安全 (学活) 4-①~⑧
衝突事故防止 (校内ミラーの活用) (理科) 2-④	食物アレルギー緊急対応訓練 (総合) 2-① 公共交通機関の利用時のマナーとルール (学活) 4-⑦		一次救命処置 (総合) 4-⑥		生活、社会における安全確保 (技術) 3-①~⑤
自転車の点検・整備 (学活) 2-④	自転車・自動車の特性 (学活) 3-②③	加害事故の責任と補償 (学活) 2-⑤	交通事故の対応と応急手当 (学活) 4-②③	踏切や非常ボタンの取り扱い (学活) 1-⑧	公共交通機関の安全な利用とマナー (学活) 1-⑧⑨
秋りんの時季の交通安全 (学活) 1-②③⑤		TOKYO交通安全キャンペーン (学級活動) 2-①⑥、4-①②④ 12月の交通事故の特性 (学活) 4-④		交通安全について地域や家族に発信しよう (学活) 4-④	
日本の様々な地域「地域調査の手法」(地理) 4-①	市内中学校交通安全地域マップ (学活) 4-①④ スケード・ストリート方式交通安全教室 (学校行事) 交通全般	交通安全標語 (学活) 4-①④ 応急手当 (保健体育) 4-③ 公共交通機関の利用時のマナーとルール (学活) 1-⑧⑨			
緊急地震速報を活用した避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-①③⑤ 避難所開設時の対応 7全般	煙の特性と初期消火 (防災ノート～災害と安全～P30) 1-②④ 火災発生時の初期行動と避難訓練 1-①③	休み時間の火災発生に対する避難訓練 7-①	降雪時の登校と雪崩の被害 (防災ノート～災害と安全～P35、36) (学活) 4-④⑤	火山災害と安全 (防災ノート～災害と安全～) (学活) 3-①②、5-①②	緊急地震速報を活用した避難訓練 (防災ノート～災害と安全～) 2-①③⑤
	Jアラート訓練	応急手当 (保健体育) 7-④		シェイクアウト訓練	
	地域とのつながり (特活) 4-①~④		スキー教室での安全 (総合) 2-②④ 食生活 (技術・家庭) 2-③	工芸作品制作時の安全 (美術) 2-③ 安全と衛生に留意した調理 (家庭) 2-②③ 食品の安全と情報 (家庭) 2-②③	共助の取組【ファーストアイド】(英語) 3-①~⑤
					交通機関の安全利用に関する会話 (英語) 1-⑧⑨
	自然の力と向き合って (道徳) 7全般	大地がゆれる (理科) 2-② 大地は火をふく (理科) 3-②	大地は語る (火山、地震) 7全般 食生活 (技術・家庭) 1-②④	自然災害や事故等による障害発生要因や防止策、応急手当の意義と方法 (保健体育) III全般、7-④	防災ノート～災害と安全～を活用した安全学習【要配慮者】(防災ノート～災害と安全～) (学活) 2-①~④
衣生活 (技術・家庭) 2-③ 一般化炭素の影響、暖房器具の安全な利用 (保健体育) 2-①~③	電気機器の保守点検 (技術) 2-③ 空港・機内のアナウンスの聞き取り (英語) 4-①⑥	緊急時の電話通報等 (英語) 4-⑥ 電気の利用と安全 (理科) 2-③	心の健康 (保健体育) 5-③	家族の安全を考えた住空間 (家庭) 3-①~④	
	交通事故の現状と原因 (保健体育) 4-④		応急手当 (保健体育) 4-③		
	空港・機内のアナウンスの聞き取り (英語) 1-⑧	校外学習での安全な交通機関の利用について (総合) 1-⑧⑨	各教科における安全学習 4-④ 豊かなイメージで伝えよう、ピクトグラムで交通安全啓発 (美術) 4-①④ 気象要素と交通安全 (理科) 1-⑤⑥、2-①②⑤	ながら運転の危険性 (保健体育) 2-①	
				防災教室 6、7全般	
共に生きる、大規模災害後の生活 (防災ノート～災害と安全～) (保健体育) 6全般	Fireworks(Welcome to Tokyo Topic4) (英語) 1-①~④		応急手当 (保健体育) 7-④	気象災害 (防災ノート～災害と安全～) (理科) 4全般	大気の動きと日本の四季 (理科) 4全般 災害への備え (家庭) 2-⑤ 防災ノート～災害と安全～を活用した安全学習【在宅避難】(防災ノート～災害と安全～) (学活) 2-①~⑤
緊急時にできること (英語) 4-⑦ 情報モラル教育、情報セキュリティ (技術) 5-①~⑥ 公正な世論形成 (公民) 全般	病状の説明と会話 (英語) 4-④⑥⑦	スマホに夢中 (道徳) 5全般	情報セキュリティ技術 (技術・家庭) 5-④⑤	地域の安全を守る活動 (英語) ③-①~⑤ 契約と消費生活のトラブル (家庭) 4-⑥	消費者基本法の理解 (家庭) 4-⑥ 健康な生活と疾病の予防 (保健体育) 普通救命講習 4-③ デートDVに関する指導 6-②
加害事故の責任と保障 (公民) 2-⑤			走っている自転車の運動エネルギーと衝突事故 (理科) 2-①⑥		
自然が人間の生活におよぼす影響 (保健体育) 3、4全般	地域行政の役割 (公民) 7-⑤ Volunteer Fire Corps(Welcome to Tokyo Topic9) 1、7全般	敬意をもって自然と接する (道徳) 2、3、4全般 私たちの暮らしと経済 (公民) 7-①⑤ 環境問題について考えよう (公民) 7-③	科学技術と人間 (理科) 5-② 地域間の結びつきの特徴 (地理) 6-②~④ 公害の防止と環境の保全 (公民) 7-③	各教科における安全学習 (英語、総合) 7-⑤ 持続可能な安全社会の形成 (公民) 7-①~⑤	「防災ノート～災害と安全～」を活用した安全学習【大地震】(学活) 2-①~⑤
・食物アレルギー緊急対応確認 ・初期消火訓練 ・学校の自己評価 (学校安全計画、学校危機管理マニュアル)	・学校危機管理マニュアルの見直し	・交通安全指導研修	・安全教育関係各種法規研修 ・いじめに関する研修	・学校危機管理マニュアルの改善 ・不審者対応訓練	・学校安全計画策定
・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・生命尊重講演会 ・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検	・学校防災協議会 (避難所開設運営) ・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検 ・防災教室	・健全育成地区会議 ・地域防災協議会 ・通学区域安全点検

## 4 高等学校

### (1) 教育課程と安全教育

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章 総則 第1款の2（3）では、「安全に関する指導」について小・中学校と同様に示されている。その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

#### 高等学校学習指導要領（平成30年告示） 第1章 総則 第1款の2（3）

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

高校生になると、冒険心による危険行動は少なくなってくる反面、二輪車や自動車などを運転することに強い興味や関心をもつようになる。安全教育の立場からは、社会貢献など、社会の一員としての役割を意識するなど、より大きな視点に立った生き方を促すことも必要となる。

具体的には、高校生自身が地域社会における各種交通安全の催しに参加したり、災害時のボランティア活動に取り組んだりすることが社会人としての自覚を高め、より広い視野から安全を捉える機会になる。

また、事故の加害者にならないことを強く意識させる指導も必要である。自転車通学者が多い高校においては、「被害者にならないための教育」と同時に、「加害者にならないための教育」が求められる。

### (2) 教科等の中で行う指導

教科等においては、例えば、高等学校学習指導要領解説に次のように示されている。

#### 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編 体育編第1部 保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各科目の目標及び内容「保健」3内容（2）

本内容は、様々な事故等の発生には人的要因や環境要因が関わること、交通事故などの事故の防止には、周囲の環境などの把握や適切な行動が必要であること、安全な社会の形成には、個人の安全に関する資質の形成、環境の整備、地域の連携などが必要であること、また、個人が心肺蘇生法を含む応急手当の技能を身に付けることに加え、社会における救急体制の整備を進める必要があることなどを中心に構成している。

#### 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 特別活動編第3章 各活動・学校行事の目標と内容

##### 第1節 ホームルーム活動 2 ホームルーム活動の内容

具体的な活動の工夫としては、（中略）防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関すること、インターネットの利用に伴う危険性や弊害などに関する題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話し合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法による活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる。

##### 第3節 学校行事 2 学校行事の内容（3）健康安全・体育的行事 ② 実施上の留意点

イ 健康安全に関する行事については、最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、（中略）防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

また、総合的な探究の時間における探究課題として、例えば、地域や学校の特色に応じて「地域の犯罪防止、交通安全の充実」、「安全な町づくりに向けた防災計画の策定」などを設定することで、安全教育を行うことも考えられる。

### (3) 学校安全計画（全体計画）



(4) 学校安全計画 (年間指導計画)

※番号の意味は、P.9を参照

		4月	5月	6月	7月	9月		
通 達 中 学 校	I 生活	日常	登下校時の安全について (HR活動) 1-③、4-①⑤⑥⑦ 登校指導 (朝の立ち番指導) マスク、検温、健康調査表の確認、SNS利用についてのルール確認 (HR活動) 5-①~⑥	登校指導 1-③ スマホ使用状況 5-①~⑥	登校指導 1-③ 曇り指数計設置 デパートDVに関する指導 6-②	登校指導 1-③ 夏休みの生活と安全 (HR活動) 水難事故防止 曇り指数嚴重警戒レベル時の警告放送	登下校の安全 (HR活動) 1-③、4-①⑤⑥⑦ 朝礼：文化祭の安全対策	
		定期	生命 (いのち) の安全教育 6-①~④ 朝礼：部活動における事故防止、感染症予防 校外学習における安全対策	朝礼：熱中症予防 薬物乱用防止教室 4-⑦ レイプドラッグに関する指導 6-②	朝礼：夏季服装指導、体育祭の安全対策 第1回生活意識調査：いじめ、心の悩み	朝礼：水難事故防止 セーフティ教室：SNSに関する事故事例 6-② 心のSOSの出し方教室：自殺防止		
		教科等			水泳事故防止 (体育授業)			
	II 交通	日常	自転車通学申請登録・許可証発行、自転車の安全点検及び確認 登校指導 (朝の立ち番指導) ・自転車通学者のヘルメット着用確認 ・駐輪指導 2-①~⑥	運転免許取得に関する面談指導 3-①②③		夏休みの生活と安全 (HR活動)	秋の全国交通安全運動への参加 (HR活動) 4-①	
		定期	春の全国交通安全運動参加 (HR活動) 4-① 自動二輪車安全運転教室 (免許所持者任意)、自転車通学許可証の確認 3-①②③	交通事故の対応と応急手当 (HR活動) 4-③		セーフティ教室：交通事故防止、交通事故時の対応と応急手当 (HR活動) 1-⑨⑩、2-⑤⑥、4-②③④		
		教科等						
	III 災害	日常	校内避難経路の確認 (HR活動) 1-①		台風、大雨災害時の避難所確認 6-①④			
		定期	避難訓練Ⅰ (地震・津波想定訓練) 初期動作実施、避難経路確認 Jアラート 8-①②	緊急地震速報を活用した避難訓練 (学校行事) 2-①④		避難訓練Ⅱ (火災想定訓練) ・避難経路、避難場所確認、消火訓練、煙体験 1-②③	避難訓練Ⅲ (防災教育) ・地域の防災対策、ハザードマップ確認 一時避難場所、避難所確認 4-①、6-②	
		教科等		「防災ノート～災害と安全～」を使用した防災教育実施 (HR活動) 2-①~⑤、6-①~④、7-④⑤		「東京マイ・タイムライン」を活用した風水害への対応 (HR活動) 4-①、6-①②		
	1 年	I 生活	日常	通学路、通学方法の確定 登下校時の危険について (HR活動) 1-③④		「地域や社会生活での安全と災害対策」 (校外学習) Ⅰ-4-⑦ Ⅰ-5-⑤ Ⅱ-1-⑨⑩、4-①④ Ⅲ-6-②③、7-①④		
			教科等				情報安全教育 (人間と社会) 5-①~⑥	飲酒、喫煙、薬物乱用と健康 (保健授業)
		II 交通	日常	新入生オリエンテーション ・自転車通学の申請、登録、保険加入、ヘルメット着用 2-①~⑥ 自転車安全教室： ・交通ルール、マナーの遵守、交通事故責任 2-①~⑥				歩行者の安全と交通環境 (HR活動) 1-①~④
教科等								
III 災害		日常	居住地区のハザードマップ確認、災害時の家庭連絡の方法、集合場所の確認 4-①、7-②③					
		教科等		「東京マイ・タイムライン」を活用した災害時の避難行動について (HR活動) 4-①				
2 年	I 生活	日常	通学路、通学方法の確定 通学路に潜む危険 (HR活動) 1-③④		人間と社会「地域や社会生活での安全と災害対策」 Ⅰ-4-⑦ Ⅱ-1-⑨⑩、4-①④ Ⅲ-6-②③、7-①④			
		教科等		日常の応急手当 (保健授業) ・AED・止血法・包帯法・RICE			保健衛生教育 (HR活動、保健・家庭科)	
	II 交通	日常	自転車の安全利用・交通ルールとマナーの遵守の徹底と確認 (HR活動) 2-①~⑥					
		教科等	交通事故の現状と要因 (保健授業) 3-1 交通社会における運転者の資質と責任 (保健授業) 1-⑨、2-⑤、4-③④	交通事故事例とその回避、安全な交通社会づくり (保健授業) 1-⑤⑥⑦、2-③、4-④				
	III 災害	日常						
		教科等						
3 年	I 生活	日常		進路訪問先での事故防止 4-⑥		企業見学、オープンキャンパス・学校訪問の安全 [安全に留意した活動等] 「進路先への安全なルート選択」 Ⅰ-4-⑥⑦ Ⅱ-1-①~⑩、4-②③ Ⅲ-2-①②		
		教科等						
	II 交通	日常	運転免許取得について (HR活動) ・自動車運転適性 ・免許取得計画 3-①②③	運転免許取得計画：(進路活動) 進路に応じた運転免許の種類と取得事故発生時の対応 ・救出・応急手当・通報 (HR活動) 4-③	運転者の責任と保険についての知識 (HR活動) 2-⑤			
		教科等						
	III 災害	日常		安全な進路訪問「屋外での災害対応」 (HR活動)				
		教科等						
教職員の研修等		・学校危機管理マニュアルの周知 ・地震発生時における生徒の安全確保と生徒誘導、人員掌握、保護者引き渡し方法の確認 (避難訓練時) ・生命 (いのち) の安全教育に関する研修	・学校周辺の工事箇所危険箇所の確認、違法駐輪、違法駐車等の見回り ・救急法講習会案内 (保健体育科) ・防災士講座案内 (生活指導部) ・熱中症予防と処置 (保健部)	・感染症の予防と処置 (保健部) ・吐瀉物の処理方法	・火災発生時の生徒誘導、人員掌握、初期消火、煙下の行動確認 (避難訓練時) ・学校安全指導者講習 (校内講習会の実施)	・避難所想定シミュレーション訓練 … (防災教育時)		
保護者 地域との連携		青少年対策地域委員会での情報共有	青少年対策地域委員会での情報共有 防災教育推進委員会	青少年対策地域委員会での情報共有	青少年対策地域委員会での情報共有			

10月	11月	12月	1月	2月	3月
奉仕活動における安全 (HR活動)	朝礼：冬季服装指導 第2回生活意識調査：いじめ、心の 悩み	朝礼：球技会の安全対策	登下校の安全 (HR活動) 1-③、4-①⑤⑥⑦	朝礼：持久走記録会における事故防止 第3回生活意識調査：いじめ、心の 悩み	朝礼：ボランティア活動時の安全
	交通事故時の対応と応急手当 (HR 活動) 4-③	冬休みの生活と安全 (HR活動) 運転免許取得に関する面接指導 3-①②③		自転車整備点検 2-④	春休みの生活と安全 (HR活動)
台風、大雨災害時の避難所確認 4-①⑥	避難訓練Ⅳ (噴火想定訓練) ・初期行動、身を守る装備の確認、 情報収集、家庭への連絡方法確認 3-①②				
「防災ノート～災害と安全～」を 使用した防災教育実施 (HR活動) 2-①～⑤、6-①～④、7-④⑤			危険の予測 (HR活動) 4-⑤		
	感染症の予防 (保健授業)		心身の相関とストレス (保健授業)	持久走記録会に向けた体調管理 (体 育授業)	
自転車加害事故の責任 (HR活 動) 2-⑤					春休みの交通事故防止 (HR活動) 4-①
			持久走 (校外走行時) の安全 (体育 授業)		
防災訓練 (学年行事) ・避難所開設訓練、普通救命講習、 防災講話 6-①②④					
社会生活と健康 (保健授業)	修学旅行事前指導 【事故・災害に遭わないために】(HR 活動) Ⅰ-4-⑥～⑧ Ⅱ-1-⑥、4-②③ Ⅲ-1-①、2-①③	人間と社会 地域清掃 【安心・安全なまちづくり】(HR活動) Ⅰ-4-⑥～⑧ Ⅱ-1-⑦、4-②④ Ⅲ-4-⑥		持久走記録会に向けた体調管理 (体 育授業)	
				これからの社会生活と交通問題 (HR 活動) 4-④	春休みの交通事故防止 (HR活動) 4-①
			持久走 (校外走行時) の安全 (体育 授業)		
			環境と健康 (保健授業) 7-④		
			新生活環境に潜む危険と犯罪被害の 防止 (HR活動) 1-③④ AV出演被害防止 6-①		
		冬休みの交通事故防止 (HR活動) 1-①～④、2-①～③、3-③、 4-④	新生活における交通手段とその注 意点について (HR活動、進路活動) 2-③、4-②		
			社会人と奉仕の精神「安全な社会を 築く」(HR活動) 6-③、7-⑤		
・不審者対応訓練 (警察署) ・防災訓練運営…ボランティア リーダーとしての役割確認					危機管理マニュアルの総括、安全教 育に関する来年度指導計画の作成
防災教育推進委員会		青少年対策委員会での情報共有			青少年対策委員会での情報共有… (地域連携)

## 5 特別支援学校

### (1) 教育課程と安全教育

特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第1款の2（3）では、「安全に関する指導」について次のように示されている。その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

#### 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）

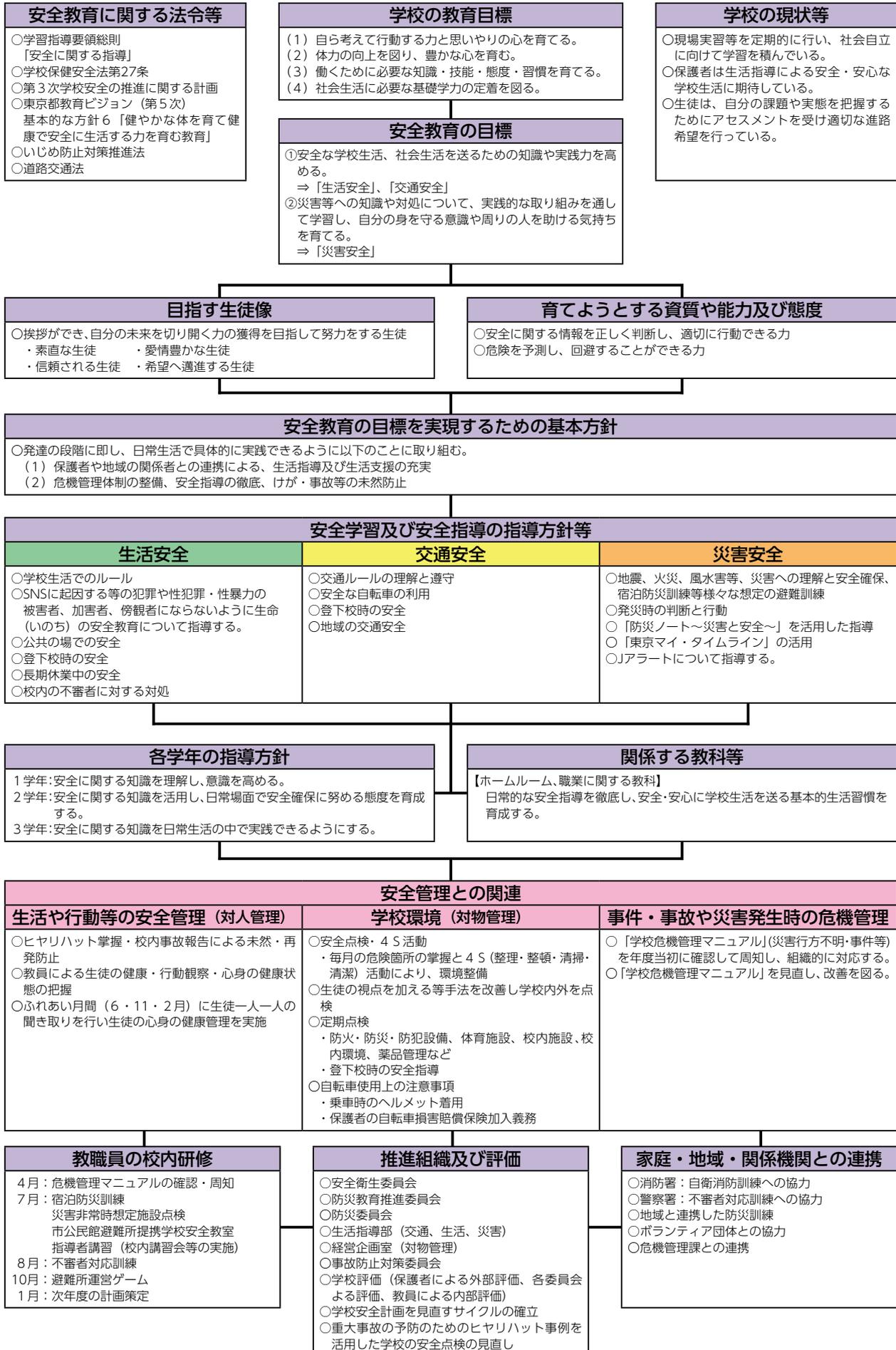
学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

※幼稚部教育要領 第1章 総則 第4 6 全体的な計画の作成、小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第2節2（3）にも関連内容が記されている。

障害のある児童・生徒等が、危険を予測し回避する能力を身に付け安全に行動できるようにするためには、落ち着いて冷静に考える力や、前後の事情を総合的に判断して適切な意思決定から行動に移す力などを育てること、障害の程度に応じて、話し言葉だけでなく表情や身振り手振り、手話、絵カードなどを適切に使ったコミュニケーションを身に付けることが大切となる。

心理的に不安になったり緊張したりする状態が続くと、集団への参加が困難になることが想定されるため、情緒の安定を図る方法の工夫や、必要に応じて環境を改善していくことなどが求められる。様々な場面を想定し、危険に対する認知やその予測、危険を避ける力などを育成するとともに、災害発生時においては、冷静に適切な行動ができるようにすることが大切である。

## (2) 学校安全計画（全体計画）



(3) 学校安全計画（年間指導計画）

※番号の意味は、P.9を参照

		4月	5月	6月	7月	9月
I 生活	日常的な安全指導	「安全な通学ルールを身に付けるようにする」 1-①～④ 生命（いのち）の安全教育 6-①～④	「校内で起きる事故やトラブルについて理解し、安心安全な行動について考える」 2-②	「スマートフォン等を使うことのメリットデメリットを知り、マナーを守るようにする」 5-①～⑥ 「SNS家庭ルールを考える」 5-①～⑥	「お金などの貸し借りのトラブルについて知る」 「夏休みの生活の注意点を確認しよう」 4-①～⑥、 3-①～⑤	「校内での不審者への対応を知る」 2-⑤⑥ 「登下校時の不審者への対応を身に付ける」 1-①～④
	定期的な安全指導	定期的な登下校の巡回指導 1-①③	定期的な登下校の巡回指導 1-①③	定期的な登下校の巡回指導 1-①③ プライベートゾーンに関する指導 6-①②	定期的な登下校の巡回指導 1-①③ 夏休みの過ごし方について 「安全で楽しい夏休みを過ごそう」 4-①～⑧、 3-①～⑤	定期的な登下校の巡回指導 1-①③
	教科等	「学校生活のきまり」を守る 2-②④	スマートフォン等の正しい使い方 5-①～⑥	「学校生活のきまり」を守る 2-②④		
II 交通	日常的な安全指導	公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥	公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥	公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥	公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥	公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥
	定期的な安全指導	通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方について確認する。 1-②			応急手当の仕方を確認する。 4-③	
	教科等	定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩ 自転車利用者への個別指導 2-①～⑥	定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩	定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩	定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩ 自転車利用者への個別指導 2-①～⑥	定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩
III 災害	日常的な安全指導	災害時の避難の確認をしよう 避難経路避難場所の周知 2-②～④	緊急地震速報訓練の使用と周知 2-①② 引き渡し体制訓練	火災避難消火器体験「熱中症などの注意点を確認しよう」 4-⑥ 避難経路避難場所の周知 2-①～⑤	地震警報発令時の行動について 「大災害が起きてても大丈夫な備えをしておこう」 2-①	地震発生時の避難方法確認 2-①～⑤
	定期的な安全指導	避難訓練（地震） 避難経路の確認 地震発生時の避難方法確認 2-②～④ Jアラート 8-①②	避難訓練（地震） 緊急地震速報訓練、引き渡し体制訓練 2-①～②	避難訓練（火災） 1-①～③	避難訓練（地震火災） 地域と連携した避難訓練、総合防災訓練 起震車体験 煙体験 災害講話 2-⑤	避難訓練（地震） 緊急地震速報訓練、引き渡し体制訓練 2-①～②
	教科等	避難経路、場所の確認について 2-①③④ 防災頭巾やヘルメットのある場所と着用の仕方について 2-①②	風水害から身を守る（「東京マイ・タイムライン」を活用した指導）（特別活動） 4-①⑥	地震発生時の危険と適切な対処（「防災ノート～災害と安全～」） 2-①～④	宿泊防災訓練（学校行事） 消火施設、防火施設のある場所と正しい使い方（「防災ノート～災害と安全～」） 6-①～④、7-④⑤	消火施設、防火施設のあり場所と正しい使い方 学校に待機する場合の過ごし方、災害時の帰宅の仕方について（「防災ノート～災害と安全～」） 2-③、 6-④、7-②③
教職員の研修等	・施設確認 「危機管理マニュアル」の確認 「学校生活のきまり」の確認 ・生命（いのち）の安全教育に関する研修	・校内支援委員会	・校内支援委員会	・校内支援委員会 ・消火施設防火施設の場所と正しい使い方 ・学校安全教室指導者講習	・校内支援委員会 ・不審者対応訓練	
保護者 地域との連携	・全校保護者会にて学校生活のルールについて確認 ・関係機関に対する安全協力依頼（警察署、バス会社） ・自転車利用時の保険加入義務と自転車乗車時によるヘルメット着用の推進		・防災教育推進委員会 2-①～③	・地域と連携した防災訓練		

10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>飲酒喫煙薬物などが健康に与える悪影響と地域における犯罪防止活動を知る 4-⑦</p> <p>定期的な登下校の巡回指導 1-①③</p>	<p>「安全な通学ルールを身に付けるようにする」 1-①～④</p> <p>定期的な登下校の巡回指導 1-①③</p>	<p>「お金などの貸し借りのトラブルについて知るとともに、冬休みの生活の注意点を確認する」 3-①～⑤、4-①～⑧</p> <p>定期的な登下校の巡回指導 1-①③ 冬休みの過ごし方について「安全で楽しい冬休みを過ごそう」</p>	<p>「安全な通学ルールを身に付けるようにする」 1-①～④ 「SNS家庭ルールを考える」 5-①～⑥</p> <p>定期的な登下校の巡回指導 1-①③ セーフティ教室（情報モラル） 5-①～⑥、6-①②</p>	<p>「気温が低い日の服装や雪道の注意を促す」 2-①、1-③</p> <p>定期的な登下校の巡回指導 1-①③</p>	<p>「外出時のルールや生活習慣。心身の健康について考える」 4-①～⑤ 「春休み生活の注意点を確認しよう」 3-①～⑤、4-①～⑧</p> <p>定期的な登下校の巡回指導 1-①③ 春休みの過ごし方について「安全で楽しい春休みを過ごそう」 3-①～⑤、4-①～⑧</p>
<p>「学校生活のきまり」を守る 2-②④</p>					
<p>公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥</p> <p>通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方について確認する。 1-②</p>	<p>公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥</p>	<p>公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥</p> <p>応急手当の仕方を確認する。 4-③</p>	<p>公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥</p>	<p>公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥</p>	<p>公共の場での交通ルール等を守ろう 1-①～⑦ バス停での待機マナー バス乗車マナー 歩道通行のマナー 自転車通行のマナー 駅構内でのマナー 1-①②⑩、2-①～⑥</p>
<p>定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩ 自転車利用者への個別指導 2-①～⑥</p>	<p>定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩</p>	<p>定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩ 自転車利用者への個別指導 2-①～⑥</p>	<p>定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩</p>	<p>定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩</p>	<p>定期的なバス停、駅構内の巡回指導 1-①～⑩ 自転車利用者への個別指導 2-①～⑥</p>
<p>防火施設の理解 「防火扉、消火栓、警報装置のことを正しく知ろう」 災害時での対応を確認しよう。 2-②～④</p> <p>避難訓練（火災） 非常ベル 防火扉稼働 避難経路の確認 1-①～④</p>	<p>火災時の避難方法を覚える 1-①～④</p> <p>避難訓練（地震火災） 緊急地震速報訓練 避難経路の確認 2-①～④ 1-①～④</p>	<p>避難経路の確認 2-①～③</p> <p>避難訓練（火災） 1-①～④</p>	<p>教室内で避難 2-②</p> <p>避難訓練（地震） 緊急地震速報訓練 2-①～③</p>	<p>火災時の避難方法を覚える 2-③</p> <p>避難訓練（火災） 2-①～③</p>	<p>避難経路の確認 2-①～③</p> <p>避難訓練（地震） 1-①②</p>
<p>風水害から身を守る（「東京マイ・タイムライン」を活用した指導）（特別活動） 4-①⑥</p>	<p>地震発生時の避難方法確認 2-①～⑤</p>	<p>普通救命講習 7-④</p>	<p>災害発生時における避難所の役割と生活（「防災ノート～災害と安全～」） 6-①～④</p>	<p>普段の訓練で得た経験と知識を生かした自己避難の仕方について 1-①③</p>	
<p>・校内支援委員会 ・避難所運営ゲーム</p>	<p>・校内支援委員会</p>	<p>・校内支援委員会</p>	<p>・校内支援委員会</p>	<p>・校内支援委員会</p>	<p>・校内支援委員会 ・安全指導に関する来年度指導計画</p>
<p>・防災教育推進委員会 2-①～③ ・避難所運営ゲーム</p>					

1 令和6年度実践事例一覧

領域	区分等	校種	学年等	教科等	テーマ	ページ等
生活安全	【Ⅰ－２】	幼稚園	4歳児	保育	滑り台で安全に遊ぶ大切さを、実験を通して知る事例	50
	【Ⅰ－６】	小学校	第1～3学年	特別活動	プライベートゾーンについての講話及び家庭との連携した事例	52
	【Ⅰ－６】	小学校	第1学年	特別活動	自分や友達の体を大切にするために、どのようにしたらよいかについて考える事例	54
	【Ⅰ－６】	中学校	第1学年	特別活動	自分と相手を守る「距離感」について考える事例	56
交通安全	【Ⅱ－２】	小学校	第3学年	特別活動	動画やアプリを用い、複数の内容を効果的に関連させた事例	58
	【Ⅱ－２】	高等学校	全学年	特別活動	ヘルメット着用の大切さを考える実践事例	60
	【Ⅱ－２】	高等学校	全学年	特別活動	ヘルメットを着用する意識を高めるための多角的アプローチ事例	62
	【Ⅱ－２】	高等学校	第1学年	保健体育・LHR	自転車の安全な利用とヘルメットの必要性について学ぶ事例	64

理論編  
 学校における  
 安全教育と  
 プログラム  
 安全教育で  
 身に付ける力  
 安全教育の  
 3領域  
 必ず指導する  
 基本的事項  
 安全教育の  
 確実な実施の  
 ために  
 安全教育の  
 計画  
 安全教育の  
 評価  
 安全教育の  
 計画例

領域	区分等	校種	学年等	教科等	テーマ	ページ等
災害安全	【Ⅲ-6】	小学校	第5学年	総合的な学習の時間	ふるさとの安全を考える事例	66
	【Ⅲ-7】	小学校	第5学年	国語・特別活動	災害発生時に自分や家族が助かるために「防災ポスター作り」の事例	68
	【Ⅲ-2】	高等学校	第1学年	地理総合・総合的な探究の時間	地震発生時の対応の事例～自助・共助の視点から～	70
	【Ⅲ-6】	特別支援学校	中学部第1学年	総合的な学習の時間	大地震で学校に宿泊することになったら「宿泊防災学習」の事例	72
	避難訓練	中学校	全学年	避難訓練	避難訓練計画と実践事例	74

実践編  
 実践事例一覧  
 生活安全における実践事例  
 交通安全における実践事例  
 災害安全における実践事例  
 一声事例(校種別)

安全教育ポータルサイトの「実践事例検索」には、安全教育プログラムにこれまで掲載してきた安全教育に関する実践事例を掲載しています。



▶ 令和6年度に実践されたその他の事例についても、安全教育ポータルサイトの「実践事例検索」から閲覧できます。

資料編

## 2 生活安全における実践事例

### 生活安全①

### 滑り台で安全に遊ぶ大切さを、実験を通して知る事例

幼稚園 4歳児（2年保育）

#### 1 単元（題材）について

##### （1）題材名

滑り台から落ちたらどうなるか、粘土を使って実験してみよう

##### （2）「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	I-2 校内での安全
目標	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
内容	活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。（I-2-②）

##### （3）教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本園の幼児は、園庭にある総合遊具の滑り台で、複数人の友達と一緒に連なって滑り、面白さを共感し合ったり、滑り台の坂道登りやチェーンネット登りなどをし、様々な体の動きに挑戦したりしている。しかし、滑り台の上で無理に順番を抜かす、総合遊具の上で興奮して行動が大きくなるなど基本的なルールを守ることに課題があり、個別の指導や遊具の使用を中断してクールダウンさせるなどの援助をすることが多い。幼児たちには、総合遊具での活動を楽しむだけでなく、自分も友達も安全に遊べるよう行動する力を身に付けてほしい。そこで、滑り台から落ちる危険を視覚化し、幼児の安全に遊ぶ意識を高めていきたい。

#### 2 指導計画

	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
4月～ 6月頃	○総合遊具でのルールを知り楽しく遊ぶ。	◎総合遊具の使える箇所を幼児の発達の段階に応じて限定し、安心して遊べるようにする。
6月頃～	○少し難しい遊具にも挑戦し、できた喜びを味わう。	◎使える箇所を徐々に開放し、保育者の見守りを徹底する。総合遊具でのルールを幼児と全保育者で共通理解する。
10月	○粘土を滑り台の上から落としたときの実験を見る。 ○滑り台で安全に遊ぶために必要なことを考える。	◎頭の形がつぶれた衝撃と恐怖心に共感しながら、楽しく遊ぶ方法を考えられるようにする。 ◎活発に遊ぶ実態に配慮し、落下時の吸収を抑えるためマットを敷く。

#### 3 指導の工夫

滑り台から落ちてしまったときの身体への影響や怖さを視覚化できるよう、頭部をイメージした粘土を準備した。また、一人一人がどのように遊んだら安全なのかを想像したり考えたり、友達の見聞を聞いたりして、安全に遊ぶために約束を守る必要性があることについて、学級全体で共通理解できるよう工夫した。

## 4 指導事例

## (1) ねらい

滑り台から落ちたときの危険を知り、約束を守って遊ぶ大切さを実感する。

(学びに向かう力、人間性等)

## (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○手遊びをして、教師に注目する。 ○滑り台で遊ぶときに、どんなことで注意された経験があるかを振り返る。	◎ベンチを用意して、集中して話を聞けるようにする。
展開	○滑り台の上から落ちるとどうなるかについて、自分の考えを発表する。  ○滑り台から落ちそうな場面を演じた教師によるデモンストレーションを見る。 ○「危ない！」のかけ声で、教師が頭部の形をした粘土を滑り台の上から落とし、その様子や変形した粘土を観察する。  ○教師の「これからどうしたらよいか」という問いかけに対し、自分の考えを発表する。	◎客観的に危ない場面を見られるようにする。 ◎粘土を見て、幼児が考えや思いを巡らせる時間を保障する。  ◎幼児の発言を受け止める。
まとめ	○順番に並ぶことや手に物を持って上がらない等、滑り台での約束や、みんなで滑るときは自分も友達もケガをしないように気を付けることについて、改めて確認する。	■遊ぶ時の約束を守る大切さを実感しているか。(観察)

## 5 学習を終えて（幼児の様子等）

- つぶれた粘土を見た後、沈黙が数秒続いたため教師が「もう滑り台使わない？」と問いかけた際、「うん」とうなずく幼児も数名いたほどに、粘土の変形に驚いていた。視覚化したことで、落ちたときの衝撃を実感し、驚きながらも関心をもって真剣に参加していた。
- 降園時に、つぶれた粘土を保護者も見られるようテラスに置いておくと、親子で「怖いよね」、「危ないね」及び「気を付けよう」などと話題にしていた。

生活安全②

プライベートゾーンについての講話及び家庭との連携した事例

小学校 第1学年～第3学年（特別活動）

1 単元（題材）について

(1) 題材名

プライベートゾーンについて知ろう、守ろう

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	I-6 生命（いのち）の安全教育
目標	生命を大切にすることを理解し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。
内容	被害に遭ったときの相談方法を知ること。（I-6-④）

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本校は、開校3年目であり、第1学年～第3学年のみ在籍している。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための知識として、小学校低学年段階からプライベートゾーンについて学び、自身の身体の大事な部分を守る意識を身に付けさせたい。

そこで、全校朝会の校長講話や、学級活動を利用した健康相談員によるレクチャーを実施する。本指導を、水泳指導に合わせて実施するとともに、夏季休業の前には、保健だよりを通して家庭への啓発も行うことで、家庭と連携した指導を行っていく。

2 指導計画

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
全校朝会	○校長講話を通して、自分や相手の心と体を大切にすることや被害に遭ったときの相談方法について知る。	◎自分がされて嫌なことはそのままにせず、先生や周囲の大人に相談できることを理解させる。
学級活動	○プライベートゾーンについての指導を受け、自分の身を守ったり、友達に嫌な思いをさせる行動をとらないようにしたりすることの大切さについて学ぶ。	◎プライベートゾーンについての理解させるとともに自身を守る行動及び相手を傷つけない言動について考えさせる。
家庭への啓発	○性加害に関する相談機関について知ったり、プライベートゾーンについて家族と一緒に確かめたりする。	◎家庭と連携し、困ったときに、周囲の大人に相談しやすい環境を整える。

3 指導の工夫

いろいろな大人からの話を聴き、誰にでも相談できるという安心感を与えられるようにする。

## 4 指導事例

### (1) ねらい

自分や相手の心と体を大切にしている行動について考える。 **（思考力、判断力、表現力等）**

### (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
朝会	<p>○体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになった時の対処法について、2つの話を聴く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や相手の心と体が大切であること。</li> <li>・過度な身体接触があった際に、信頼できる大人へ相談すること。</li> </ul>	<p>◎被害にあったときの相談方法等をトイレに掲示し、何かあったときに相談しやすい環境を作る。</p>
学級活動	<p>○モニターに投影されるスライドを通して、プライベートゾーンについて理解する。</p> <p>○プライベートゾーンを触られそうになった時の対処法について考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Q: もし、プライベートゾーンをさわられそうになったらどうすればいいかな？</p> <p>A: ①声をだしてすけをもとめる ②その場からにげる ③大人にそうだんする</p>  </div> <p>○着替えや入浴等、これまで誰かに手伝ってもらっていたことも、自分でやりたくなる気持ちが芽生えることがあると知り、その気持ちを大切にしていこうことについて考える。</p> <p>○トイレをのぞき込んだり、人のズボンをおろしたりするなど、相手が嫌がる行動をとらないことを理解する。</p>	<p>◎健康管理相談員による、専門的な見地からの指導により、児童の理解を深める。</p> <p>■自分や相手の心と体を大切にしている行動について考えられたか。 (ワークシート)</p> <p>◎具体的な事例を挙げ、児童が場面をイメージしやすくする。</p>
家庭	<p>○学習した内容を家庭でも振り返る。</p>	<p>◎学習した内容は保護者に保健だよりとして配布し、家庭と情報を共有する。</p>

## 5 学習を終えて（児童の様子等）

- 「プライベートゾーン」を理解し、その大切さについてよく考えていた。トイレや着替えなどの際には、大事なところは見せてはいけないことについて、児童同士が声をかけあっている様子も見られるようになった。

生活安全③

自分や友達の体を大切にするために、どのようにしたらよいかについて考える事例  
 小学校 第1学年（特別活動）

1 単元（題材）について

(1) 題材名

水泳指導に向けて

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	I-6 生命（いのち）の安全教育
目標	生命を大切にすることを理解し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。
内容	自分と相手の心と体を大切にすること。（I-6-①）

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本校第1学年の児童は、日常の生活の中で、相手との距離感がつかめずに近付きすぎてしまうことが多く見られる。このため、水泳指導を開始する時期や体育の着替え等を行うタイミングで、自分と相手の体を大切にすることの基本的な対処方法を身に付けさせたい。

そこで、水着で隠れる部分等のプライベートゾーンについて理解を深め、自分自身と友達の体を適切に守っていくことを目指し、本単元を設定する。

2 指導計画（2時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	○自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）を知る。 ○プライベートゾーンを見せたり、触らせたりしてはいけないことを理解する。	◎文部科学省「生命の安全教育教材（小学校（低・中学年））」を活用する。 ◎水着で隠れる部分だけでなく、□や顔、その他の部分も含め、自分の体は全てが大切であることを伝える。
2	○自分や他の人が体を触られて嫌な気持ちになる場面を想起し、このような場面が起こったときの対処方法について考える。	◎自分や他の人が体を触られて嫌な気持ちになったときの対処法について話し合い、具体的な方法として、「嫌だと言う」、「逃げる」及び「安心できる大人に相談する」があることを確認する。

3 指導の工夫

- (1) スライド教材を活用して、プライベートゾーンについて理解させるとともに、それ以外の部分も含め、自分の体を触られて嫌な気持ちになる場面を想起できるようにする。
- (2) 動画教材を活用して、自分の体を触られて嫌な気持ちになったときにどのように対処すればよいか視覚的に具体例を示す。

## 4 指導事例（第1時／2時間）

### （1）ねらい

プライベートゾーンについて知り、大切なところを見たり触ったりしないことや触られて嫌な気持ちになった場合の対処方法について理解する。（知識及び技能）

### （2）指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○自分の体は自分だけの大切なものであることを理解する。  ○本時のめあてを確認する。	◎日常生活の場面のイラストや写真を掲示する ◎自分の体を大切にするために普段していることを考えさせる。
自分の体を大切にするために、できることを考えよう。		
展開	○自分だけの大切なところを考える。  ○お風呂では水着を着ないのに、なぜプールに入るときに水着を着るのかを考える。  ○「生命（いのち）の安全教育教材」を活用し、自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）を知る。  ○自分だけの大切なところを見せたり、触らせたりしてはいけないことを理解する。	◎大切なところが出てこなかったときは、場面を想起させたり例を出したりして、考えられるようにする。  ◎場面を想起しやすいように、動画資料を活用する。  ◎水着で隠れるところは自分だけの大切なところであることを伝える。また、顔や口も大切であることをおさえる。
まとめ	○学習を振り返る。	■自分だけの大切なところを守るための対処法を理解できたか。  （発言・ワークシート）

## 5 学習を終えて（児童の様子等）

- 動画教材の視聴を通して、具体的な場面として捉えながら、プライベートゾーンについて理解していた。
- 着替えの時に、お互いのプライベートゾーンを大切にしようとする言動が見られるようになった。



生活安全④

自分と相手を守る「距離感」について考える事例

中学校 第1学年（特別活動）

1 単元（題材）について

(1) 題材名

よりよい人間関係を築くために

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	I-6 生命（いのち）の安全教育
目標	生命を大切にすることを理解し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。
内容	自分と相手を守る「距離感」を大切にすること。（I-6-②）

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

性暴力は、誰にでも起こりうる身近な問題であることを理解する必要がある。本校の生徒は、他者を思いやる心があり、優しいところがある反面、相手の状況を判断して適切な距離感を保ち行動することが難しい生徒もいることが指導上の課題である。

そこで、生徒を性暴力の加害者、被害者及び傍観者にしないため、自分も相手も尊重し、適切な距離感が大切であることを、生徒に気付かせ、相手の気持ちを尊重した意思決定をできるようにしたり、他者と適切な人間関係を築いたりする力を身に付けさせるため、本題材を設定した。

2 指導計画（1時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	○よりよい人間関係、生命（いのち）の安全教育の目的について理解し、よりよい人間関係について考える。 ○自分と相手を尊重した適切な距離感について考える。	◎人間関係を築く上で大切なことは何か考えさせる。 ◎他者との適切な距離感は、個々に違いがあることを気付かせる。

3 指導の工夫

指導にあたっては、今回の授業内容を「身近に起こりうる問題」として捉えられるよう、日常生活の中から具体例を示す。また、文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の動画教材やスライド資料を活用し、視覚的に示すことで、生徒の理解が深まるようにする。

## 4 指導事例（第1時／1時間）

## (1) ねらい

よりよい人間関係について考え、自分と相手を尊重する上で適切な距離感が大切であることを理解し、相手の同意を得る等、相手の気持ちを尊重しようとする態度を育むことができるようにする。

(学びに向かう力、人間性等)

## (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○「生命（いのち）の安全教育」の目的、性暴力とは何かについて知る。 よりよい人間関係を築くための人との距離感について考えたことを伝え合おう。	◎学習中に体調等がすぐれない場合はすぐに申し出るように伝える。
展開	○休み時間の過ごし方について振り返り、友達とのやり取り中で相手と自分の考えに違いがあることに気付いた場面を思い出す。 ○よりよい人間関係について考える。 ○自分と相手を守る「距離感」（身体的・心理的）について考える。 ○相手と接するときの安心できる距離感について考え、学級全体で意見を共有する。 	◎人間関係の悩みをもつ人もいたりや自分の気持ちが正しく伝わっているとは限らないことを確認する。 ◎文部科学省「生命（いのち）の安全教育スライド資料」のワークシートを活用する。 ◎心地よい距離感是人によって違うこと、仲のよい相手でも自分と同一の考えでないことを確認する。 ◎相手が嫌だと言ったら相手の気持ちを受け入れることが大切であることを伝える。
まとめ	○「距離感」が近い相手から嫌なことをされたときの対応について考え、グループ内で意見を共有する。 ○話し合った内容をグループごとに全体の場で発表する。 ○よりよい人間関係を築く上で考えたことを振り返る。	◎文部科学省「生命（いのち）の安全教育動画教材（中学生）『距離感が守られない時は』」の動画教材を活用して説明する。 ■よりよい人間関係を築くため、相手との適切な距離感を考えて行動しようとする意欲が見られる。 (発表・ワークシート)

## 5 学習を終えて（生徒の様子等）

- よりよい人間関係を築くために自分と相手を守る距離感について、考えを深めることができた。動画教材「距離感が守られない時は」の視聴を通して、距離感が近い相手から嫌なことをされた時の行動について具体的に考えることができた。
- よりよい人間関係を築く上で、相手との距離感を考えることや自分が嫌だと思ったことは、嫌であるとはっきり伝えることが大切であると理解し、そのように行動したいと考えていた。

### 3 交通安全における実践事例

#### 交通安全①

#### 動画やアプリを用い、複数の内容を効果的に関連させた事例

小学校 第3学年 (特別活動)

#### 1 単元 (題材) について

##### (1) 単元名

自転車を安全に利用しよう

##### (2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅱ－2 自転車の安全な利用と点検・整備
目標	自転車の安全な利用について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
内容	自転車の安全な利用の仕方を確認すること。(Ⅱ－2－①)

##### (3) 教材化の視点 (身に付けさせたい資質・能力)

本校の学区域は、並行する幹線道路の狭間の、細い道路が入り組んだ住宅街にあり、歩道のガードレールや信号がほとんど設置されていない地域である。こうした細い道路を抜け道として通る自動車との衝突や接触から児童を守るため、学校と地域の協働により、登校時の見守りを継続している。しかし、帰宅後に自転車で移動する児童の安全を守るためには、自転車利用における危険を児童自身に理解させるとともに、危険を予測し回避する知見と態度を身に付けさせたい。

そこで、タブレット端末による東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ (りんトレ)」の活用、警察と連携した交通安全教室、定期的な安全指導における動画の活用及び一声事例を活用した日常的な安全指導を関連させて、実効的な指導を実現するため、本単元を設定した。

#### 2 指導計画 (2時間扱い)

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
関連 単元	[地域安全マップ作り] (総合的な学習の時間) ○地域の道路について調べ、危険な場所を知る。 ○危険を回避するために必要な行動を考える。	◎歩行者としてのみならず、自転車運転者の視点も加える。そのため、「自転車安全利用五則」について触れる。
安全 指導	[動画の活用] ○動画を基に、自転車運転の危険について、それぞれの体験を含めて話し合う。	◎自転車を運転する際の危険について、文科省DVD教材「安全に通学しよう」の動画視聴を通じて意識化する。
1	○東京都子供政策連携室が作成した「こどもの事故予防ハンドブック」を用いて、危機回避の視点から、自転車事故について考える。 ○タブレット端末により「輪トレ」を活用し、自転車の安全運転について学ぶ。 ○自転車用ヘルメット着用啓発動画を視聴する。	◎危機回避のために、行動をどのように変容するかという視点を生かす。 ◎仮想空間での活動を通して、客観的に自らの自転車利用を自覚させるとともに、ヘルメット着用の意味に気付かせる。
2	○警察と連携した、実際に自転車を運転する交通安全教室に参加する。	◎自転車の車両としての立場を自覚し、被害者にも加害者にもさせないようにする。
日常 指導	[一声指導] ○日常的に安全に係る知見を確認する。	◎必要事項を確認し、適切な意思決定や行動選択を日常的に行えるようにする。

### 3 指導の工夫

地域の安全や危険を調べる活動を土台に、車両である自転車の運転者としてより多くの視点に気付くため、動画やアプリを用いる活動と、実車による交通安全教室を接続させて、多面的・多角的に学ぶ機会とする。

### 4 指導事例（第1時／2時間）

#### (1) ねらい

- ・身近な地域の道路を、自転車を運転する視点で捉え直し、どんな危険が潜むか考え、予測できるようになる。 **（思考力、判断力、表現力等）**
- ・命を守るために、自らの行動を変容させようとする意欲をもつ。 **（学びに向かう力、人間性等）**

#### (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「こどもの事故予防ハンドブック」から自転車を運転するときの危険を考える。</li> <li>○既習の地域安全マップを想起し、自転車を運転する視点で体験を共有し、地域の危険を捉えなおす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎デジタルハンドブック（低学年向けP4）から導入する。</li> <li>◎班で作成した地域安全マップを掲示しておき、想起を促す。</li> </ul>
安全に自転車を利用するために必要なことは、何だろう。		
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「輪トレ」の前半部分を使って、自転車運転時の危険について、概要を捉える。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような危険があるか。</li> <li>・どうしたら危険を回避できるか。</li> </ul> </li> <li>○タブレット端末を用い、個別に「輪トレ」のシミュレーションを行う。</li> <li>○自転車を運転するときの危険と、気を付けるべきことについて発表し合う。</li> <li>○ヘルメット着用啓発動画を視聴する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎前半の解説部分を、教師の範読を加えながら一斉指導する。</li> <li>◎操作方法を確認しておく。</li> <li>◎体験を、具体的な行動の変容につなげるため、それぞれの感想を十分に引き出して記録する。</li> <li>■地域の安全を、自転車の視点で捉え、考えることができる。 <b>（発表）</b></li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再度「こどもの事故予防ハンドブック」を見て、命を守るために自分なりに考えたことをまとめる。（低学年P.8）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ヘルメット着用を価値付ける。</li> <li>■命を守るために必要な行動変容の意欲が見られる。 <b>（まとめ）</b></li> </ul>

### 5 学習を終えて（児童の様子等）

- 地域安全マップの制作経験が下地になり、自転車目線への視点の切り替えを円滑に実施することができた。
- シミュレーションを通して、普段何気なく利用している自転車に係る危険が自覚され、交通安全教室での実車での学びが価値付けられた。
- 具体的な行動変容をテーマとする都の教材を軸に、複数の学習機会を連携させたことが、学びの質を高めた。
- 自転車を車両と捉え、自他の交通安全を守る当事者として自覚が深まった。



交通安全②

ヘルメット着用の大切さを考える実践事例

高等学校 全学年（特別活動）

1 単元（題材）について

(1) 題材名

ヘルメット着用の大切さを考える実践

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅱ－2 自転車の安全な利用と点検・整備
目標	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
内容	自転車乗車時のヘルメットの必要性について知ること。(Ⅱ－2－⑥)

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本校の生徒は、自転車通学者が8割以上である。自転車通学を希望する場合は、自転車保険への加入並びに自転車用ヘルメット及び雨合羽を用意しているか確認し、許可をしている。また、道路交通法の改正により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務になったことを踏まえ、本校ではヘルメットの着用の重要性を認識させることで、自発的に着用することをねらいとした指導を行っているが、全ての生徒がヘルメットの着用について習慣化されるまでには、まだ課題がある。

実際に着用して走行する場合と、着用せずに走行する場合では、どれくらい事故時の影響が違うのか、また、スマートフォンを操作しながら、傘を差しながら運転するとどれくらい危険なのかを、スタントマンによる実演で理解させ、自らの判断でヘルメットを着用して、自転車通学をするという行動変容を促したい。

2 指導計画（1時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	○交通事故のスタントを観て、危険性を知る。	◎自分たちの登校の様子を想像し、実際に起こりそうな場面について照らし合わせ、気を付けようと自発的に考えられるよう促す。

3 指導の工夫

事前アンケートを実施し、講演内容に反映させる。

## 4 指導事例（第1時／1時間）

## (1) ねらい

- ・自転車を運転している状況を想像し、危険な運転について知る。 **(知識及び技能)**
- ・どのように気を付ければ事故に巻き込まれないかを予測し、様々な場面で適切な判断ができるようにする。 **(思考力、判断力、表現力等)**

## (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導 入	○校庭で、本日の実演講演会の内容について、趣旨を知る。	◎実例を見る場面では、見えやすいところに移動するなど工夫させる。
展 開	○次の内容について、スタントを交えて危険性についての講義を聴く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時速40kmの事故の衝撃</li> <li>・自転車の乗り方のマナー</li> <li>・歩行者専用道路での自転車事故再現</li> <li>・見通しの悪い交差点での事故</li> <li>・横断歩道での事故</li> <li>・自転車事故を起因とした事故</li> <li>・ドア開放事故</li> <li>・大型トラックの内輪差による事故（左折巻き込み事故）</li> <li>・サンキュー事故（右直事故）</li> </ul> ○ヘルメットを着けている場合と着けていない場合で、安全性がどのように変わるのか、実例を交えて考える。	◎資料などに、ポイントをメモとして記入しながら話を聴くよう伝える。  ◎雨天時は体育館で行い、実施可能なものを行う。  ◎自転車通学の際に、ヘルメットを着用しようとする行動変容を促す。
ま と め	○教室に戻り、本日の内容についてアンケートを記入し、まとめとする。	■交通事故の未然防止に向け、自身が気を付けるべきことについて、具体的に考えることができる。  (事後アンケート)

## 5 学習を終えて（生徒の様子等）

- 生徒は、目の前で起こる事故の様子や衝撃に驚いていた。事後アンケートでは、本時を振り返り、自転車用ヘルメットの着用が大事だということを実感できたと感想を述べていた。



## 交通安全③

ヘルメットを着用する意識を高めるための多角的アプローチ事例  
高等学校 全学年（特別活動）

## 1 単元（題材）について

## (1) 題材名

自転車の安全な利用と点検・整備

## (2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅱ－２ 自転車の安全な利用と点検・整備
目標	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
内容	自転車乗用時のヘルメットの必要性について知ること。（Ⅱ－２－⑥）

## (3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本校の生徒は、令和４年度から自転車通学を申請する際に、自転車用ヘルメット着用を必須としている。生活指導部による毎朝の校門での指導、定期的な呼び止めチェック、セーフティ教室や、担任からの保護者への連絡等、学校全体で日常的な指導を行ってきた。その成果もあり、この３年間で、自転車用ヘルメットの着用率は年々高まっている。

そこで、自転車用ヘルメット着用が学校のルールということ以上に、安全のために必要であるという認識をより高めたいと考え、本単元を設定した。

## 2 指導計画（４時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	○警察署の交通安全キャンペーンで、通行人に交通安全を呼び掛ける活動に参加する。	◎普段の学校生活で「指導されている」交通安全について、呼びかける側になるという意識を高める。
2	○自転車シミュレーターを用いた自転車講習会を受講する。	◎自転車乗車時のルールを学ぶことで、ヘルメットをはじめとする安全を呼びかける側になるという意識を高める。
3 ・ 4	○スケアード・ストレート形式による交通安全教室を受ける。	◎交通法規の遵守やヘルメットの着用が、「安全のために必要だ」という認識を高める。

## 3 指導の工夫

ヘルメットについて、「ルールだから着用する」という受動的な意識から脱却し、「安全のために必要だから着用する」という能動的な意識になるよう以下の２点について工夫した。

１点目は指導される側から呼びかける側になることで、意識の転換を図ることである。そのために警察署のキャンペーンや自転車講習会に参加する機会を設定した。また、警察署に協力を依頼し、文化祭で交通安全を訴える企画を実施することで、生徒に警察署が身近な存在だという実感をもたせられるようにした。

２点目は、スケアード・ストレート方式による交通安全教室である。生徒にニュースや統計データを紹介だけでは、危険性が十分に伝わらない。そこで、スタントマンが実際に自動車とぶつかる場面を見ることで、ヘルメットの必要性を実感できるようにした。

## 4 指導事例（第3・4時／4時間）

## (1) ねらい

自転車乗用時の危険性を実感し、ヘルメット着用や交通法規が安全のために必要であるという意識をもち、能動的に遵守しようとする態度を養う。 (学びに向かう力、人間性等)

## (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○警察からの講話 ・ヘルメット着用の努力義務化と、令和6年11月1日に施行した道路交通法の改正について確認する。	◎交通法規に限らず、ルールが定められるときには意図や理由があることを示し、考えさせる。
	自転車乗車時のヘルメット着用は、なぜ努力義務化になったのか。	
展開	○スケアード・ストレート形式で、ヘルメットをすることで、運転者が守られることを知る。 ○スケアード・ストレート形式で、スマートフォンを使用しながら自転車を運転することが、どのように危険かを知る。 ○イヤホンを使用しながら自転車を運転することがどのように危険かを知る。	◎努力義務は「任意」ではないこと、また自分の命を守るために必要なものであることについて確認する。 ◎道路交通法の改正により、自転車に係る罰則が強化されたことを認識させる。 ◎イヤホンしながらの運転は「東京都道路交通規則」で禁止されており、安全運転義務違反となりうることを認識させる。
まとめ	○振り返りアンケートを実施する。	■自分の身を守るため、ヘルメットを着用したり、交通法規を遵守したりしようという意欲が見られる。 (振り返りアンケート)

## 5 学習を終えて（生徒の様子）

- スケアード・ストレート形式により、自転車に係る道路交通法改正のポイントについても、実感をもって理解している様子だった。
- 朝の校門での挨拶指導に生徒が自ら参加し、ヘルメットの着用を呼びかけるようになった。



交通安全④

自転車の安全な利用とヘルメットの必要性について学ぶ事例

高等学校 第1学年 (保健体育・LHR)

1 単元 (題材) について

(1) 単元名

「輪トレ (りんトレ)」アプリを利用した交通安全指導

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅱ-2 自転車の安全な利用と点検・整備
目標	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
内容	自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。(Ⅱ-2-③) 自転車乗車時のヘルメットの必要性について知ること。(Ⅱ-2-⑥)

(3) 教材化の視点 (身に付けさせたい資質・能力)

本校では、正門の移動に伴い、通学路が変更となった。新しい通学路は、近隣の工場や本校グラウンドの工事等により、車道を多くの大型車両が通行している。登校時には、たくさんの生徒が狭い歩道を通行しているため、自転車通学する生徒が車道側にはみ出て走行してしまうこともあり、交通事故の危険性が増し、自転車乗車時に交通ルールを守り、安全を確保する必要性が高まった。

そこで、通学路の危険箇所や実際の登校状況を撮影し、生徒に見せることで危険性を認識させるとともに、東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ (りんトレ)」を利用した講習会を開催して交通ルールとマナー及び自転車用ヘルメットの重要性を学ぶことができるよう、本単元を設定した。

2 指導計画 (3時間扱い)

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	○通学路の様子を知る。 ○通学路にある信号や標識の確認を行う。 ○身近な道路環境を基に、交通ルールについて学ぶ。	◎登校の様子から、自転車及び歩行者それぞれの動きを客観的に確認する。 ◎道路の交通量について確認する。 ◎自転車安全利用五則を紹介する。
2	○通学路の様子から、その危険性を考える。 ○安全な登校の仕方について考える。 ○自転車用ヘルメットの重要性について学ぶ。	◎画像や動画から交通ルール及びマナー違反がないか確認する。また、その危険性についても考えさせる。
3	○アプリ「輪トレ」を活用した交通安全教室を実施する。	◎安全な自転車の乗り方について学ぶとともに、学校周辺以外でも交通安全に留意することができるようにする。

3 指導の工夫

通学路の危険箇所や実際の登校状況を撮影して、生徒に見せることで身近な問題として生徒に意識させた。

## 4 指導事例（第3時／3時間）

## (1) ねらい

- ・自転車事故の現状を知り、ヘルメットの重要性を学ぶ。 (知識及び技能)
- ・「輪トレ」アプリを利用して、自転車の安全な乗り方を身に付けるとともに、交通法規の必要性を再認識し、能動的に遵守しようとする態度を養う。 (学びに向かう力、人間性等)

## (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	(「輪トレ」は事前にダウンロードする。) ○自転車に乗っていてヒヤリとしたことがあるかクラス内で共有する。	◎ワークシートに氏名等を記載する欄は設定せず、自身の体験を伝えやすくなるよう配慮する。
	交通ルールを理解し安全に注意して自転車を利用する	
展開	○講師から以下3点について説明を受ける。 ①交通事故の現状 ②学校周辺及び日野市内で危険な場所 ③ヘルメットの重要性 ○「輪トレ」を使った自転車運転シミュレーションを実施する。	◎交通標識、自転車安全利用五則、事故の現状、市内の地図や写真を利用してできるだけ身近に感じるようにする。 ◎教員によるデモンストレーションを行う。 ◎全体の進行状況を確認、調整する。
まとめ	○本時を振り返り、学習した交通ルールについて確認する。 ○講習会アンケートを実施する。	■自転車に係る交通ルールを理解できたか。 ◎「ヘルメット着用強化週間」について告知する。

## 5 学習状況及び変容

- お互いの経験を共有しながら危険について確認の様子が見られた。学校周辺の道路標識や登校風景を見ながら自転車のルールの確認をした。「輪トレ」を使ったシミュレーションでは、粘り強く何度も挑戦する姿が見られた。講習後に行った「ヘルメット着用強化週間」では、当該学年生徒のヘルメット着用率がほぼ100%であった。



## 4 災害安全における実践事例

### 災害安全① ふるさとの安全を考える事例

小学校 第5学年 (総合的な学習の時間)

#### 1 単元 (題材) について

##### (1) 単元名

ふるさとの安全を共に守ろう

##### (2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅲ－6 避難所の役割と貢献
目標	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、自分にできることを実行できるようにする。
内容	避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。(Ⅲ－6－②)

##### (3) 教材化の視点 (身に付けさせたい資質・能力)

本単元では、石川県で実際に被災した方からお話をお聞きする機会を設けたり、そのお話を基に避難所を想定した訓練を行ったりすることにより、自分の命を守ること (自助) に加えて、家族や地域住民の安全を守るためにできること (共助) を考える機会を設けている。このような学習を通して、地震をはじめとする災害に見舞われた際、児童が自身の命を守るとともに、家族や地域住民と協力して、自分たちにどんなことができるのか考えることができる力を身に付けさせる。

#### 2 指導計画 (23時間扱い)

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1 ・ 2	○「自助」及び「共助」を理解する。 ○地域で災害が起こった際の避難所運営について知る。	◎「自助」及び「共助」の考え方について具体的事例を提示しながら、理解を促す。
3 ・ 4	○石川県で活動する災害ボランティアの方のお話を聞くとともに、知りたいことや体験したいことを考えて、共有する。	◎現地で実際に活動している方とオンラインでやり取りする機会を設定し、災害について実感をもたせる。
5 ┌ 8	○「災害図上訓練」を行い、地域の安全について考える。 ○地域の方にお話を聞きながら、校外を見学する。	◎地図上で行う訓練に加えて、実際に地域を巡ることでより知識を深め、実感をもたせる。
9 ┌ 12	○要配慮者の方がどのような助けを求めているのかについて知り、「避難所運営ゲーム」を行う。	◎避難所を運営する経験を通して、様々な視点がもてるようにする。
13 ┌ 16	○被災者の方に避難所や避難生活で困ったことについて質問し、自分たちで考えた避難所を想定した訓練を行う。	◎被災者の方からのお話を踏まえ、行う訓練の内容を自分たちで考えさせることで、主体的に学習に取り組む態度を養う。
17 ┌ 20	○「自助」及び「共助」について学んできたことを整理し、発表の準備を行う。	◎発表を地域の方、保護者及び被災者の方に向けたものとし、視点を明確化する。
21 ┌ 23	○発表を行う。 ○学習を振り返り、「自助」及び「共助」について考えを深めるとともに、今後の生活に生かす。	◎6年生の学習内容や今年度の活動を紹介することにより、来年度への展望をもたせる。

学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

安全教育の  
3領域

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の  
確実な実施の  
ために

安全教育の  
計画

安全教育の  
評価

安全教育の  
計画例

実践事例  
実践事例一覧

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

（校種別）  
一声事例

資料編

### 3 指導の工夫

- (1) 地震が起こった際の「共助」について、具体的にイメージできるよう、「災害図上訓練(DIG)」、学区のフィールドワーク、「避難所運営ゲーム (HUG)」、避難所を想定した訓練等を実施することで、どのようなことが想定されるのか、また、どのような活動や行動ができるのか、実際の体験から気付けるようにする。
- (2) 体験についても、児童がどのような体験をすると災害に備えられるのか考える活動を行うことで、より主体的な学習となるようにする。

### 4 指導事例（第14／23時間）

#### (1) ねらい

避難所や実際の避難生活について知り、自分たちが必要な訓練について考える。

(思考力、判断力、表現力等)

#### (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	<p>○前時までに行ったこと（主に以下2つ）を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営ゲーム (HUG) では、たくさんの配慮をしながら避難所を運営した。</li> <li>・実際の避難所について知りたいことについて、質問する内容を考えた。</li> </ul>	<p>◎展開の学習時間を確保するため、端的に前時の振り返りを行う。</p>
	被災者の方から話を聞いて、避難所の訓練の内容を考えよう。	
展開	<p>○石川県の方に避難所や避難生活で困ったことについて質問する。</p> <p>○どんな訓練をすれば、よいかを考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>▽予想される児童の反応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館の床に寝てみたい。</li> <li>・仕切りを作ったり、ベッドを作ったりしたい。</li> <li>・避難物資をみんなで運びたい。</li> <li>・炊き出しを野外で行って、配膳したい。</li> </ul> </div>	<p>◎タイミングを合わせ、2クラスが交互に質問を行う。</p> <p>◎多様な考えを知るために、個人で考えた後、全体で考えを共有する。</p> <p>■自分たちにとって必要な訓練は何かを考えている。(発言・ワークシート)</p>
まとめ	<p>○今日の学習を振り返る。</p>	<p>◎学習内容の深化を図るため、振り返りについても学級全体で考えを共有する。</p>

### 5 学習を終えて（児童の様子等）

- 石川県の方に避難所や避難生活で困ったことについて質問し、自分たちが今後どのような訓練をすればよいかを考えることができた。



災害安全②

災害発生時に自分や家族が助かるために「防災ポスター作り」の事例  
小学校 第5学年（国語・特別活動）

1 単元（題材）について

(1) 単元名

「伝わるように構成を考えよう」～自宅で使える防災ポスター作り～

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅲ－7 災害への備えと安全な生活
目標	災害安全に関する意識を高めるために、避難訓練・防災訓練等の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。
内容	家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。（Ⅲ－7－③）

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本校の児童は、主に第4学年から、大規模災害が起きたときに学校が避難所になることや、避難所生活がどのようなものかについて学習している。次のステップとして、防災対策では、「公助」や「共助」に頼るだけではなく、まずは、一人一人が自分の身は自分で守ろうとする「自助」の意識を高めることも重要であると気付かせたい。

そこで第5学年では、国語科の「伝わるように構成を考えよう」の単元と関連させ、「家庭に必要な防災対策」をテーマに、家族と共有したい内容を盛り込んだ防災ポスターを作ることとした。明確な根拠に基づき、より大切だと思う情報を選んで効果的に伝えようとする活動は、災害発生時に自分や家族が助かるために、どんな備えが必要かを具体的にイメージすることにつながると考えた。

2 指導計画（5時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1 ・ 2	○実際に使われているポスターの構成を調べ、イメージを広げる。 ○どんな目的でポスターを作るかを確認し、何を書かか考える。 ○書こうとする内容について、必要な情報を集める。	◎これまでの防災学習を振り返り、自宅で、どんな備えをしているか事前に確認しておく。 ◎災害時に備えておくことよいいことについて、「防災ノート～災害と安全～」やハザードマップ等を活用し、情報収集する。
3 ・ 4	○各自が集めた情報を全体で共有・分類する。 ○各家庭における備えの重要度を考える。 ○防災ポスターの構成を考える。 ○表現を工夫して、プレゼンテーションソフトを活用してポスターを作る。	◎それぞれの家庭の状況（家族構成・自宅のある場所・日中の居場所等）を踏まえて、必要な情報を取捨選択する。
5	○完成したポスターを友達と鑑賞し合う。 ○見る人に目的や意図が明確に伝わる内容になっているか、互いの感想を交流し、学習を振り返る。	◎「なぜその情報を載せたのか」根拠を確認し合い、互いの防災に対する視点を比較したり、共有したりする。

学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

安全教育の  
3領域

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の実施の  
ために

安全教育の  
計画

安全教育の  
評価

安全教育の  
計画例

実践編  
実践事例一覧

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

一声事例  
（校種別）

資料編

### 3 指導の工夫

「自宅で使える防災ポスター作り」という学習活動を設定することにより、防災を自分事として捉えさせる。さらに「防災ノート～災害と安全～」を調べ学習の資料として意図的に活用させることで、災害時の備えについて必要な知識が効率的に身に付き、いざというときに自分自身が主体となって行動しようとする意識が高まると考えた。

### 4 指導事例（第3時／5時間）

#### （1）ねらい

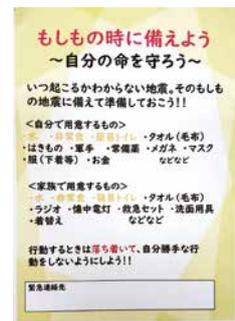
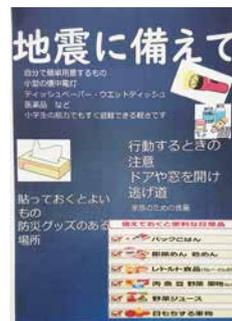
自宅に貼る防災ポスターには、どんな情報が必要か考え、家族に分かりやすく伝えるためのポスターの構成を工夫する。  
**（思考力、判断力、表現力等）**

#### （2）指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○防災ポスターの目的を確認する。  自宅で使える防災ポスターをつくるには、どんな情報が必要か考えよう。	◎伝える相手が自分の家族であることを確認し、地震を想定した備えについて考えさせる。
展開	○前時に防災ノート等の資料で調べたことを全体で共有し、分類する。  ○自分の家族と共有すべき内容を考え、情報を取捨選択する。	◎「自分で用意するもの」、「家族で用意するもの」、「行動上の注意」等の項目で、調べた内容を分類する。 ◎すでに家庭で備えているもの、まだ用意できていないものについても着目させる。  ◎共有した情報の中で、自分の家庭で必要となる内容はどれか、重要度を考えさせる。
まとめ	○選択した情報をどのように割り付けるか、ポスターの構成を考え、次時の活動へとつなげる。	■重要度に応じた構成を考え、必要な情報を分かりやすく配置することができる。 <b>（ポスター）</b>

### 5 学習を終えて（児童の様子等）

- 家族に向けた情報発信の主体となることで、家庭の備えを充実させようとする積極的な姿が見られた。
- また、防災ノートを効果的に活用することにより、災害時の備えの大切さについて、児童も教員も実感できていた。



災害安全③

地震発生時の対応の事例 ～自助・共助の視点から～

高等学校 第1学年（地理総合・総合的な探究の時間）

1 単元（題材）について

(1) 単元名

地震発生時の対応 ～自助・共助の視点から～

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅲ－2 地震災害時の安全
目標	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。
内容	家庭での地震の備えについて考えること。（Ⅲ－2－⑤）

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

経験したことのない大きな地震が発生した場合、生徒は動揺や混乱により、適切な行動をとることができなくなる可能性がある。そこで、まずは地理総合の学習で身に付けた地震の知識を基に、地震発生時にどのような行動をとれば身体の安全が確保できるかという正しく理解させたい。そして、その学びを踏まえ、自助に関する実践的な技能を身に付けさせるとともに、高校生として地域社会から求められる共助の技能も併せて身に付けさせる場を提供したいと考え、本単元を設定した。

2 指導計画（4時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	【地理総合】 1時間 ○地震の種類とメカニズム、振動の特徴について理解する。 ○J-SHISを用いて居住地の地盤の特徴及び地震の発生確率について調べる。	◎想定される地震について理解し、まず、自身の安全確保（自助）ができるようにさせる。
2・3	【総合的な探究の時間】 2時間 ○災害発生時の追体験を通して、自助・共助の知識・技能を身に付ける。（外部人材の活用）	◎自助・共助の視点を持ち、地震発生時における具体的で実践的な技能を身に付けることができるようにさせる。
4	【地理総合】 1時間 ○都市型災害の特徴を理解する。 ○都市における地震対策について考察する。	◎地震発生時の都市特有の問題について、自分がとるべき行動と併せて考察させる。

3 指導の工夫

地理総合と総合的な探究の時間における学習が相互に作用することで、効果的かつ実践的な災害対応力が身に付くようにカリキュラム・マネジメントを工夫した。

## 4 指導事例（第2・3時／4時間）

### （1）ねらい

地震発生時において自らの生命を守るために必要な「自助」の知識を身に付けさせ、防災に関する意識を高めるとともに、地域社会の一員として助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育む。  
（知識及び技能／学びに向かう力・人間性等）

### （2）指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○阪神淡路大震災の発生時及びその後の様子を動画で視聴する。  自らの命、周りの命を守るために、何を知りどう行動すべきか考えよう	◎動画を流す前に内容を伝え、「見ない」選択肢もあることを提示する。
展開	<p><b>【自助】</b></p> <p>○地震発生時を迫体験し、避難行動を選択する。</p> <p>○避難準備品（地震発生時に必要な準備品）について、グループ協議を通して考える。</p> <p><b>【共助】</b></p> <p>○身近なもので代替できる応急処置について、実際に作成しながら、その方法を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞紙でのスリッパ製作</li> <li>・身近なものを使った応急手当</li> <li>・ペットボトルを用いた心臓マッサージ練習</li> </ul>	<p>◎記憶に残るよう直観で答えられる択一問題形式で発問する。</p> <p>■地震発生時の正しい行動を理解している。（発言）</p>  <p>新聞紙で作ったスリッパ</p>
まとめ	○居住地での災害を想定した動画を視聴し、自助・共助の大切さを理解する。	■共助の大切さを理解し、実践するための知識や技能を身に付けようとしている。（ワークシート）

## 5 学習を終えて（生徒の様子等）

●居住地における地震発生確率を具体的に示されたことで、生徒は学ぶ必要性を実感し、意欲的に学習に取り組んでいた。災害発生時の迫体験を通して、自助の知識や技能だけでなく共助の能力も求められていることを知り、地域社会の一員としての自覚を高めていた。



ペットボトルを用いた心臓マッサージの練習

災害安全④

大地震で学校に宿泊することになったら「宿泊防災学習」の事例

特別支援学校 中学部1年（総合的な学習の時間）

1 単元（題材）について

(1) 単元名

宿泊防災学習

(2) 「必ず指導する基本的事項」との関連

区分	Ⅲ－6 避難所の役割と貢献
目標	大地震が発生し、帰宅できず、学校に泊まることになった場合にどのようなことが必要か、実際に学校に宿泊をして体験し、安全に過ごすことができるようになる。
内容	避難所生活を知り、自分たちにできることを考える。(Ⅲ－6－②)

(3) 教材化の視点（身に付けさせたい資質・能力）

本校は小学部・中学部を設置する知的障害特別支援学校である。年に11回の避難訓練及び年に1回の引き取り訓練を中心とした安全指導や、総合的な学習の時間や生活単元学習における安全学習により、防災について積み重ねて学んでいる。本単元では、生徒に実際の宿泊体験を通して、災害時に対応できる能力を身に付けさせるため、宿泊防災学習全体の見通しをもって訓練に取り組む必要があると考える。

そこで、第1時となる本時では、生活の基本となる水や食事、ごみ、電気等、について確認し、学校に宿泊する上で必要な知識・技能について学習する。

2 指導計画（3時間扱い）

時間	○主な学習活動	◎安全教育の視点に立った留意点
1	<b>【事前学習】</b> ○宿泊防災学習について知る。 ○災害時は水道や電気が使えないことを知る。 ○宿泊防災学習で食べる食事の確認をする。	◎落ち着いて冷静に考えることができ、宿泊防災学習に見通しをもてるよう、視覚支援を意識した教材を用いて指導をする。
2	<b>【宿泊防災学習当日】</b> ○予定表を作成する。 ○起震車体験、貯水槽から水を汲み取り、非常食の摂食体験、暗い中でランタン体験、非常用発電機を用いて発電の体験、防災講義、非常用毛布で就寝体験等について確認する。	◎前後の事情を総合的に判断し、適切な意思決定から行動に移せるように話し言葉だけでなく、視覚的に配慮した教材を活用し、訓練の行程が分かるようにする。
3	<b>【事後学習】</b> ○宿泊防災学習の振り返りをする ○災害時に大切なことを確認する。	◎宿泊防災学習の時の映像や写真を用いて、振り返りをし、危険に対する認知と災害発生時において冷静に適切な行動ができるように指導する。

3 指導の工夫

地震発生時に保護者等が迎えに来ることが難しい場合を想定して実施するため、生徒の不安やストレスが大きく表れることも予想される。そのため、事前学習を通して見通しをもたせることで心理的負担を軽減させるとともに、学校に宿泊し、防災訓練を体験した達成感を得られるよう工夫した。

## 4 指導事例（第1時／3時間）

## (1) ねらい

災害時に学校に宿泊するために必要な知識を得ることで、宿泊防災学習の見通しをもつとともに、発災時に何をすればよいか判断できるようになる。（思考力、判断力、表現力等）

## (2) 指導展開

	○主な学習活動	◎支援・留意点 ■評価
導入	○宿泊防災学習の必要性（主に以下3点）を理解する。 ・震度5以上の地震が発生した場合、保護者の迎えになることを知る。 ・地震発生日に保護者の迎えがない場合は学校に宿泊をする。 ・学校に宿泊する場合は、どのような生活になるか考える。	◎宿泊防災学習の目的及び地震発生時に保護者の迎えが遅れる場合があることを説明し、宿泊防災学習を経験する大切さを感じられるようにする。
展開	○昨年度、宿泊防災学習に参加した1学年上の生徒の様子を、大型モニターで視聴し、宿泊防災での活動内容を知る。 ○グループに分かれて一人1台端末を活用し、避難生活に必要な道具を調べる。 ○災害時に、学校には、電池式のランタンや非常用発電機、防災用のペットボトル、防災食等の備蓄があることを知る。	◎実際の宿泊防災の様子を視覚的に理解できるように生徒に提示をする。 ◎生徒の調べたものを確認し、実際に宿泊防災学習で使うものを説明する。 ■宿泊防災学習で使用するものについて理解している。（発言等）
まとめ	○宿泊防災学習の実施日を確認する。	◎宿泊防災学習で気になることがあれば、担任へ質問するよう促す。

## 5 学習を終えて（生徒の様子等）

- 視覚的に分かりやすい教材を準備することで、宿泊防災学習についてイメージをもつことができ、宿泊防災学習に向けて意欲が高まった様子が見られた。



災害安全⑤

避難訓練計画と実践事例

中学校 全学年（避難訓練）

避難訓練の年間指導計画

1 年間を通して生徒に身に付けさせたい力

災害発生時に自分自身の生命を守る力（自助）を身に付け、非常事態に慌てず行動し、適切な行動ができる態度を養う。

2 年間計画

月	想定	ねらい	内容	指導上の留意点
4	地震 火災	地震や火災の発生時の避難経路の仕方について理解する。	各教室からの避難方法について、出火場所や使用不可の階段等が発生した際に、どのような経路で避難するのかを確認する。	地震発生時の身の守り方や避難経路についてワークシートを基に確認する。
5	地震	地震発生時の安全、迅速に避難するための初期行動の方法を身に付ける。	地震発生時において、どのような場所で発生しても「おたい」を意識し、頭を守るなどの身を守るための方法を確認する。	緊急地震速報を活用し、訓練に臨場感をもたせる。
6	火災	火災発生時の初期行動と火災発生を想定した避難方法を理解する。	調理室で火災が発生したことを想定した避難経路を確認する。	煙を吸わないようにマスクや袖口で口を覆うなどの火災発生時の対応方法についても併せて取り扱う。
7	地震 水害	災害発生時の集団下校の地区班を確認する。	住所ごとに編成された地区班を確認し、集団下校の解散場所、地区班リーダーを理解する。	地区班の班員を共有するとともに、集団下校時における注意点等を確認する。
9	地震	大規模地震の発生を想定した引き渡し訓練の意義について理解する。	震度5強以上の地震が発生したことを想定し、保護者による引き渡しを行い、確実な引き渡しの方法について確認する。	引き渡しカードの記載内容を確認し、引き渡し人や時刻を記録して、下校時においても危険箇所がないか確認するように指導する。
10	火災	火災発生時の安全、迅速に避難するための初期行動の仕方等を身に付ける。	調理室からの出火における避難経路を確認する。 火災発生箇所、適切な避難経路の情報を確認し、自らの判断で避難する。	休み時間に担任不在の状況で、生徒自らの判断で避難できるようにする。
11	地震	地震発生時の初期行動及び第二避難場所への避難方法について理解する。	地震による影響で校舎が損壊したことを想定し、近隣施設への避難経路、避難方法を確認する。	第二避難場所への移動時に、周囲に注意して安全に移動できるように留意する。
12	火災	避難訓練の予告なしで、避難放送を聞いて適切に避難する方法を理解する。	近隣施設にて火災が発生し、校舎に燃え移る危険性があることを想定し、避難放送を聞いて、適切な避難経路で避難することを確認する。	避難放送を聞いて、自ら適切に判断して避難できるようにする。
1	地震	地震発生時の安全、迅速に避難するための初期行動の方法を身に付ける。	地震発生時において、どのような場所で発生しても「おたい」を意識し、頭を守るなどの身を守るための方法を確認する。	阪神淡路大震災について訓話で扱い、建物の倒壊による対応方法について確認できるようにする。
2	火災	避難訓練の予告なしで、避難放送を聞いて適切に避難する方法を理解する。	理科室で火災が発生したことを想定し、避難訓練の予告なしでも放送を聞いて、適切な避難経路で避難することを確認する。	教員が不在の中でも、これまでの避難訓練の成果を生かし、適切な行動ができるようにする。
3	地震	予告なく起きた地震発生の際に、安全、迅速に避難するための方法を身に付ける。	地震が発生後に余震が来ることを想定し、繰り返し緊急地震速報が流れた際にも、適切に身の安全を守り、避難するための方法を確認する。	東日本大震災について扱いながら、1年間の避難訓練の総括を行い、災害発生時の心構えをもたせる。

## 地震発生に伴う校舎損壊を想定した第二避難場所への避難訓練

中学校 全学年

## 1 ねらい

地震発生に伴う校舎損壊により、校舎内への避難ができなくなった際に、安全、迅速に第二避難場所まで適切に避難し、行動することができる。

## 【想定】

- ①震度5強以上の地震が発生
- ②地震の影響による損壊

## 2 訓練の流れ

	○活動	・生徒の動き	◎支援・留意点 ■評価
事前指導	○基本行動の確認	・第二避難場所への避難の意義と場所、方法について理解する。	◎避難訓練の実施を確認する。 ◎第二避難場所への避難方法及び地区班編成について確認する。
	○緊急地震速報の発令	・速やかに一次避難をする。	◎放送の指示に従い、机の下にもぐらせる。
避難訓練	○避難開始	・避難経路で校庭に集合する。	◎速やかに身の回りの危険箇所 に留意しながら移動する。
	○全校生徒の安全確認	・待機して点呼を待つ。	◎校舎内に残留生徒がいないか を確認し、現在数を点呼カード に記入して、管理職に報告 する。
	○第二避難場所への避難 開始	・第二避難場所に避難する。	◎安全に避難できるように教職 員を配置し、生徒を誘導する。
	○第二避難場所の安全 確認	・待機して点呼を待つ。	■第二避難場所に避難するた めの経路とねらいを理解し、 適切に行動しているか。 (行動観察)
	○地区班に分かれる	・地区班ごとに並んで点呼 を待つ。	◎地区班担当教員が点呼を取 り、現在数を確認して管理職 に報告する。
	○生活指導部による訓話 ○地区班ごとの集団下校		◎地区班ごとに集団で解散場 所まで行動し、下校させる。
事後指導	(翌日) ○避難訓練の振り返り	各学級 ・第二避難場所までの訓練 について振り返る。	◎訓話の内容を想起し、今後の 生活の中に生かせるように 指導する。



ここでは「一声指導」の事例を紹介する。特別支援学校は、発達の段階及び障害種別等の実態に応じて活用していただきたい。

## 1 幼稚園における一声事例

### ● 生活安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
I-1 時の安全 登下校(登降園)	① 友達と一緒に登下校すること。	「お家の人と手をつないで、帰りましょう。」
	② 防犯アプリ等、身を守るすべをもっていくこと。点検すること。	「怖くなったら、防犯ブザーを鳴らしましょう。」
	③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。	「曲がり角や、駐車場の出入り口では、周りをよく見て歩きましょう。」 「園に来るまでの、危険い場所が言えますか。」
	④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。	「電車やバスに乗るときには、お家の人のそばにいきましょう。」
I-2 校(園)内での安全	① 自分の身の回りを整えること。	「使い終わったものは、すぐに片づけましょう。」 「おもちゃが散らばっていると、どんな危険いことが起こるかな。」
	② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。	「すべり台で遊ぶときは、一人ずつすべりましょう。」 「園で遊ぶときのきまりを言えますか。」
	③ 道具や遊具などを大切に、正しい使い方を知ること。	「はさみをお友達へ渡すときは、チョコチョコする方(刃)を持ちましょう。」 「大きな積み木を運ぶときは、二人で声を掛け合って運びましょう。」
	④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。	「階段では、手すりを持って一人ずつゆっくり降りましょう。」 「廊下の曲がり角は、相手が見えないですね。走っていたらどうなるでしょう。」
	⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。	「『〇〇〇』という放送を聞いたら、悪い人が入ってきた合図なので、近くの先生のところに集まりましょう。」
	⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。	「すぐに近くの部屋に入って、先生のところに集まって、静かに待ちましょう。」
	⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。	「今日は、悪い人から身を守る練習をします。」
I-3 家庭生活での安全	① 家に帰って玄関を開ける前に注意することについて確認すること。	「悪い人が、みんながお家に入るところを見ているかもしれません。玄関を開けたら、すぐに鍵をかけましょう。」
	② 留守番をするときの約束を確認すること。	「家のチャイムが鳴っても、出なくていいです。本当に用事のある人はもう一回来てくれるからね。」
	③ エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認すること。	「エレベーターは、お家の人と一緒に乗りましょう。」 「エレベーターに乗るときの約束、「は・さ・み」を言えますか。」
	④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。	「お家の人が行ってはいけないと言うところには、絶対に行ってはいけない。」 「家の周りで、あまり人が来ない場所を知っていますか。」
	⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校(園)へ連絡すること。	「知らない人に、声をかけられたら、その場所から離れましょう。」
I-4 地域や社会生活での安全	① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。	「公園などでは、先生やお家の人が見えない場所で遊んではいけません。」 「一人で行ってはいけない場所を、お家の人と決めていきますか。」
	② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。	「人が通らない場所や暗い場所は危険です。」 「あまり人が来ない場所を知っていますか。」
	③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。	「『いかのおすし』をみんなで言いましょ。」 「連れていかれそうになったら、大きな声で『助けて。』と叫びましょ。」
	④ 「子供110番の家」の場所を確認すること。	「このマークがある場所は、困ったときに助けてくれる場所です。」 「このマークがある場所を、お家の人と探してみましょ。」
	⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。	「夕方、放送が聞こえたら、暗くなる前に家に帰りましょ。」
	⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。	「『いやだ、変だ』と思ったら、すぐに大人に知らせましょ。」 「怖いことに遭ったら、どうしますか。」
	⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。	—
	⑧ 山や海、川に行くときに注意することを確認すること。	「山や海、川では、必ずお家の人の近くで遊びましょ。」 「海や川で危険いことには、どんなことがあるでしょう。」
I-5 使用時の安全 スマートフォン等の	① スマートフォンやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。	「お家の人と、約束を決めましょ。」
	② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。	—
	③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。	—
	④ 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。	—
	⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしない。	—
	⑥ 「ながらスマホ」は危険なのでやめること。	—
I-6 安全教育 生命(いのち)の	① 自分と相手の心と体を大切にすること。	「水着で隠れているところは、自分だけの大切なところ。」
	② 自分と相手を守る「距離感」を大切にすること。	—
	③ 性暴力とは何かを知り、自分にできることを考え実行すること。	—
	④ 被害に遭ったときの相談方法を知ること。	「体を見られたり触られたりして、嫌な気持ちになったときは、すぐに先生やお家の人に話しましょ。」

● 交通安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
Ⅱ-1 道路の歩行と横断及び交通機関の利用	① 道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。	「車が通る場所から離れた道の端を歩きましょう。」 「車が走っている道に飛び出したらどうなりますか。」
	② 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。	「周りに気を付けて、歩いてきましょう。」 「園に来るまでに、信号機はいくつありますか。」
	③ 交差点を横断する際の危険について知り、安全な歩行の仕方を確認すること。	「信号機のない交差点を渡る時は、右を見て左を見て、もう一度右を見て、車が来ないことを確認してから渡りましょう。」 「車の運転手さんの顔を見て、大きく手を挙げましょう。」
	④ 青信号で横断歩道を渡る際はすぐに渡らず、左右の安全を確認すること。	「信号が青になっても、すぐに渡りません。必ず、『右、左、右』を見て、車が来ないかを確認してからにしましょう。」
	⑤ 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。	「傘を人に向けてないように、気を付けて持ちましょう。」 「寒くても、ポケットから手を出し、転んだときにすぐ手を出せるようにしましょう。」
	⑥ 明るい色の服装や反射材の効果を知ること。	「夜は車を運転している人から見えにくいので、明るい色の服を着て目立つようにしましょう。」
	⑦ 安全な集団歩行の仕方を確認すること。	「先生より、先に行かないようにしましょう。」 「友達との間が空かないように、前を見て歩きましょう。」
	⑧ 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。	「電車が通る『踏切』は、音が鳴ったら、渡りません。」
	⑨ 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。	「おじいちゃんやおばあちゃんには、道をゆずってあげましょう。」 「歩きづらそうにしている人がいたら、どうしたらいいでしょうか。」
	⑩ 公共交通機関利用時に想定される危険について考えること。	「乗り物の中では走ったり、立ち上がったりにしないでようにしましょう。」 「電車のホームでは、黄色い線の内側まで下がって待ちましょう。」
Ⅱ-2 自転車の安全な利用と点検・整備	① 自転車の安全な利用の仕方を確認すること。	「自転車の練習はどこでしますか。」 「自転車の安全な乗り方を知っていますか。」
	② 雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。	「雨の日や夜には、みんなは自転車に乗ってはいけません。」
	③ 自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。	「自転車でも信号を守ります。スピードも出してはいけません。」 「人が多いところでは、自転車から降りて、押して歩きましょう。」
	④ 自転車の点検と整備をすること。	「自転車がこわれていないか、お家の人と一緒に確認しましょう。」
	⑤ 加害事故の責任と自転車損害賠償保険等への加入の義務や「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について知ること。	—
	⑥ 自転車乗用時のヘルメットの必要性について考えること。	「自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、頭を守りましょう。」
Ⅱ-3 二輪車・自動車 の特性と心得	① 車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。	「駐車場や止まっている車の近くで遊んではいけません。」 「車は急に止まれません。道路に飛び出さないようにしましょう。」
	② ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。	「車に乗ったら、シートベルトをしましょう。車は、急に揺れたり止まったりすることがあります。」
	③ 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ること。	「交差点で待つときは、車が走る道路から下がって待ちましょう。曲がってくる車のタイヤに巻き込まれることがあります。」 「雨の日は、ブレーキをかけても、車は止まりにくくなります。」
Ⅱ-4 交通事故防止と安全な生活	① 地域の交通安全活動を知り、参加すること。	「交差点に立ってみんなの安全を見守っている人へ挨拶をしてみましょう。」
	② 交通事故が起こったときの通報や対応の仕方を知ること。	「近くにいる大人に、『助けて』と伝えましょう。」
	③ 応急手当の仕方を確認すること。	「けがをしたら、大人に知らせましょう。」
	④ 自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。	—

学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

安全教育の  
3領域

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の  
確実な実施の  
ために

安全教育の  
計画

安全教育の  
評価

安全教育の  
計画例

実践編  
実践事例一覽

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

一声事例  
(校種別)

資料編

● 災害安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
Ⅲ-1 火災時の安全	① 「 <b>おかしも</b> 」の約束や避難経路、避難場所を確認すること。	「放送や先生の話を聞いて、『おかしも』を守って外に出ましょう。」 「避難する場所は、どこですか。」
	② 火災の原因と危険について知ること。	「火事の時、モクモクしている煙を吸うと、とても苦しくなって、息ができなくなってしまいます。とても危険です。」
	③ 火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。	「火事を見つけたら、『火事だ。』と大きな声で大人に知らせましょう。」 「煙は上に集まります。姿勢を低くして、アヒル歩きで避難しましょう。」
	④ 初期消火の方法を確認すること。	「火事するとき、燃えているところに絶対に近づいてはいけません。」
Ⅲ-2 地震災害時の安全	① 緊急地震速報の利用の心得を確認すること。 「 <b>落ちてこない、倒れてこない、移動してこない (おたい)</b> 」	「この音は、もうすぐ地震が来ることを知らせる音です。」 「この音を聞いたら、落ちてきたり、倒れてきたりする物のない場所で身を守ります。」
	② 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。	「『落ちてこない、倒れてこない、移動してこない (おたい)』場所を見つけて、ダンゴムシのポーズをとりましょう。」 「周りを見渡してみよう。『〇〇〇』の下は安全でしょうか。」
	③ 集団で避難するときの「おかしも」の約束を確認すること。	「今から避難します。避難の時の約束を覚えていますか。『おさない、かけない、しゃべらない、もどらない (おかしも)』です。」
	④ 避難経路、避難場所を確認すること。	「このマーク (誘導灯) は、避難する目印のマークです。」
	⑤ 家庭での地震の備えについて考えること。	「家の中で、ものが、『落ちてこない、倒れてこない、移動してこない (おたい)』場所はどこでしょうか。お家の人と話してみよう。」
Ⅲ-3 時の安全 火山災害	① 安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。	「火山が噴火したら、先生やお家の人のいうことを聞いて、避難しましょう。」
	② 火山活動による危険を知ること。	「火山が噴火したら、マスクをするか、ハンカチで口を覆いましょう。」
Ⅲ-4 気象災害時の安全	① 風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「台風ときは、物が飛んでくるかもしれないので、外に出てはいけません。」 「川の水が急に増えるので、雨がやんでも川に近付かないようにしましょう。」
	② 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。	「雷が鳴ったら、近くの建物の中に入りましょう。」
	③ 竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「竜巻が起きた時は、近くの建物に逃げましょう。」
	④ 降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。	「道路が凍っています。ゆっくりと歩きましょう。」
	⑤ 落雪が起る仕組みや雪害の影響について知ること。	「屋根に積もった雪が落ちてくることがあります。屋根のすぐ下は歩かないようにしましょう。」
	⑥ 特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。	—
Ⅲ-5 時の安全 原子力災害	① 原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。	—
	② 放射線の身体への影響について知ること。	—
Ⅲ-6 避難所の役割と貢献	① 避難所の役割を知ること。	「みんながお家に帰れないときに、お家の代わりにしてくれるところです。ここで寝たり、ご飯を食べたりします。」
	② 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。	「避難所では、みんながお仕事をしています。あなたは、どんなお仕事ができるか、考えてみましょう。」
	③ 災害ボランティア活動に積極的に参加すること。	「自分にできること (ごみを拾う、お皿を配る等) を考えてやってみよう。」 「困っている人がいたら、お家の人に伝えよう。」
	④ 避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。	「避難所になる場所には、食べ物や布団があります。」
Ⅲ-7 災害への備えと安全な生活	① 地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。	「今日学んだことは、みんなの命を守るとても大切なことです。学んだことをお家の人に伝えよう。」
	② 家庭での連絡方法を家族と相談し、決めること。	「お家の人の名前と家の電話番号を言えますか。」
	③ 家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。	「避難袋とは何か、知っていますか。中に何が入っているのでしょうか。」
	④ 応急手当の仕方を確認すること。	「血が出たら、触らないようにして、大人に伝えよう。」
	⑤ 消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。	「消防士さんやおまわりさん (自衛隊の方々) は、地震などで困っている人を助けるお仕事もしています。」
	⑥ 消防団や自主防災組織の役割について知ること。	「大きい地震があったときは、みんなで協力して困った人を助けます。」
Ⅲ-8 弾道ミサイル 発射時の安全	① Jアラートを通じて緊急情報が流れること。	「(実際に音を鳴らして) この音は危険を知らせる合図です。」
	② 安全な避難場所と避難行動を確認すること。	「(実際に音を鳴らして) スマートフォンやテレビから、この音が聞こえたら、先生やお家の人の話をよく聞いて、一緒に避難しましょう。」

## 園の実態に応じた、オリジナル「一声指導」を考えよう

「危険を予測し回避する能力」と、「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を育てるために、子供たちにどのような一声を掛けますか。

安全に関する知識を習得させる一声や、危険を予測し、判断する力を育てる一声、日々の生活において安全に生活しようとする意識を高める一声など、園の子供たちのことを思い浮かべながら、一声指導を考えてみましょう。

	一声指導	
	○確認させる	○考えさせる
生活安全		
交通安全		
災害安全		

## 2 小学校における一声事例

### ● 生活安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
I-1-1 登下校時の安全	① 友達と一緒に登下校すること。	「家の近くの友達と一緒に登下校しましょう。」 「高学年は、下級生の様子を気にしながら、登下校しましょう。」
	② 防犯アプリ等、身を守るすべをもっていくこと。点検すること。	「いざというときに鳴りますか。出かける前に確かめましょう。」 「危険を感じたときに、防犯ブザーを鳴らしましょう。」
	③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。	「通学路で、危険な場所があるか、お家の人と確認しておきましょう。」
	④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。	「車内に不審な人がいたら、その場から離れましょう。」
I-1-2 校内での安全	① 自分の身の回りを整えること。	「机の横には荷物は1個。人がスムーズに通れるようにしましょう。」 「自分のものでなくても落ちているものは拾いましょう。」
	② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。	「きまりを守ることは、自分や友達の安全を守ることです。」 「遊ぶときは、その場所でのきまりを守って遊びます。なぜでしょうか。」
	③ 道具や遊具などを大切に、正しい使い方を知ること。	「道具の使い方や運び方をきちんと覚えましょう。」 「使った道具は、決められた場所に整頓して片付けましょう。」
	④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。	「廊下は、右側を歩きましょう。」 「出入り口から人が飛び出してくることがあるから、気を付けましょう。」
	⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。	「『〇〇〇』の放送が流れたら、不審者が学校に入ってきた合図です。近くの大人がいる教室に入りましょう。」
	⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。	「放送が鳴ったら、『ピタッ』と話と動きを止めましょう。」
	⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。	「自分や友達を守るために、めあてをもって参加しましょう。」
I-1-3 家庭生活での安全	① 家に帰って玄関を開ける前に注意することについて確認すること。	「誰もいない家に帰っても、『ただいま』と大きな声で言いましょう。」 「家に入る前は、振り返って、後ろを確認しましょう。」
	② 留守番をするときの約束を確認すること。	「相手をよく確かめてから、ドアを開けましょう。」 「留守番のときの約束を、お家の人と決めておきましょう。」
	③ エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認すること。	「エレベーターに乗る時の『は・さ・み』の約束を覚えましょう。」 「乗ったときには、どんなことに気を付けるとよいでしょうか。」
	④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。	「非常階段や屋上に一人で行っていませんか。人目につきにくい所には、どんな危険があるでしょうか。」
	⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡すること。	「知らない人から名前や電話番号を聞かれても、答えなくて、必ずお家の人や先生に伝えましょう。」
I-1-4 地域や社会生活での安全	① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。	「繁華街など一人では行ってはいけない場所について、家族と話しましょう。」 「一人で行ってはいけない場所は、どんなところですか。」
	② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。	「地域安全マップを見て、危険な場所を確認しましょう。」 「犯罪が起こりやすい場所のキーワードは何でしたか。」
	③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。	「危険を感じたら、すぐに助けを呼びましょう。」 「知らない大人に誘われたら、その場から離れましょう。」
	④ 「子供110番の家」の場所を確認すること。	「『子供110番の家』とはどのような場所でしょうか。」 「登下校時に『子供110番の家』のステッカーが貼ってある場所を探してみましょう。」
	⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。	「暗くなると危険がいっぱい。夕焼けチャイムで帰りましょう。」
	⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。	「事件、事故を見かけたら、周りの大人に伝えましょう。」
	⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。	「地域で、見回りをしてくださっている方が身近にいますか。」 「なぜ、地域の防犯活動が必要なのでしょう。」
	⑧ 山や海、川に行くときに注意することを確認すること。	「山や海、川に行くときは、お家の人や大人と一緒に行きましょう。」 「海や川では、泳ぎが得意な人でも溺れてしまうことがあります。ライフジャケットを着用しましょう。」
I-1-5 スマートフォン等の使用時の安全	① スマートフォンやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。	「スマートフォン等の使用ルールをお家の人と決めましょう。」 「スマートフォン等を触っている時間は、日々どれぐらいあるのか考えましょう。」
	② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。	「スマートフォン等にフィルタリングがされているか、お家の人に確認してもらいましょう。」 「スマートフォン等にパスワードを設定することはとても大切です。」
	③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。	「顔や表情が見えないときこそ、相手の気持ちになって考えてみるのが大切です。」
	④ 個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。	「会ったことのない知らない人には、簡単に個人情報を教えないようにしましょう。」 「送った画像は全く知らないどこかの人が自由に使用してしまう危険性があります。」
	⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしない。	「写真・動画を勝手に撮影したり、勝手にいろいろな人に送ったりしてはいけません。」
	⑥ 「ながらスマホ」は危険なのでやめること。	「事故のもと、スマートフォン等のながら歩きはやめましょう。」 「しっかり前を見て、周りの危険に注意しながら歩きましょう。」
I-1-6 生命(いのち)の安全教育	① 自分と相手の心と体を大切にすること。	「自分の体は、自分だけの大切なものです。」 「水着で隠れる部分は、『プライベートゾーン』と言います。」
	② 自分と相手を守る「距離感」を大切にすること。	「自分の体を触れられてびっくりしたり、嫌な気持ちになったりしたときは『イヤだ』とはっきり伝えましょう。」
	③ 性暴力とは何かを知り、自分にできることを考え実行すること。	「『変だな、嫌だな』と思う人には、ついて行ってはいけません。」
	④ 被害に遭ったときの相談方法を知ること。	「触られて嫌な気持ちになった時は、安心できる大人に相談しましょう。」

## ● 交通安全

		必ず指導する基本的事項	一声事例
II-1 道路の歩行と横断及び交通機関の利用	①	道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。	「ガードレールや白い線の中を歩きましょう。」 「横断歩道を渡ります。手前で必ず止まって左右を確認しましょう。」 「信号のない横断歩道を渡るときは、手を挙げて横断することを自動車の運転手にアピールし、自分に気付き停止した自動車の運転手に会釈をして意思疎通してから渡りましょう。」
	②	通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。	「いつもは車が来ない道も、『今日は来る』と思って歩きましょう。」 「通学路では、広がって歩かないようにしましょう。」
	③	交差点を横断する際の危険について知り、安全な歩行の仕方を確認すること。	「一度止まって、『右、左、右』を見て、車がない、止まったことを確認してから渡りましょう。」 「黄信号は、もうすぐ赤信号の合図です。これからの横断はやめましょう。」 「交差点では右折・左折してくる車やバイクがあります。横断中も車やバイクの動きに十分注意して渡りましょう。」
	④	青信号で横断歩道を渡る際は、すぐに渡らず左右の安全を確認すること。	「歩行者用信号が青になっても、左右、前方を確認し、車が信号で、止まっていることを確認してから渡りましょう。」
	⑤	雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。	「傘は振り回さず、人に当たらないように気を付けて持ちましょう。」 「雨や雪の日には、道路が滑りやすくなります。どうやって歩くとよいですか。」
	⑥	明るい色の服装や反射材の効果を知ること。	「日が暮れてからは、明るい色の服や反射材の付いている靴などを意識して身に付けましょう。」
	⑦	安全な集団歩行の仕方を確認すること。	「集団では、なぜ列をつくって歩行するのか、理由を考えてみましょう。」 「みんなで道を歩くときは、どんなことに気を付けますか。」
	⑧	踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。	「警報が鳴ったら、踏切を渡りません。」 「踏切で事故が起こりそうなとき、非常ボタンを使って、危険を知らせることができることを知っていますか。」
	⑨	幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。	「他の人の危険に気が付いたら、『危ないですよ』と声を掛けましょう。」
	⑩	公共交通機関利用時に想定される危険について考えること。	「降りる人が降りてから、順番に乗りましょう。」 「座ったときは、膝をとじて、椅子に深く座りましょう。」
II-2 自転車の安全な利用と点検・整備	①	自転車の安全な利用の仕方を確認すること。	「交差点では、止まって右左、後ろも忘れずに確認しましょう。」 「自転車で歩道を渡るとき、気を付けることは何ですか。」
	②	雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。	「暗くなったら、電灯をつけて走りましょう。」 「反射材を、知っていますか。」
	③	自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。	「自転車は、車と同じです。ルールを守らなければなりません。」 「小学生が自転車を運転するとき、道路をどのように走ればよいですか。」
	④	自転車の点検と整備をすること。	「点検した自転車で安全に乗りましょう。」 「自転車を点検するところ、『ブタハシャベル』を思い出しましょう。」
	⑤	加害事故の責任と補償制度を知ること。	「自転車に乗っていても、加害者になることがあります。」 「自分が人を交通事故に遭わせてしまうことを考えたことがありますか。」
	⑥	自転車乗用時のヘルメットの必要性について考えること。	「自転車に乗るときにヘルメットをしていないと、どんな危険があるでしょうか。」
II-3 二輪車・自動車 の特性と心得	①	車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。	「スピードが出る乗り物に乗るということは、安全確認する時間がそれだけ短くなるということです。」 「車の運転席からは、子供は見えないことがあります。」
	②	ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。	「自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。」 「車に乗るときは、シートベルトをしめる理由を考えましょう。」
	③	自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ること。	「乗用車がぶつからずに曲がったとしても、トラックのような大きい車はぶつかることがあります。それはどうしてでしょう。」 「車は雨や雪により、滑って止まりにくくなります。」
II-4 交通事故防止と安全な生活	①	地域の交通安全活動を知り、参加すること。	「自転車講習会など、身近な地域で行われている交通安全について調べてみましょう。」
	②	交通事故が起こったときの通報や対応の仕方を知ること。	「目の前で交通事故が起こりました。何をしたらよいですか。」 「110番や119番は、それぞれどこにつながる電話番号ですか。」
	③	応急手当の仕方を確認すること。	「体を何かにぶつけてしまったら、ぶつけた部位を冷やしましょう。」
	④	自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。	「交通事故から自分の命を守るために、どんなことに気を付けますか。」 「私たちの町の交通安全のために、どんなことができるでしょう。」

## ● 災害安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
Ⅲ-1 火災時の安全	① 「 <b>おかしも</b> 」の約束や避難経路、避難場所を確認すること。	「慌てず速やかに避難するために、『おかしも』の約束を守りましょう。」 「〇〇で火事が起こった場合は、どのように避難しますか。」
	② 火災の原因と危険について知ること。	「どうして火事になってしまうのでしょうか。」 「火事の恐ろしいところはどんなところでしょう。」
	③ 火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。	「火事が起きたら、まずハンカチや袖で、鼻と口を押えます。」 「落ち着いて行動することが安全な避難につながります。」
	④ 初期消火の方法を確認すること。	「火事を見かけたら、近くの人に知らせましょう。」
Ⅲ-2 地震災害時の安全	① 緊急地震速報の利用の心得を確認すること。 「 <b>落ちてこない、倒れてこない、移動してこない（おたい）</b> 」	「自分が生活する場所で、物が『落ちてこない、倒れてこない、移動してこない（おたい）』場所はどこか、探しておきましょう。」
	② 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。	「危険な物から離れて、しゃがみましょう。」 「外で地震が起こった場合、どのように身を守りますか。」
	③ 集団で避難するときの「 <b>おかしも</b> 」の約束を確認すること。	「『おかしも』の約束を言ってみましょう。」
	④ 避難経路、避難場所を確認すること。	「教室で、大きな地震が起こったとき、落ちてきそうなもの、倒れてきそうなもの、移動してきそうなものは何でしょうか。」
	⑤ 家庭での地震の備えについて考えること。	「いざというときの非常持ち出し袋リストを作りましょう。」
Ⅲ-3 時の安全 火山災害	① 安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。	「移動教室や家族旅行の時に火山が噴火したら、どこへ避難すればよいでしょう。避難の仕方でも火災や地震と同じところはどこでしょう。」
	② 火山活動による危険を知ること。	「日本は、火山列島です。伊豆大島噴火、三宅島噴火、富士山噴火について調べてみましょう。」
Ⅲ-4 気象災害時の安全	① 風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「これから雨や風が強くなりそうなときは、外に出ません。」
	② 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。	「雷鳴が聞こえてきました。どこへ避難すればよいのでしょうか。」
	③ 竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「竜巻の発生に気付いたら、近くの頑丈な建物に避難しましょう。」
	④ 降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。	「早めに家を出て、ゆっくり歩きましょう。」 「雪道では、どのようなことに気を付けて歩けばよいのでしょうか。」
	⑤ 落雪が起る仕組みや雪害の影響について知ること。	「雪が積もった後、屋根の雪が落ちてくることがあります。」
	⑥ 特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。	「台風が近づいているときは、お家の人と防災グッズを確認しましょう。」
Ⅲ-5 時の安全 原子力災害	① 原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。	「原子力災害による体への影響を知りましょう。」
	② 放射線の身体への影響について知ること。	—
Ⅲ-6 貢献 避難所の役割と	① 避難所の役割を知ること。	「学校が避難所になった場合について考えてみましょう。」
	② 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。	「周りで困っている人の助けをしましょう。」 「避難所に行ったとき、小学生でもできることはないでしょうか。」
	③ 災害ボランティア活動に積極的に参加すること。	「被災した方々は、普段どおりの生活を送ることができません。私たちにできることは何でしょうか。」
	④ 避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。	「防災備蓄倉庫の備蓄品について知りましょう。」
Ⅲ-7 災害への備えと安全な生活	① 地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。	「防災頭巾(ヘルメット)を、自分で素早くかぶれるように練習しましょう。」 「避難訓練は、命を守る訓練です。」
	② 家庭での連絡方法を家族と相談し、決めること。	「災害でお家の人と離れてしまうことがあります。どうしたらよいか、事前に確認しておきましょう。」
	③ 家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。	「家庭にある避難袋を確認しましょう。」 「災害に備えて、お家の人と一緒にできることは何でしょうか。」
	④ 応急手当の仕方を確認すること。	「身近にある物でできるけがの手当てや止血法を考えてみましょう。」 「自分が一人でいるときに、けがをしてしまいました。どうしますか。」
	⑤ 消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。	「消防や警察には、どんな役割があるのか、調べてみましょう。」
	⑥ 消防団や自主防災組織の役割について知ること。	「消防団は、どのような人たちが集まって何をしていますのでしょうか。」
Ⅲ-8 弾道ミサイル 発射時の安全	① Jアラートを通じて緊急情報が流れること。	「ミサイルが飛んでくるときには『Jアラート』が知らせてくれます。」
	② 安全な避難場所と避難行動を確認すること。	「『Jアラート』が流れたら、近くの建物に逃げましょう。」

## 学校の実態に応じた、オリジナル「一声指導」を考えよう

「危険を予測し回避する能力」と、「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を育てるために、子供たちにどのような一声を掛けますか。

安全に関する知識を習得させる一声や、危険を予測し、判断する力を育てる一声、日々の生活において安全に生活しようとする意識を高める一声など、学校の子供たちのことを思い浮かべながら、一声指導を考えてみましょう。

	一声事例	
	○確認する	○考えさせる
生活安全		
交通安全		
災害安全		

### 3 中学校における一声事例

#### ● 生活安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
I-1-1 登下校時の安全	① 友達と一緒に登下校すること。	「部活動で帰りが遅くなったときには、家が同じ方向の友達と複数で帰りましょう。」
	② 防犯アプリ等、身を守るすべをもっていくこと。点検すること。	「防犯ブザーの電池を点検しておきましょう。」 「危険を知らせる手段を準備しておくことが安心につながります。」
	③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。	「危険を感じたらどう行動するか、家族と話し合っておきましょう。」 「必ず指定された通学路を使って登下校しましょう。」
	④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。	「痴漢や盗撮等の被害にあった場合には、どうしたらよいでしょうか。」 「貴重品の管理には、十分注意しましょう。」
I-1-2 校内での安全	① 自分の身の回りを整えること。	「通路の安全のため、荷物を整理しましょう。」 「環境整備から、安全確保を心がけましょう。」
	② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。	「安全に活動したり、遊んだりするために、どのようなことに気を付けなければよいでしょうか」
	③ 道具や遊具などを大切に、正しい使い方を知ること。	「道具を安全に使う方法を身に付けましょう。」 「便利な道具も使い次第で、危険な道具に変わってしまいます。」
	④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。	「雨の日には、校舎内でけがをする生徒が増えてしまいます。けが人を出さないためにはどのようにすればよいですか」
	⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。	「『〇〇〇』の放送があったときは、不審者の侵入があったときです。放送の指示をよく聞いて行動しましょう。」
	⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。	「不審者が侵入してきた場合は、先生の指示に従い、近くの教室に隠れたり、安全な場所に避難したりしましょう。」
	⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。	「自分や友達を守るための学習です。具体的なポイントを確認しながら参加しましょう。」
I-1-3 家庭生活での安全	① 家に帰って玄関を開ける前に注意することについて確認すること。	「家の鍵は、開ける直前に出しましょう。」 「家に入る前に、周囲を確認しましょう。」
	② 留守番をするときの約束を確認すること。	「家の人とルールをつくり、家族みんなで安全の意識をもちましょう。」
	③ エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認すること。	「密室状態になるエレベーターにはどんな危険がありますか。」
	④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。	「家の近くで、入りやすく見えにくいところはどこでしょうか。」
	⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡すること。	「知らない人から、友達やクラスメイトについてきかれた場合でも、答える必要はありません。」
I-1-4 地域や社会生活での安全	① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。	「繁華街や危険な場所で遊ばないようにしましょう。」 「危険な場所に一人で行ってはいけません。」
	② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。	「街灯の少ない道や人通りの少ない道は避けるようにしましょう。」
	③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。	「『いかのおすし』の約束、全て言えますか。」
	④ 「子供110番の家」の場所を確認すること。	「通学路にある『子供110番の家』の場所を覚えておきましょう。」
	⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。	「夜間は、犯罪が増えます。夜間の外出を控えましょう。」
	⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。	「その場で解決せずに、必ず保護者、警察や学校に連絡しましょう。」 「おかしなあとと思ったら、近くの大人やお店の人に助けを求めましょう。」
	⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。	「身近な場所での取組から、自分の役割を考えてみましょう。」
	⑧ 山や海、川に行くときに注意することを確認すること。	「水難事故や転落事故など、不慮の事故に遭遇する危険性について考え、事故防止の具体策を考えましょう。」
I-1-5 スマートフォン等の使用時の安全	① スマートフォンやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。	「スマートフォン等を使う約束を家族で話し合しましょう。」
	② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。	「画面の雰囲気や優しい言葉だけでは危険を判断することが難しいため、フィルタリングを付けましょう。」
	③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。	「メッセージやスタンプ、画像等を送る前に、相手やそれを目にする可能性がある周りの人の気持ちになって考えてみましょう。」
	④ 個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。	「SNSやオンラインゲームで知り合った人に、個人情報を伝えたり、実際に会ったりしてはいけません。」
	⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしない。	「写真・動画を撮影する前に、相手の許可を得ましょう。」 「様々な情報を安易に拡散しないようにしましょう。」
	⑥ 「ながらスマホ」は危険なのでやめよう。	「『ながらスマホ』は、事故のもとになるので、やめましょう。」
I-1-6 安全教育(いのち)の	① 自分と相手の心と体を大切にすること。	「自分の心と体は自分だけの大切なものです。他の人も同様です。」
	② 自分と相手を守る「距離感」を大切にすること。	「心と体には距離感があります。距離感が守られていない時にはどうすればよいでしょうか。」
	③ 性暴力とは何かを知り、自分にできることを考え実行すること。	「SNSの危険性について考えてみましょう。」 「デートDVを知っていますか。」
	④ 被害に遭ったときの相談方法を知ること。	「性被害に遭うと、心身に様々な傷を負います。」 「被害に遭ったら、どのように対応すればよいでしょうか。」

● 交通安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
II-1 道路の歩行と横断及び交通機関の利用	① 道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。	「登下校時、歩道を必ず歩きましょう。」 「歩道では、広がって歩かないようにしましょう。」
	② 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。	「通学路の中で、危険な場所、見通しの悪い場所はどこでしょうか。また、その危険を回避するにはどのような注意が必要でしょうか。」
	③ 交差点を横断する際の危険について知り、安全な歩行の仕方を確認すること。	「人も車も集まる場所が交差点です。自分は大丈夫という油断が危険を招きます。」 「交差点に入る大型車には、特に注意しましょう。」
	④ 青信号で横断歩道を渡る際は、すぐに渡らず左右の安全を確認すること。	「青信号で横断歩道を渡る際は、交差点に入る自動車や横断歩道を渡る人にも気を付けましょう。」
	⑤ 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。	「傘などで視界の悪い状況で道路を歩くと、どのようなことに注意したらよいでしょうか。」 「雨や雪の日には、滑りにくい靴で、急がずにゆっくり歩きましょう。」
	⑥ 明るい色の服装や反射材の効果を知ること。	「夜間では、明るい色の服装や反射材を身に付けることで、車から見えやすくなり、交通事故を未然に防ぐ効果があります。」
	⑦ 安全な集団歩行の仕方を確認すること。	「自分が自転車に乗っているとき、集団で横に広がって歩いている人たちを見たら、どのように思いますか。」
	⑧ 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。	「警報が鳴ってからの無理な横断は、絶対にしてはいけません。」 「踏切内に閉じ込められたら、非常ボタンを押しましょう。」
	⑨ 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。	「幼児・小学生の模範となる交通マナーを心掛けましょう。」 「高齢者の方や障害のある方が横断歩道を渡っていて、青信号の点滅が始まったのを見かけました。あなたはどのような行動をとりますか。」
	⑩ 公共交通機関利用時に想定される危険について考えること。	「電車やバスに乗るときに、周りの人に迷惑をかけないように自分にできることを考えてみましょう。」
II-2 自転車の安全な利用と点検・整備	① 自転車の安全な利用の仕方を確認すること。	「歩道は歩行者優先です。自転車は、車道の左側を一列で走行しましょう。」
	② 雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。	「習い事などで、夕方に自転車を利用する際には、ライトをつけて、運転に十分注意しましょう。」 「雨の日には自転車に乗る際は、必ずレインコート等を着ましょう。」
	③ 自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。	「自転車は、車と同じ「車両」です。原則車道の左側を通行します。」 「二人乗り運転、他の自転車との並進通行、傘差し運転、スマートフォン等のながら見運転は、道路交通法で禁止です。」
	④ 自転車の点検と整備をすること。	「『ブタハシャベル』の確認をしましょう。」 「自転車の各部分の役割を知り、乗る前に点検をしましょう。」
	⑤ 加害事故の責任と補償制度を知ること。	「もしも、あなたが自転車に乗っていて事故を起こしたら、加害者になり、保護者が多額の賠償金の支払いを求められることもあります。」
	⑥ 自転車乗用時のヘルメットの必要性について考えること。	「ヘルメットをかぶっていれば、避けられるけがや助かる命があります。必ずヘルメットを着用しましょう。」
II-3 特性と心得 二輪車・自動車の	① 車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。	「自動車の近くを通るとき、どのような注意が必要でしょうか。」 「自動車は急に止まれません。時速40kmで走っている自動車が止まるまでには、どのくらいの距離が必要だと思えますか。(20m以上)」
	② ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。	「ヘルメットやシートベルトを着用していることで、衝撃を減らし、身を守ることができることを知っていますか。」
	③ 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ること。	「自動車からは見えない場所があることを知っていますか。」 「道路がぬれていると二輪車・自動車が止まりにくくなることを理解しましょう。」
II-4 交通事故防止と安全な生活	① 地域の交通安全活動を知り、参加すること。	「全国交通安全運動を知っていますか。私たちの地域では、どのような交通安全活動が行われているでしょうか。」 「地域の交通安全活動に参加しましょう。」
	② 交通事故が起こったときの通報や対応の仕方を知ること。	「警察や救急車を呼ぶときは、落ち着いて内容を伝えなければなりません。どのような内容を伝えればよいのでしょうか。」
	③ 応急手当の仕方を確認すること。	「応急手当（AED等）では、どんなことに気を付けますか。」 「事故に遭遇して、けがをしたらどのようにすればよいですか。」
	④ 自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。	「地域に交通ルールやマナーを広めるために、自分に何ができるでしょうか。」 「自転車の危険な乗り方をする友達がいいたら、勇気を出して注意しましょう。」

学校における安全教育とプロگرام

安全教育で身に付ける力

安全教育の3領域

必ず指導する基本的事項

安全教育の確実な実施のために

安全教育の計画

安全教育の評価

安全教育の計画例

実践編  
実践事例一覧

生活安全における実践事例

交通安全における実践事例

災害安全における実践事例

一声事例（校種別）

資料編

● 災害安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
Ⅲ-1 火災時の安全	① 「 <b>おかしも</b> 」の約束や避難経路、避難場所を確認すること。	「慣れた校舎内、自分の家こそ、避難経路の確認をしましょう。」
	② 火災の原因と危険について知ること。	「コンロの火などがついていいるときは、その場を離れてはいけません。火元から離れなければならないときは、必ず火を消しましょう。」
	③ 火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。	「火災が発生したとき、目の前に炎がなくても自分の身に危険が迫ることがあります。必ず口元をハンカチ等でふさぎ、煙を吸い込まないようにしましょう。」
	④ 初期消火の方法を確認すること。	「火災が発生したとき、小さな炎のうちは、消火器などで火を消すことができます。消火器の正しい使い方を知っていますか。」
Ⅲ-2 地震災害時の安全	① 緊急地震速報の利用の心得を確認すること。 「 <b>落ちてこない、倒れてこない、移動してこない（おたい）」</b> 」	「普段から、物が『落ちてこない、倒れてこない、移動してこない』（おたい）場所はどこか、考えておきましょう。」
	② 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。	「廊下など、机がない場所で地震が起こったら、どのようにして自分の身を守りますか。」 「大地震発生後には、火災が発生することもあるので気を付けましょう。」
	③ 集団で避難するときの「 <b>おかしも</b> 」の約束を確認すること。	「『おかしも』を守らないと、どのような危険があると考えられますか。」
	④ 避難経路、避難場所を確認すること。	「〇〇前の廊下と食堂前の天井が落ちて通れません。どこを通ると安全に校庭に避難できますか。」
	⑤ 家庭での地震の備えについて考えること。	「いざというときに備えて、事前に避難経路や集合場所、連絡方法などをあらかじめ家族で話し合しましょう。」
Ⅲ-3 時の安全 火山災害	① 安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。	「火山が噴火したら、テレビ等で正しい情報を確認し、必要に応じて指定避難所へ行きましょう。」
	② 火山活動による危険を知ること。	「火山が噴火したら、どのような被害や影響があるでしょうか。」
Ⅲ-4 気象災害時の安全	① 風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「家族と事前に『東京マイ・タイムライン』を作成しておきましょう。」 「雨が短時間でたくさん降ると、どのような場所が危険になるでしょうか。」
	② 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。	「野外で活動中に雷が鳴ったら、すぐに中断して、建物の中に避難しましょう。」
	③ 竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「室内にいますとき、竜巻が近付いてきたら、どうしたらよいか調べましょう。」
	④ 降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。	「雪が降ると、道路が凍結するなど普段の道路の状況と変わります。そのような状況で、あなたは登下校のときにどのようなことに気を付けますか。」
	⑤ 落雪が起こる仕組みや雪害の影響について知ること。	「大雪の予報が出たら、備蓄の状況を把握し、不要な外出は控えるようにしましょう。」
	⑥ 特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。	「身の安全を守るためには、インターネットやテレビ等で、災害情報を収集し、活用することが大切です。」 「ハザードマップを確認して、身近な地域の危険箇所を確認しておきましょう。」
Ⅲ-5 時の安全 原子力災害	① 原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。	「人体に有害な放射性物質を吸い込んだり、室内に持ち込んだりしないためにはどのような対策が必要でしょうか。」 「風評被害とは何でしょうか。」
	② 放射線の身体への影響について知ること。	「放射線の種類と性質について調べてみましょう。」
Ⅲ-6 貢献 避難所の役割と	① 避難所の役割を知ること。	「『一時集合場所、避難場所、避難所』の違いを言えますか。」
	② 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。	「大きな災害が発生すると、学校が避難所となることが考えられます。地域の一員として、中学生の活躍が期待されています。」
	③ 災害ボランティア活動に積極的に参加すること。	「避難所運営訓練に積極的に参加しましょう。」 「災害時、中学生としてできることは何かについて考えましょう。」
	④ 避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。	「学校や地域の『防災倉庫』、『備蓄倉庫』を見てみましょう。」
Ⅲ-7 災害への備えと安全な生活	① 地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。	「災害から自分の命を守るには、日頃の訓練が大切です。」
	② 家庭での連絡方法を家族と相談し、決めること。	「日頃から、緊急時の連絡方法について家族や親族と話し合っ、確認しておきましょう。」
	③ 家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。	「災害時に何が必要か、考えてみましょう。」
	④ 応急手当の仕方を確認すること。	「血を流して倒れている人を止血するとき、何に気を付けますか。」
	⑤ 消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。	「政府や自治体で安全・安心を支えるのが、公助の役割です。」
	⑥ 消防団や自主防災組織の役割について知ること。	「自主防災組織に期待されていることは何か、調べてみましょう。」
Ⅲ-8 弾道ミサイル 発射時の安全	① Jアラートを通じて緊急情報が流れること。	「『Jアラート』が流れたら、落ち着いて、直ちに避難行動をとりましょう。」
	② 安全な避難場所と避難行動を確認すること。	「屋外にいる場合は、近くの建物の中や地下に避難します。屋内では、窓から離れて身を守る姿勢をとりまします。」

## 学校の実態に応じた、オリジナル「一声事例」で指導しよう

「危険を予測し回避する能力」と、「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を育てるために、子供たちにどのような一声を掛けますか。

安全に関する知識を習得させる一声や、危険を予測し、判断する力を育てる一声、日々の生活において安全に生活しようとする意識を高める一声など、学校の子供たちのことを思い浮かべながら、一声指導を考えてみましょう。

	一声事例	
	○確認のため	○考えさせるため
生活安全		
交通安全		
災害安全		

## 4 高等学校における一声事例

### ● 生活安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
I-1 登下校時の安全	① 友達と一緒に登下校すること。	「夕方、暗くなった時間は、できるだけ友人と下校しましょう。」
	② 防犯アプリ等、身を守るすべをもっていくこと。点検すること。	「防犯アプリを準備しておくことが安心につながります。」
	③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。	「街灯の少ない道や人通りの少ない道は避けるようにしましょう。」
	④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。	「ラッシュ時の駅の階段等での盗撮や、電車内等での痴漢被害から身を守るためには、どうしたらよいでしょうか。」 「被害に遭ったらどう対処したらよいでしょうか。」
I-2 校内での安全	① 自分の身の回りを整えること。	「普段からの整理整頓の習慣が、事故防止につながります。」
	② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。	「ルール違反をすることと安全とは、どのような関係があると思いますか。」
	③ 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ること。	—
	④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。	「校舎内外の施設や設備を使用する際には、危険な箇所がないか確認しましょう。」
	⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。	「慌てずに、放送の指示に従って行動しましょう。」
	⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。	「不審者が侵入した際は、教室などに入り、ドアの鍵を閉め機などを置いて、部屋に入ってこないようにしましょう。」
	⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。	「身を守るための学習です。家族や周りの知り合いに説明すると思って参加しましょう。」
I-3 家庭生活での安全	① 家に帰って玄関を開ける前に注意することについて確認すること。	「帰宅する際には、周囲の様子を確かめる習慣を身に付けましょう。」
	② 留守番をするときの約束を確認すること。	—
	③ エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認すること。	「エレベーター内での危険を回避するためにどんな方法が考えられますか。」
	④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。	「普段から、危険だと思う場所を見付けておくことが大切です。」
	⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡すること。	「個人情報を知ろうとする人から情報を守るときの対処方法を考えましょう。」
I-4 地域や社会生活での安全	① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。	「出掛けるときは、どこに行くか、何時に帰ってくるか、家族に伝えましょう。」
	② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。	「普段から、人通りがある街路灯のある道を通りましょう。」
	③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。	「『いかのおすし』の意味を確認しましょう。正しい判断をするためには、状況の確認が大切です。」
	④ 「子供110番の家」の場所を確認すること。	—
	⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。	「やむを得ず外出する場合は、どこで、誰と、何をしているのか、家族に必ず伝えましょう。」
	⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。	「自身の安全を確保した上で、警察、保護者、学校の3か所に必ず連絡・報告しましょう。」
	⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。	「地域で行われている犯罪防止活動について調べ、安全な行動を考えてみましょう。」
	⑧ 山や海、川に行くときに注意することを確認すること。	「出掛ける前は、旅行計画や内容及び緊急時の連絡方法を保護者に伝えて出掛けましょう。」
I-5 スマートフォン等の使用時の安全	① スマートフォンやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。	「スマートフォン等を使うときの約束を守って、安全に使用しましょう。」 「自分のスマートフォンの『設定』等からスクリーンタイムを確認してみましょう。」
	② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。	「フィルタリングは自分を守るために必要な設定です。」 「スマートフォンにはたくさんの個人情報が含まれています。パスワードで設定して、しっかり管理しましょう。」
	③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。	「誤解を招く内容やタイミングになってはならないか、相手の立場になって考え、送信前にメッセージやスタンプを再確認しましょう。」
	④ 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。	「自分の個人情報は絶対に書き込まないようにしましょう。」 「友人の情報や写真をインターネット上には絶対に掲載しないようにしましょう。」
	⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしない。	「許可を得て撮影した写真や動画でも、SNS等に載せるときは、気を付けましょう。」 「入手したデータは、安全に管理しましょう。」
	⑥ 「ながらスマホ」は危険なのでやめること。	「自転車利用時や歩行中、駅のホームを歩きながらのスマートフォン等の使用はやめましょう。」
I-6 生命(いのち)の安全教育	① 自分と相手の心と体を大切にすること。	「自分を大切にすることは、他の人を大切にするための第一歩です。」
	② 自分と相手を守る「距離感」を大切にすること。	「『距離感』は人それぞれ異なるものであり、自分自身で決めてよいものです。相手の『距離感』も尊重しなければなりません。」
	③ 性暴力とは何かを知り、自分にできることを考え実行すること。	「デートDV、SNSの見えない相手とつながることの危険性、JKビジネス、セクシュアル・ハラスメントの具体的な場面を考えてみましょう。」 「身近な人からの性暴力が多いことを知っていますか。」
	④ 被害に遭ったときの相談方法を知ること。	「被害に遭ったあなたは、悪くありません。」 「被害に遭った時の対応について理解しましょう。」

## ● 交通安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
II-1 道路の歩行と横断及び交通機関の利用	① 道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。	「道路を広がって歩かないようにしましょう。」 「スマートフォン等を操作したり、イヤホンで音楽を聴いたりしながらの歩行には、どのような危険性が考えられますか。」
	② 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。	「交通量が多い場所や道幅が狭い場所では、車や自転車の動きに、十分に注意しましょう。」 「早めに家を出るなど、ゆとりをもった通学を心掛けましょう。」
	③ 交差点を横断する際の危険について知り、安全な歩行の仕方を確認すること。	「信号のあるなしにかかわらず、交差点では車、自転車に気を付けましょう。」 「交差点に入る自動車がないことを確認してから渡りましょう。」 「右左折の自動車に十分に注意して渡りましょう。」
	④ 青信号で横断歩道を渡る際は、すぐに渡らず左右の安全を確認すること。	「青信号だから、相手が『止まるだろう』ではなく、『止まらないかもしれない』と考えて、無理に渡ることはやめましょう。」
	⑤ 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。	「雨や雪の日の歩行について、気を付けることは何ですか。」 「傘で視界が悪くなると視線が足下にいきやすいので、周りに気を配りましょう。」 「雨や雪の影響で交通機関に影響が出た場合に、安全面で気を付けることは何ですか。」
	⑥ 明るい色の服装や反射材の効果を知ること。	「自動車の運転者から、自分の存在を確認してもらえるようにしましょう。」
	⑦ 安全な集団歩行の仕方を確認すること。	「集団で行動する際に、周りの人に配慮することは何でしょうか。」
	⑧ 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。	「遮断機が降り始めたら、踏切を渡ることはやめましょう。」 「踏切内で動けない人がいたら、迷わず非常ボタンを押しましょう。」
	⑨ 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。	「幼児や高齢者の方の横を追い抜くときは、どのような配慮が必要ですか。」
	⑩ 公共交通機関利用時に想定される危険について考えること。	「電車やホームで、他の人の迷惑になる行為はやめましょう。」
II-2 自転車の安全な利用と点検・整備	① 自転車の安全な利用の仕方を確認すること。	「『自転車安全利用五則』とは、どのような内容でしょうか。」 「ハンドルに荷物をかけると、前輪にからまり、大事故につながります。その他にも気を付けることを考えましょう。」
	② 雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。	「雨の日の自転車の運転は危険です。どのようなことに気を付ければ良いでしょうか。」 「暗くなった時のことを考えて、ライトや反射板を確認しましょう。」
	③ 自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。	「スマートフォン等を操作したり、イヤホンで音楽を聴いたりしながらの運転は、道路交通法違反や条例違反になります。他にはどのような違反がありますか。」
	④ 自転車の点検と整備をすること。	「ブレーキなどがおかしいと思ったら、すぐに修理しましょう。」 「自転車の点検と整備は自己責任です。整備不良の自転車は絶対に乗らないようにしましょう。」
	⑤ 加害事故の責任と補償制度を知ること。	「自分が加害者になることもあることをしっかり意識して、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認しましょう。」
	⑥ 自転車乗用時のヘルメットの必要性について考えること。	「ヘルメットで頭を守ることが、命を救う可能性を高めます。」 「自分に合ったヘルメットを必ず着用しましょう。」
II-3 特性と心得 二輪車・自動車の	① 車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。	「大型車が通行しているときは、必ず前後左右をしっかりと確認をして、道路を通行しましょう。」 「将来、自動車を運転する立場でも考えましょう。」
	② ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。	「ヘルメットやシートベルトで、自分の身を守りましょう。」
	③ 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ること。	「交差点で左折してくる車両に巻き込まれないようにするためには、どのようなことに気を付けなければなりませんか。」
II-4 交通事故防止と安全な生活	① 地域の交通安全活動を知り、参加すること。	「地域の小学生の模範となる自転車の乗り方をしているか、振り返ってみましょう。」
	② 交通事故が起こったときの通報や対応の仕方を知ること。	「交通事故が起こったときは、ケガの程度や痛みの有無を問わず、必ずその場で110番と119番に連絡しましょう。」
	③ 応急手当の仕方を確認すること。	「授業で学んだ胸骨圧迫や人工呼吸、AEDが使えるように、手順を確認しておきましょう。」
	④ 自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。	「思いやりをもって譲り合える交通社会人になりましょう。」 「交通社会人として、地域社会の模範になりましょう。」

## ● 災害安全

	必ず指導する基本的事項	一声事例
Ⅲ-1 火災時の安全	① 「 <b>おかしも</b> 」の約束や避難経路、避難場所を確認すること。	「自分の学級からだけではなく、特別教室からの避難路も確認しておきましょう。」 「校外の施設を利用する場合は、必ず避難経路を確認するようにしましょう。」
	② 火災の原因と危険について知ること。	「火災の原因として、どのようなものが考えられるでしょうか。」
	③ 火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。	「火災を発見した場合は、周りに大声で伝え、初期消火を行うなど冷静に行動しましょう。」 「煙を吸い込まないように、低い姿勢で、鼻と口を濡れたハンカチ等で覆って、避難しましょう。」
	④ 初期消火の方法を確認すること。	「校内にある消火器の設置場所を確認しましょう。」 「消火器を使って、火を消すことができますか。」
Ⅲ-2 地震災害時の安全	① 緊急地震速報の利用の心得を確認すること。 「 <b>落ちてこない、倒れてこない、移動してこない（おたい）</b> 」	「緊急地震速報を聞いたら、まず、物が『落ちてこない、倒れてこない、移動してこない』（おたい）場所で自分の身を守りましょう。」
	② 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。	「『地震だ。まず身の安全』を実践できるようにしましょう。」 「道路上で地震が起きたら、どのように自分の身を守りますか。」
	③ 集団で避難するときの「 <b>おかしも</b> 」の約束を確認すること。	「『おかしも』の意味を説明できますか。」
	④ 避難経路、避難場所を確認すること。	「被害の状況を確認しながら、より安全な避難経路を通りましょう。」
	⑤ 家庭での地震の備えについて考えること。	「家具の転倒防止対策はされているか、電気・ガス・水道の供給の停止時にどのように対処するかを家族で確認しましょう。」
Ⅲ-3 火山災害時の安全	① 安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。	「登山等に行くときは、避難場所や避難方法を事前に調べてから、出発しましょう。」
	② 火山活動による危険を知ること。	「火山が噴火したら、噴火警戒レベルに応じた行動をとりましょう。」
Ⅲ-4 気象災害時の安全	① 風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「暴風雨の恐ろしさを、地域の防災教育施設（東京消防庁防災館等）で体験してみよう。」 「身近な地域の『洪水ハザードマップ』を調べてみましょう。」
	② 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。	「急に空が暗くなったり雷鳴が聞こえたりしたら、何をしますか。」 「雷が鳴ったら、樹木に近付かず、すぐに屋内に避難しましょう。」
	③ 竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。	「竜巻を確認したら、頑丈な建物の中に避難します。」
	④ 降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。	「積雪後は、路上が凍って危険です。慎重に行動しましょう。」
	⑤ 落雪が起る仕組みや雪害の影響について知ること。	「大雪が東京に降った場合、どのような影響が予想されるでしょう。」 「積雪時には、交通情報や道路情報を必ず見ましょう。」
	⑥ 特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。	「気象情報の入手方法を知りましょう。」
Ⅲ-5 原子力災害時の安全	① 原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。	「風評被害はどうすれば防げるでしょうか。」
	② 放射線の身体への影響について知ること。	「被曝量と身体への影響との関係について調べてみましょう。」
Ⅲ-6 避難所の役割と貢献	① 避難所の役割を知ること。	「高校生として、避難所運営訓練に積極的に参加しましょう。」
	② 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。	「高校生は、助けられる側でもあり、助ける側でもあります。どのようなことができるでしょうか。」
	③ 災害ボランティア活動に積極的に参加すること。	「ボランティア活動で、自分が力になれることは何ですか。」 「高校生として、応急手当やけがの人の搬送に協力しましょう。」
	④ 避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。	「学校は避難所として、どんなことを期待されているでしょうか。」 「学校の備蓄倉庫はどこにありますか。中には、何が備えてありますか。」
Ⅲ-7 災害の備えと安全な生活	① 地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。	「避難訓練や防災訓練は、学校だけでなく、地域でも行われています。積極的に参加してみましょう。」
	② 家庭での連絡方法を家族と相談し、決めること。	「スマートフォン等が使えないとき、どのような連絡を取ればよいでしょうか。」
	③ 家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。	「家庭の災害対策における自分の役割は何でしょうか。」
	④ 応急手当の仕方を確認すること。	「日頃から、共助に必要な知識・体力・技能を身に付けておきましょう。」 「意識がない人への対処方法には、どのようなことがありますか。」
	⑤ 消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。	「災害時の消防や警察、自治体の役割について調べましょう。」
	⑥ 消防団や自主防災組織の役割について知ること。	「学区や居住地域の防災の課題から、自分ができることを考えましょう。」
Ⅲ-8 弾道ミサイル発射時の安全	① Jアラートを通じて緊急情報が流れること。	「『全国瞬時警報システム（Jアラート）』は国からの緊急情報を瞬時に伝えます。メッセージが流れたら、速やかな避難行動、正確で迅速な情報収集に努めます。」
	② 安全な避難場所と避難行動を確認すること。	「屋外にいる場合は、近くの建物の中や地下に避難します。屋内では、窓から離れて身を守る姿勢をとりま。建物がない場合は、物陰に身を隠し、地面に伏せて頭を守ります。」



## 1 令和5年度における都立高校生の交通事故の実態調査

東京都高等学校交通安全教育指導事例集&lt;第41集&gt;

## 1 調査の概要

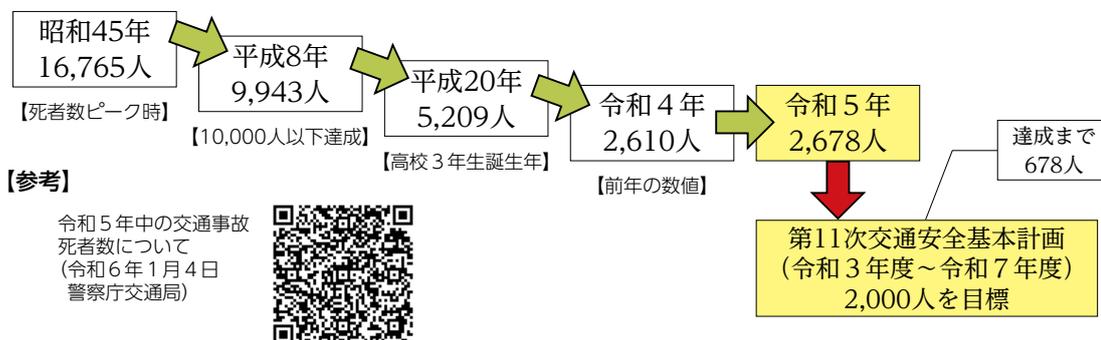
## (1) 目的

高等学校における交通安全教育には、自他の生命を尊重する態度を育成する指導内容・方法の研究・開発が求められており、その重要性は、これからの社会を形成する有為な人材を育成する上で、大いに注目されているところである。この要請に応えるため、都立高校生等の交通事故の実態を把握し、その対策を解明することを通して、交通安全教育の充実を図り、ひいては「安全文化」の創造につなげることを目的として本調査を実施した。

## (2) ねらいと留意点

全国における交通事故死亡者数16,765人（昭和45年）をピークに、交通事故死亡者数は減少傾向であったが、令和5年中（1月から12月）における交通事故死亡者数は2,678人となり、8年ぶりに増加となった（図1）。

図1 交通事故死亡者数の推移



東京都においては、前年比4人増の136人となった。幼児、小学生、中学生、高校生など、19歳以下の事故死者数は6人で、うち高校生は1人であった。

## 【参考】

東京都内の交通人身  
事故発生状況  
(令和5年中)  
警視庁

令和3年3月に決定した第11次交通安全基本計画において、道路交通の安全目標として掲げられた交通事故死亡者数2,000人以下を達成するため、引き続き調査・研究を進めていく必要があると考える。そのため、都立高校生の交通事故の実態を踏まえ、その防止対策としての指導内容・方法について、今までの成果を参考にし、継続性・整合性に留意しながら研究を進めた。

## (3) 分析の方法

事例分析の対象としたのは、令和5年度に各都立高等学校等から東京都教育委員会に報告があった交通事故である。それらを、事故発生時の生徒本人の状況（課程、学年、性別、交通手段、負傷の程度、全治期間など）、事故現場の状況及び事故発生前後の経過、事故による学校生活への影響などの観点から分析した。また、全体の状況、運転状況と事故との関連、違反の有無、道路状況と事故との関連なども詳細に分析した上で、事故防止対策の手がかりを求めた。

学校における  
安全教育と  
プログラム

安全教育で  
身に付ける力

安全教育の  
3領域

必ず指導する  
基本的事項

安全教育の  
確実な実施の  
ために

安全教育の  
計画

安全教育の  
評価

安全教育の  
計画例

実践編  
実践事例一覧

生活安全に  
おける  
実践事例

交通安全に  
おける  
実践事例

災害安全に  
おける  
実践事例

（校種別）  
一声事例

資料編

## 2 調査の内容（令和5年度における都立高校生の交通事故の概要と分析）

### （1）全体の状況

令和5年度に東京都教育委員会へ報告された都立高校生等の交通事故者数は185人であり、令和4年度の166人から19人増加した。また、負傷者数は138人であり、令和4年度の136人から2人増加した。

表1 状態別事故者数

交通手段	事故者数			負傷者数			負傷なし及び不明者数		
	R04年度	R05年度		R04年度	R05年度		R04年度	R05年度	
		人数	割合		人数	割合		人数	割合
自転車	142	165	89.2%	113	118	85.5%	29	47	100.0%
二輪車	16	13	7.0%	15	13	9.4%	1	0	0.0%
自動車	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
徒歩	8	7	3.8%	8	7	5.1%	0	0	0.0%
不明	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
合計	166	185	100%	136	138	100%	30	47	100%

#### ア 状態別事故者数（表1）

- 自転車による事故者数は165人（全体の89.2%）である。令和4年度の142人から23人増加した。
- 二輪車による事故者数は13人（全体の7.0%）である。令和4年度の16人から3人減少した。
- 徒歩による事故者数は7人（全体の3.8%）である。令和4年度の8人から1人減少した。

#### イ 自転車事故者165人の課程・学年別の内訳（表2）

- 自転車による事故者数のうち、全日制生徒は158人で全体の95.8%、定時制・通信制の生徒は7人で全体の4.2%であった。
- 全日制生徒の負傷者は114人、定時制・通信制の負傷者は4人であった。
- 学年が上がるほど、事故者数は減少している。

表2 自転車事故者の課程・学年別の内訳

学年	全日制			定時制・通信制			全定合計
	負傷	なし	不明	負傷	なし	不明	
1	47	19	1	1	0	0	68
2	35	13	0	2	2	0	52
3	32	11	0	1	1	0	45
4				0	0	0	0
合計	114	43	1	4	3	0	165

※表中の不明は、負傷の有無が明らかでない数を表す。

#### ウ 二輪車、自動車、徒歩の事故者20人の課程・学年別の内訳（表3）

- 二輪車事故は、全日制の事故者数が12人、定時制・通信制の事故者数が1人であった。
- 全日制における二輪車事故者の学年は、1年生（1人）2年生（6人）、3年生（5人）であり、2年生が最も多かった。

表3 二輪車、自動車、徒歩の事故者の課程・学年別の内訳

学年	二輪車						自動車						徒歩						計			
	全日制			定時制通信制			全日制			定時制通信制			全日制			定時制通信制						
	負傷	なし	不明	負傷	なし	不明	負傷	なし	不明	負傷	なし	不明	負傷	なし	不明	負傷	なし	不明				
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	8
4				1	0	0					0	0	0						0	0	0	1
合計	12	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	20

※表中の不明は、負傷の有無が明らかでない数を表す。

#### エ 事故発生の月別、曜日別の人数

- 月別では、4月が最も多く、次いで10月、そして5月の順に多かった（図2）。
- 曜日別では、木曜日が最も多かった（図3）。

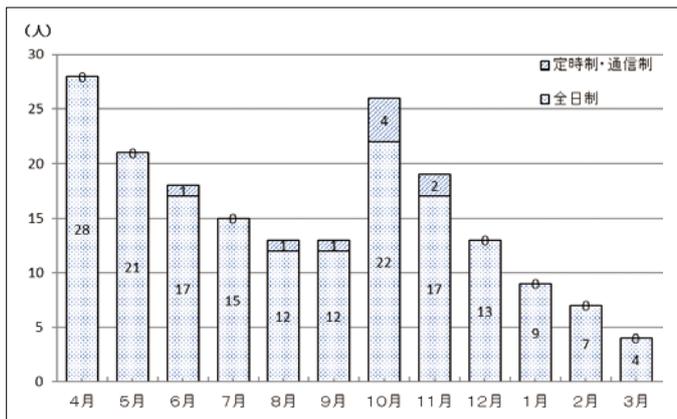


図2 事故者全体月別発生数

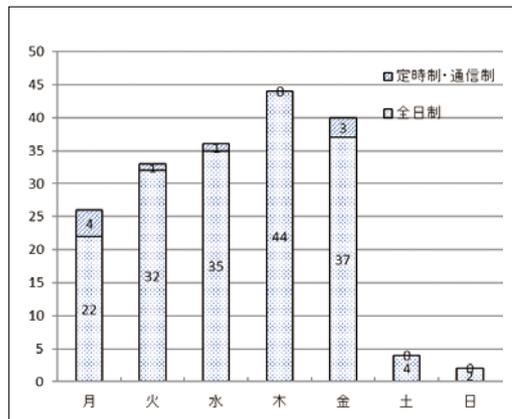


図3 事故者全体曜日別発生数

(2) 道路状況と事故との関係 (表4)

ア 道路形状別・交通手段別の傷害の程度

- 道路形状については、交差点での事故者数が、全体の51.4%を占め、令和4年度の46.4%と同様に各道路形状の中で最も多い。
- 道路(直線)での事故は41.6%で、件数及び割合は令和4年度の59件、35.5%より増加した。

イ 道路形状と傷害の程度

- 事故者数のうち、重傷者は56人である。自転車運転時45人、二輪車運転時9人、徒歩においては2人であった。また、交差点及び直線道路における重傷者は、自転車運転時42人、二輪車運転時6人であった。
- 令和5年度においても、自転車運転時の事故が最も多く、その大半が、交差点及び道路(直線)において発生している。また、二輪車運転時の事故についても、同様の傾向がある。

表4 道路形状別・交通手段別の傷害の程度 (単位:人)

		自転車	二輪車	自動車	徒歩	合計
交差点	事故者数	86	8	0	1	95 (51.4%)
	重傷	26	5	0	0	31
	軽傷	37	3	0	1	41
	負傷なし	23	0	0	0	23
道路(直線)	事故者数	70	2	0	5	77 (41.6%)
	重傷	16	1	0	2	19
	軽傷	31	1	0	3	35
	負傷なし	22	0	0	0	22
道路(カーブ)	事故者数	1	1	0	0	2 (1.1%)
	重傷	0	1	0	0	1
	軽傷	1	0	0	0	1
	負傷なし	0	0	0	0	0
不明・その他	事故者数	8	2	0	1	11 (5.9%)
	重傷	3	2	0	0	5
	軽傷	4	0	0	1	5
	不明	0	0	0	0	0
合計	事故者数	165	13	0	7	185
	比率 (%)	89.2	7.0	0	3.8	100%
	重傷	45	9	0	2	56 (30.3%)
	軽傷	73	4	0	5	82 (44.3%)
	負傷なし	46	0	0	0	46 (24.9%)
	不明	1	0	0	0	1 (0.5%)

※表中の「重傷」は全治2週間を超える負傷と分類している。  
 ※表中の不明は、負傷の程度が明らかでない数を表す。

(3) 自転車の事故について

ア 登下校時における交差点での自転車事故者数 (表5)

- 登下校時の事故者数は、合計で147人であり、そのうち交差点での事故者数は80人(54.4%)であった。
- 自転車事故は、学校管理内の登下校時に多く発生しており、全体の89.1%となっている。また、そのうちの54.4%が交差点で事故が発生している。

表5 登下校時における交差点での自転車事故者数

学年	事故者数	全日制				定時制・通信制			
		登下校時				登下校時			
		実数	割合	交差点	割合	実数	割合	交差点	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
1	67	63	94.0	30	44.8	1	0	0	0
2	48	46	95.8	28	58.3	4	4	100	3
3	43	32	74.4	18	41.9	2	2	100	1
4						0	0	0	0
合計	158	141	89.2	76	48.1	7	6	85.7	4

イ 自転車事故と道路形状・違反項目事故者数 (表6)

自転車違反項目別の事故者数は、一時停止無視28人、前方不注意・後方確認不足25人、その他安全運転義務違反(右側逆走含)19人であった。単独事故では、スリップや段差による転倒した事故9人、前輪やチェーン外れによる転倒した事故3人、自動車等と接触・衝突した事故73人、自転車と接触・衝突した事故32人、歩行者と接触・衝突した事故24人、二輪車等と接触・衝突した事故11人であった。

違反項目と道路形状の関係性は、交差点における一時停止無視による事故、及び直線道路における前方不注意・後方確認不足による事故が多くみられた。

表6 自転車事故と道路形状・違反項目事故者数

(単位:人)

道路形状	違反項目	一時停止無視	信号無視	前方不注意・後方確認不足	二人乗り	ヘッドフォン携帯電話	その他安全運転義務違反(右側逆走含)	なし	不明その他	合計
交差点		27	7	9	0	7	7	33	2	92
直線		1	0	15	0	5	12	37	3	74
曲線		0	0	0	0	0	0	1	0	1
不明		0	0	1	0	1	0	5	1	8
合計		28	7	25	0	13	19	76	6	175

※表中には重複違反が含まれる。

ウ 自転車事故と負傷部位（表7、表8）

自転車事故による負傷のうち重傷事故45名については、首・顔面を含む頭部の負傷30名、手首・腕・肩の負傷16名、足・膝の負傷11名、胴体・内臓の負傷7名であった。また、重傷者全体の53.3%にあたる24名が骨折を伴っている（負傷には重複を含む）。手首・腕・肩の負傷は35.6%、首・顔面を含む頭部の負傷が、重傷事故全体トップの66.7%となり、上半身への外傷（黄色部分）が大半を占めていることを考えると、ヘルメット着用の努力義務の必要性を生徒に指導する必要がある。

表7 自転車事故と負傷部位 (単位:人)

頭部	手首・腕・肩	足・膝	胴体・内臓	骨折を伴う負傷
30	16	11	7	24

自転車による事故者165人のヘルメット着用状況を見ると、着用は6人（3.64%）であった。着用者は

頭部に負傷はなかった。事故発生時に、被害を最小限にするためにも、自転車乗車用ヘルメットの着用推進する必要がある。

表8 自転車事故時のヘルメット着用状況 (単位:人)

有	無	不明	合計
6	148	11	165

(4) 二輪車の事故について

ア 二輪車事故者の分類（表9）

- 二輪車による事故者数は、令和3年度に19人、令和4年度に16人、令和5年度に14人と3年連続で減少傾向にある。
- 同乗による事故者数も減少傾向にあり、令和5年度には0人となった。

表9 二輪車事故者の分類 (単位:人)

	二輪車全体	原付	自動二輪	不明
人数	14	4	6	4
本人	14	4	6	4
同乗	0	0	0	0

イ 二輪車道路形状別・違反項目別事故者数（表10）

- 全事故者数13人に対し、明確な違反があった人数は5人で、約38%であった。
- 交差点では信号無視と前方不注意による事故、曲線道路では速度違反と無謀運転による運転操作の誤りが原因となる事故が、それぞれあった。しかし、直線での事故はなかった。交差点や曲線ではいつも以上に注意が必要である。
- 令和3年度から、二輪車による事故者は減少してきている。しかし、令和5年7月1日の道路交通法改正により、特定小型原動機付自転車が新設され、電動キックボードとペダル付き原動機付自転車が利用可能なシェアリングサービスを提供する企業が出現するなど、道路の交通事情はより多様化してきている。多くの人が交通ルールを認識して危機意識をしっかりと持ち、心に余裕をもって運転する必要がある。

表10 二輪車道路形状別・違反項目別事故者数 (単位:人)

違反項目 道路形状	一時停止無視	信号無視	前方不注意	速度違反	無謀運転	無免許 免許不携帯	なし	不明 その他	合計
交差点	0	2	1	0	0	0	3	1	7
直線	0	0	0	0	0	0	2	0	2
曲線	0	0	0	1	1	0	0	0	2
不明	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合計	0	2	1	1	1	0	5	3	13

※表中には重複違反が含まれる。

(5) 事故による学校生活への影響

ア 事故者の欠席状況（表11）

- 自転車の事故では、56の生徒が欠席しており、そのうち5人の生徒が11日以上欠席している。
- 二輪車の事故では、12人の生徒が欠席しており、そのうち5人の生徒が11日以上欠席している。20日を超え

表11 事故者の欠席状況 (単位:人)

欠席日数 乗り物区分	欠席なし	5日以下	10日以下	20日以下	20日超過	不明 その他	全体
自転車	109	33	5	2	3	13	165
二輪車	1	3	1	2	3	3	13
自動車	0	0	0	0	0	0	0
徒歩	4	1	1	0	0	1	7
合計	114	37	7	4	6	17	185

る長期欠席者については3人であった。

#### イ 事故による学習活動への影響（表12）

- 自転車の事故では45人に、二輪車の事故では18人に学習活動へ影響が及んでいる。表中の「要リハビリ・後遺症」の項目は、自転車、二輪車の事故共に、リハビリテーションによる加療や後遺症の影響により、入院が長期化し、長期欠席を余儀なくされた生徒の数である。また、昨年度に引き続き、事故によって原級留置となった生徒は今年も0人であった。
- 欠席が長期化すると、定期考査の未受験、運動の制限等、学習活動への影響が懸念される。

表12 事故による学習活動への影響 (単位：人)

	自転車	二輪車	自動車	徒歩	全体
進路変更の原因	0	1	0	0	1
成績低下の原因	1	1	0	0	2
授業見学	7	1	0	2	10
要リハビリ・後遺症	7	6	0	0	13
入院・その他	24	9	0	0	33
影響なし	125	3	0	5	133
不明	6	0	0	0	6
合計	170	21	0	7	198

※表中の人数には重複したのも含まれる。  
※原級留置、休学の原因となった者は0名のため、表から削除した。

### 3 まとめ

#### (1) 令和5年度と過去5年間との比較

- 事故者数は、185人（R4：166人、R3：160人、R2：120人、R1：94人、H30：74人、過去5年間平均約122人）であり、事故者数は令和4年度に比べて約11%増加し、6年連続で増加傾向にある。
- 自転車の事故者数は165人（R4：142人、R3：139人、R2：102人、R1：78人、H30：63人、過去5年間平均約105人）であり、6年連続で増加傾向にある。自転車事故の大半は交差点と道路（直線）で発生している。発生時間帯については、登下校時が全体の89.1%（R4：92.6%、R3：89.2%、R2：90.5%）を占めている。事故の主たる原因は、交差点では「一時停止無視」、道路（直線）では「前方不注意・後方確認不足」及び「その他安全運転義務違反（右側逆走含）」であった。また、ヘルメット着用は、165人のうち148人が未着用、不明が11人であった。
- 二輪車の事故者数は13人（R4：16人、R3：19人、R2：15人、R1：10人、H30：10人、過去5年間平均約14人）で、約1割減であった。
- 自動車の事故者数は0人（R4：0人、R3：1人、R2：1人、R1：2人、H30：1人）であった。
- 徒歩の事故者数は7人（R4：8人、R3：1人、R2：2人、R1：4人、H30：0人）であり、過去5年間で最も多かった令和4年度とほぼ同数であった。
- 事故発生の月別状況は、4月、10月、5月の順（R4：5月、6・11月、4月の順、R3：11月、12月、5月の順）に多く、4月と10月は25人を超えている。次いで、20人を超えたのは5月（R4：7・9月、R3：10月、4・6月）であった。曜日別状況は、木曜日が最も多く44人、次いで、金曜日が40人であった。土日の発生数は少なく、特に日曜日は2人とどまった。
- 負傷者は、事故者全体の74.6%（R4：81.9%、R3：77.5%）に上り、重症者は全体の30.3%（R4：15.1%、R3：28.2%）であった。

#### (2) 指導上の留意点

交通事故の結果、負傷する割合が極めて高い。重症の割合は3割を上回り、過去3年間で最も高くなった。回復までの学業への影響や後遺症などが懸念される。また、加害事故の場合には、刑事・行政・民事上の責任を問われることから、交通事故が当事者やその家族等に与える影響を理解させ、交通安全に貢献できる資質や能力を育てることが重要である。

現状	留意点
全事故の9割超が、交差点と直線道路で発生している。交差点での事故者数は全体の半数を超えている。	交差点の危険性や直線道路での不注意が事故につながることを理解させ、一時停止や左右安全確認などを励行するよう指導するとともに、危険を予測し回避する能力を育てる。
登校の時間帯に大半の事故が発生している。	警察署等と連携し登校時の安全指導や、下校時に注意喚起を行うとともに、時間に余裕をもって行動することや、定期考査期間には睡眠時間の確保を呼び掛ける等の日常の指導も励行する。
自転車事故の主な原因は、一時停止無視や前方不注意・後方確認不足によるものである。	「自転車安全利用五則」等、交通ルールの徹底を図る。
事故発生時のヘルメットの着用率は、極めて低い。	ヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、ヘルメット着用に向けた指導を徹底する。
新しい交通手段による事故の懸念が発生している。	特定小型原動機付自転車（電動キックボード）などの新しい交通手段に関する安全知識の指導も行う。

### (3) 指導のポイント

- 1 各校の状況や実態を踏まえ、「安全教育プログラム」に示されている「必ず指導する基本的事項」の指導の徹底を図る。
- 2 「必ず指導する基本的事項」の指導に際しては、年間を通した組織的・計画的な安全指導計画を作成し、関係諸機関や地域との連携を図りながら、効果的に行う。
- 3 「必ず指導する基本的事項」の「交通安全」の指導に当たっては、目標に即して繰り返し指導し、その定着を図るため、体験的な活動や実践的な活動を重視する。さらに、「自転車安全利用五則」の周知徹底を図り、これらの活動を通して、自ら考え判断し、危険を予測し回避する能力を育成するための指導方法や指導内容の工夫・改善を図る。
- 4 「安全教育プログラム」の「一声事例」を参考に、生徒の実態に応じて、日頃から、交通安全に関する一声指導を行う。
- 5 「安全教育プログラム」を参考に、ひやりマップの作成やスケアード・ストレイト方式による交通安全教室などを通して、危険を予測し回避する能力を高める。
- 6 身近な大人である教職員が率先垂範して自転車乗車用ヘルメットを着用するなど模範となる姿を生徒に示していくことが、生徒の指導に直接つながっていることを全校職員で確認した上で、交通安全指導を推進する。
- 7 自転車専用通行帯や自転車ナビゲーションの導入、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化や、道路交通法、東京都道路規則等に係る最新の情報を踏まえて指導する。
- 8 電動キックボードやペダル付き原動機付自転車などの新しい交通手段については、その扱いやルールに不慣れであり、事故を誘発しかねないことから、警察と連携した交通安全教室を開催するなど、知識と共に危険回避の意識と能力を育むよう指導する。
- 9 令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為や画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となっていることを指導する。
- 10 事故を起こしてしまった場合、被害側・加害側、または外傷の有無を問わず、その場を離れず、警察に連絡（110番通報）することを指導する。

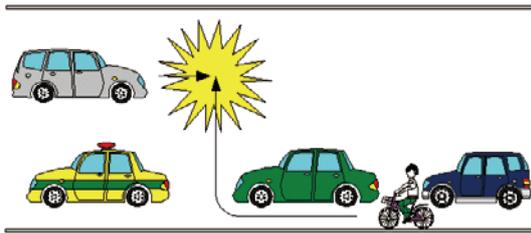
## 4 結び

交通安全教育の在り方は、時代や社会の現状に応じて変化する。令和2年春から新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、自転車や自動車・バイクによる通勤者の増加、オフピーク通学、オンライン学習の実施など、生徒を取り巻く交通環境は大きく変わった。コロナ禍を脱した今、人々の活動が活発になり、インバウンドも急速に回復している。また、電動キックボード等の新たな交通手段も登場し、混合交通社会の中で身近なものとなりつつある。道路交通法等の法令の改正、運転できる車両区分の変更なども交通事故の発生状況に影響を及ぼす可能性がある。社会の変化を見据えて、交通事故の分析方法そのものを検討するとともに、交通安全教育の改善を図っていく必要がある。

自転車乗車時のヘルメット着用率の向上などの交通安全教育の成果が表れるには、まだ時間を要するであろうが、自他の生命を尊重する態度の育成やそれを支える人格の形成を目指して、全ての教育活動を通じて、ルールを守ることや他者への気付きの力を育成していくべきである。本調査が、そうした教育活動の展開を促す一助となることを期待する。子供たちが交通事故の被害者にも加害者にもならないようにするため、各学校が創意工夫し、交通安全教育の充実を図ることが重要である。

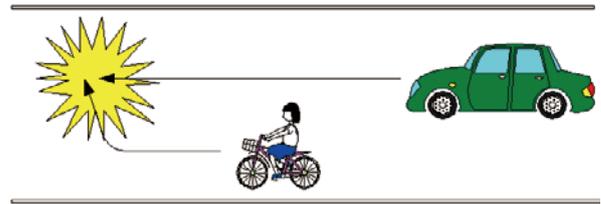
「令和5年度における都立高校生の自転車及び二輪車の交通事故状況説明図」

自転車による重大事故（すり抜け）



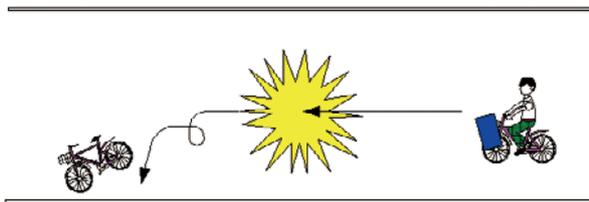
渋滞中の車と車の間を抜けて反対車線に渡ろうとしたところ、対向してきた自動車と接触。（脳挫傷、骨折の重傷）

後方確認不足による自転車事故



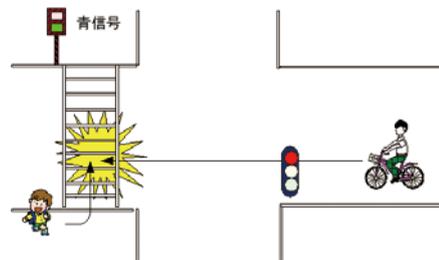
後方確認せずに車道を横断しようとしたところ、後続の自動車の前面と、自動車の右前側が接触し、転倒。

自転車の単独事故（荷物の巻き込み）



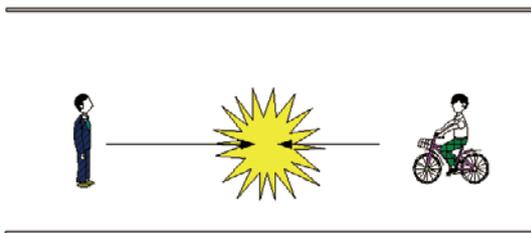
自転車のハンドルに体育着袋をぶら下げて走行中、前輪に巻き込み1回転するように転倒。（骨折の重傷）  
※前カゴの荷物のひもが巻き込まれる事例も有り

信号無視による自転車事故



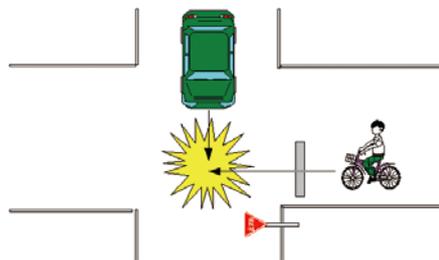
交差点を信号無視して進入した際、横断中の幼稚園児と接触し、負傷させた。

前方不注意による自転車事故



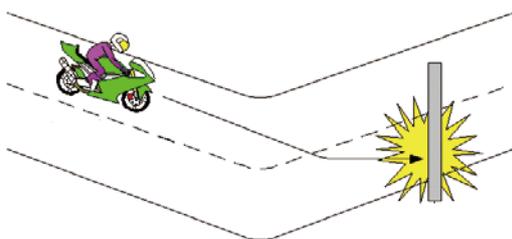
脇見をしながら運転した際、前方から歩いてきた男性に気付かず接触し、負傷させた。

一時停止無視による自転車事故



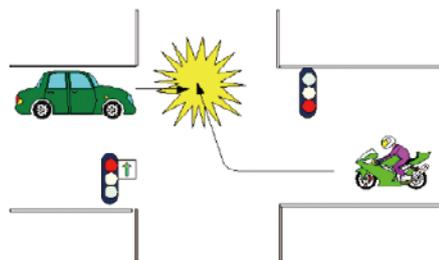
信号のない交差点を一時停止せずに進入したところ、側方から進入してきた自動車と接触し、転倒。（脳出血、右頬骨折の重傷）

二輪車の事故①（速度超過）



左急カーブにさしかかった際、減速不十分でカーブに進入し曲がりきれずに電柱と接触。（骨折の重傷）

二輪車の事故②（他責事故）



交差点で右折現示のため右折しようとしたところ、信号無視で対向してきた自動車と接触。（後遺症が残る重傷）

学校における安全教育とプログラミング  
 安全教育で身に付ける力  
 安全教育の3領域  
 必ず指導する基本的事項  
 安全教育の確実な実施のために  
 安全教育の計画  
 安全教育の評価  
 安全教育の計画例

実践編  
 実践事例一覧  
 生活安全における実践事例  
 交通安全における実践事例  
 災害安全における実践事例  
 一声事例(校種別)

資料編

## 2 自転車の正しい乗り方 (警視庁リーフレットより一部抜粋)

### 禁止事項

#### ルールを守って安全運転を心掛けましょう!

##### 1. しゃ断切立入り

踏切の道断機が閉じようとしていたり、警報機が警報している間は、踏切に入りはりません。  
【道路交通法33条】  
 罰則 3ヶ月以下の懲役又は2万円以下の罰金

##### 2. ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければならない。  
【道路交通法33条の9、道路交通法施行規則9条の3】  
 罰則 5万円以下の罰金

##### 3. 傘差し運転

傘を差す、物を吊るなどの行為で視界を妨げたり、安全を失うような方法で自転車を運転してはいけません。  
【道路交通法71条、東京都道路交通規則8条】  
 罰則 5万円以下の罰金

##### 4. 携帯電話使用運転

自転車を運転しながら携帯電話を手で持つて通話したり、メールを送受信してはいけません。  
【道路交通法71条、東京都道路交通規則8条】  
 罰則 5万円以下の罰金

##### 5. イヤホン等使用運転

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が届かない状態で自転車を運転してはいけません。  
【道路交通法71条、東京都道路交通規則8条】  
 罰則 5万円以下の罰金

##### 6. 並進走行

他の自転車と並んで通行するときはできません。  
【道路交通法19条】  
 罰則 2万円以下の罰金又は拘留

**!! 子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう**

##### 1 乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。  
【道路交通法57条、東京都道路交通規則第10条】

##### 2 一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に小学校就学の始期に達するまでの者を一人に限り乗せさせることができます。  
※運転者はさらに幼児(6歳未満)1人をハンドル等と背負って運転できます。

##### 3 幼児2人乗用自転車

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗せる場合には、「幼児2人乗用自転車」(運転者のための乗車装置及び幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を有する自転車)を使用しなければなりません。「幼児2人乗用自転車」ではない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車させることはできません。  
※座席に2人を同乗させた場合は、運転者は幼児を背負って運転することができません。

### 自転車の交通ルール

##### 1. 交差点で右折するとき

できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側まで歩み、十分速度をおとす曲がらなければなりません。  
【道路交通法34条】

##### 2. 二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側まで歩み、その後右折するときは右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

##### 3. 道路の横断

###### 自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を通行しなければなりません。  
【道路交通法33条の6、第3条の7】

###### 横断歩道(自転車横断帯が設置されていない)

横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断歩道に歩行者がないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押し通すようにしてください。  
【歩道の方法に関する罰則】

##### 4. 自転車が従うべき信号

###### 信号機

信号は、対面する信号機に変わらなければなりません。  
【道路交通法17条、道路交通信号令第1条】

「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通る自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。  
【道路交通法施行令第2条】

### 交差点や横断歩道での注意

##### 1. 交差点を右に曲がる時

自転車は、交差点をなめらかにわたることはできません。道路の左端に寄って交差点の向こう側まで歩み、充分に速度を確保して直向に曲がります。  
**【交差点をわたるとき】**  
 運転者自身が気づいていないこともありますが、運転者が自分自身に気づいているから大丈夫ではありません。

##### 2. 横断歩道をわたるとき

- 横断歩道に自転車のマークと線があるときは、その中を歩いてください。
- 横断歩道に自転車のマークと線がないときは横断歩道を渡りますが、歩いている人の進もうろにすりそうときは自転車からおりて、自転車を押して渡りましょう。

##### 3. そのほかに注意すること

傘を差したり、物を吊るしたりしてはいけません。

イヤホンで音楽を聴いたりなど、まわりの音が聞こえない状態ではなりません。

ブレーキがない自転車に乗ってはなりません。

##### 4. 保護者の方へ

お子さんが乗る自転車を点検して、不良の部分がある場合は、自転車販売店などで、整備をお願いします。  
 東京都では、自転車利用者の対人賠償保険への加入が義務となっています。  
(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

### 自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう

※写真は一例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・サイズがさまざまです。お近くの自転車店でぜひお求めになってみてください。

**自転車死亡事故の約7割(70%)が頭部に致命傷を受けています**

**自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが重要!**

※平成29年度～令和4年度の自転車死亡事故者の64.5%が頭部に致命傷を受けています。

##### 1. 自転車利用者は、対人賠償保険等への加入が義務です

東京都では、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となっています。  
※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

##### 2. 自転車ナビマーク・自転車ナビライン

「自転車ナビマーク」  
 車道を通る自転車は自転車ナビマークに沿って車道の左側を通行(進行)は×!  
 「自転車ナビライン」  
 車道を通る自転車は自転車ナビラインのある交差点では、自転車ナビラインに従って通行し、右折する際は二段階で!

##### 3. 自転車運転者講習制度

**危険行為を繰り返す**  
 3年以内に法律で定められた危険行為(信号無視等の15罰則)を2回以上繰り返す。

**公安委員会からの受検命令**  
 公安委員会から、講習者に対し、自転車運転者講習を受けさせるための受検命令書が交付される。

**自転車運転者講習の受講**  
 自転車運転者講習の受講(3時間、受講料金6,000円、命令に従わない場合は2万円以下の罰金)

警視庁では、自転車の正しい乗り方に関する交通安全教育用リーフレットを作成しています。「小学生向け」と中学生以上を対象とした「一般向け」があります。ダウンロードして活用してください。



### 3 自転車交通安全問題

次の問題のうち、正しいと思うものには○、間違っていると思うものには×をつけてください。また、間違っていると思うところは、その理由も回答欄に記入してください。

- (1) 令和元年から令和5年までの統計によると、自転車乗車時の死亡事故において、損傷部位の割合が最も高いのは頭部であるが、その割合は、全体の5割以上である。
- (2) 令和5年の自転車交通死亡事故者のうち、交差点及びその周辺にて事故に遭った割合は、約54%である。
- (3) 道路交通法において、自転車に関する危険行為の類型は15種類ある。代表的なものとして、信号無視や歩道通行時の通行方法違反、路側帯進行方法違反（いわゆる右側逆走）などがあるが、あおり運転に代表される妨害行為は含まれていない。
- (4)  この標識の掲げられた歩道においては、自転車および特定小型原動機付自転車は、歩行者に優先して通行することができる。
- (5) 令和5年の自転車による交通事故のうち、法令違反を伴う事故件数の割合は、全体の7割に及んでいる。
- (6)  道路上に舗装されているこのマークは、自転車の安全な通行を促す目的（左側通行）があるが、このマークがない車道においては、車道の右側を走行しても罰則はない。
- (7) 店頭およびインターネット等の通信販売で購入できる電動アシスト自転車のうち、時速30キロ以下の速度でアシストが働くものについては、特定原動機付自転車の適用を受けず、通常の自転車として使用することができる。
- (8) 相手の負傷の程度によっては、刑事責任を負うことがある。加害者が未成年だとしても、民事責任（高額な罰金や損害賠償など）を問われることがある。
- (9) 道路の右側を逆走して、交通違反として交通切符により取締りを受けたあと、その後3年以内に信号無視が原因となる交通事故を起こして送致された場合、自転車運転者講習の受講対象となる。
- (10) 携帯電話等（スマートフォンなど）を使用しながら自転車を運転して、事故などを起こした場合、30万円以下の罰金が科されることがある。

	回答	理由		回答	理由
(1)			(6)		
(2)			(7)		
(3)			(8)		
(4)			(9)		
(5)			(10)		

番号	解答	解説
(1)	○	令和元年から令和5年までの統計において、自転車事故の死亡者のうち、最も多い約53.9%が頭部損傷を主因としています。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて約2.1倍も高いことが分かっています。このことから、東京都自転車安全利用条例では、すべての自転車利用者に、ヘルメット着用の努力規定を設けています。 参考：警視庁交通局webサイト ( <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anken/toubuhogo.html">https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anken/toubuhogo.html</a> )
(2)	○	事故類型別では、交差点およびその周辺における交通死亡事故の割合が合わせて54.1%と最も多い結果となりました。このことから、見通しの悪い交差点での一時停止や「かもしれない運転」などを心がけることが重要といえます。 参考：警視庁webサイト 交通統計・交通事故発生状況 ( <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/jokyo_tokei/tokei_jokyo/bicycle.files/002_05.pdf">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/jokyo_tokei/tokei_jokyo/bicycle.files/002_05.pdf</a> )
(3)	×	令和2年6月30日施行の改正道路交通法にて、危険行為15類型が示されており、そのうち「妨害運転」が取り締まりの対象となっています。なお、この違反は道路交通法第117条に規定されています。 参考：警視庁webサイト 自転車運転者講習制度 ( <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/koshu.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/koshu.html</a> )
(4)	×	これは「普通自転車歩道通行可」の標識で、これが掲げられている歩道は、自転車および条件を満たした特定小型原動機付自転車（最高速度6km/h以下、かつ緑色の最高速度表示灯を点滅させている車体に限る）の通行が認められています。ただし、いかなる場合であっても、歩道では歩行者が優先となり、「普通自転車等の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない」と、道路交通法第63条に示されています。 参考：警視庁webサイト ( <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html</a> )
(5)	○	令和5年度の自転車による交通事故における法令違反の割合は69.5%となっています。主な違反として、前方不注意や速度超過、安全不確認などの安全運転義務違反が42.2%、次いで交差点安全進行違反が13.5%となっています。このことから、安全確認の徹底が事故の防止に有効であることが判ります。 参考：警視庁webサイト 自転車の交通指導取締り状況 ( <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/53jitensya.pdf">https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/53jitensya.pdf</a> )
(6)	×	自転車ナビマークといい、自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に設置しています。表示としては法令の定めにはありませんが、車道の右側を走行する行為自体は、危険行為15類型のうち、「路側帯進行方法違反」に問われ、罰則の対象となります。 参考：警視庁webサイト ( <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/navimark.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/navimark.html</a> )
(7)	×	電動アシスト自転車のアシスト比率が以下の基準を超えている場合、「ペダル付き原動機付自転車」と呼ばれ、運転するためには定められた免許が必要となります。また、ヘルメットの着用やナンバープレートの取付け・表示、ブレーキランプ、ウインカー等の備付けが義務付けられており、歩道を通行することはできません。違反した場合、運転者が罰則の対象となります。また、道路交通法違反（無免許運転）となる可能性もあります。 【基準】 ・速度10km/h未満の速度における踏力とモーターのアシスト比が最大で1：2。 ・速度が上がるにつれてアシスト比が徐々に減少する。 ・24km/h以上の速度ではアシストが行われない。 参考：消費者庁webサイト 消費者への注意喚起 ( <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_068/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_068/</a> )
(8)	○	自転車での交通事故を起こすと、過失致死傷罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じることがあります。 過去には、11歳の男児が62歳の女性に対して起こした人身事故において、約9,500万円の損害賠償が下った例があります。 参考：国土交通省 自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会 ( <a href="https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/bicycle-dgs/pdf01/04.pdf">https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/bicycle-dgs/pdf01/04.pdf</a> )
(9)	○	危険、悪質な自転車の運転をして、3年以内に2回取り締まりを受けた場合や事故で送致を受けた場合、6,000円の講習（3時間）を受講しなければなりません。また、都道府県公安委員会の受講命令から3か月以内に受講しないと罰金刑に処されてしまいます。 参考：警視庁webサイト 自転車運転者講習制度 ( <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/koshu.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/koshu.html</a> )
(10)	○	令和6年11月施行の改正道路交通法により、携帯電話等（スマートフォンなど）を使用、または画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。ながら運転による重大事故が増加していることから、罰則もより厳しいものとなっていますし、自身と周りの人の安全を守るためにも、ながら運転は厳に慎みましょう。 参考：警視庁交通局リーフレット ( <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6_leaflet_jitensya.pdf">https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6_leaflet_jitensya.pdf</a> )

## 4 年度当初における幼児・児童・生徒の安全指導の徹底について（通知）

年度当初における幼児・児童・生徒の安全指導の徹底について（通知）

令和6年4月8日付6教指企第37号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 通知

このことについては、これまでも格段の御配慮をいただいているところです。

年度当初に当たり、国が示す「第3次学校安全の推進に関する計画」等を踏まえながら、幼児・児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができますよう、改めて下記の点に留意し、「安全教育プログラム(令和6年3月)」(以下、「安全教育プログラム」という。)等も参考にしながら学校所在地を管轄する警察署・消防署等、関係機関と連携して、各学校・園が幼児・児童・生徒の安全指導を積極的かつ継続的に推進するよう、お願いします。

### 記

- 1 幼児・児童・生徒一人一人に、危険を予測し、回避する能力を育てるための学校安全計画を整備し、幼児・児童・生徒の安全対応能力の向上を図ること。
  - (1) 幼児・児童・生徒の実態に応じて学校安全計画を見直すとともに、「安全教育プログラム」に示す「必ず指導する基本的事項」を年間指導計画に位置付けた安全教育を推進する。
  - (2) 「安全教育プログラム」に示された、各教科等の特質に応じて、単元や学習課題等を設定し実施する「教科等における安全学習」、朝の会等で行う一声指導における「日常的な安全指導」、首都直下地震や風水害等を想定した避難訓練等の「定期的な安全指導」をカリキュラム・マネジメントの視点で相互に関連させて、組織的・計画的に指導する。
  - (3) 「いかにおすし」の約束の確認をするなどして、地域や社会で起こる犯罪や危険について理解させ、安全に行動できるように指導する。
  - (4) 性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育として、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。
  - (5) 横断歩道では、青信号であっても左右を確認するとともに、ドライバーと視線を合わせる(アイコンタクト)などの方法により横断する意思を伝え、車が止まったことを確認してから進行するよう指導する。
  - (6) 令和4年11月に改正された「自転車安全利用五則」に基づき、自転車の安全な利用について指導する。また、全ての児童・生徒がヘルメットを着用し安全に走行できるよう指導する。
  - (7) 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」について、安全教育の年間指導計画に位置付け、計画的かつ系統的に活用を図り、児童・生徒に「自助」や「共助」の心を育てるとともに、災害時に必要な知識や技能を身に付ける学習を推進する。
  - (8) 「東京マイ・タイムライン」を活用し、児童・生徒が天候の状況等を見極め、適切な避難行動がとれるように指導するとともに、児童・生徒とその家族等が、風水害に対して万全な備えができるように各家庭での作成に向けた周知・啓発を図る。
  - (9) 地震が発生した際の安全行動について確認する。特に、登下校時や外出時といった教職員の指示が及ばない場面で地震が発生した際に、自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう指導する。
  - (10) 幼児・児童・生徒の実態に応じて、適切に安全教育が推進されるよう、管理職や安全教育推進担当者が中心となって研修等を実施するなどして、教職員の指導力向上を図る。
- 2 全教職員による共通理解や役割分担の徹底を図り、緊急時に迅速・的確に対応するための取組を計画的に実施すること。
  - (1) 施設設備の安全点検、幼児・児童・生徒に対する通学を含めた学校生活やその他の日常生活における安全に関する指導及び教職員に対する研修等について、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、「学校保健安全法」(平成28年4月1日施行)第27条に定められた「学校安全計画」に関する全体計画及び年間指導計画を毎年改訂し、これを実施する。
  - (2) 自校の「学校危機管理に関するマニュアル」を見直すとともに、防犯カメラ、「学校110番」非常通報装置を活用した防犯訓練等を年度当初に計画・実施する。
  - (3) 首都直下地震等に備え、「安全教育プログラム」に示された「避難訓練の適正な実施のために」等を参考にし、幼児・児童・生徒や地域の実態に応じ、様々な想定場面や設定時間等を工夫した避難訓練を、原則として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校においては年間11回以上、高等学校及び中等教育学校後期課程においては年間4回以上実施するとともに、実施後は、避難訓練の想定場面や設定時間等を見直し、より実践的な避難訓練となるよう改善を図る。
 

<参考>平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」
  - (4) 「各区市町村地域防災計画において浸水想定区域内の要配慮者利用施設として区市町村から指定された場合は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な訓練の計画の作成及び訓練を実施しなければならない」旨が水防法(平成29年6月19日施行)第15条の3により義務付けられていることから、区市町村の最新の地域防災計画を確認し、該当する場合は、台風、集中豪雨又は大雨を想定した訓練を年度内に確実に行う。
- 3 学校と地域、家庭が一体となった安全体制の構築及び徹底を図ること。
  - (1) 通学路及び学校近辺の危険箇所等について、防犯、交通安全、災害等の観点から点検し、その結果から対策等を明確にするようにし、学校において安全マップ等を活用して危険予測・危険回避の方法の具体的な指導を行うとともに、危険箇所等の対策について保護者会や学校便りなどで周知徹底し、発達の段階に応じた家庭での指導を依頼する。
  - (2) 児童・生徒の保護者に、改正道路交通法や「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、「未成年者が自転車を利用するときには、その保護者に自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられたこと」や「自転車利用者にヘルメットを着用させる努力義務が規定されていること」を周知する。
  - (3) 下校後の交通事故防止に関して、地域の危険な場所(交通量の多い場所・見通しの悪い場所)では、幼児・児童・生徒に向けた安全を確保する声掛けなどについて、学校運営連絡協議会や町会等に対して、警察と連携して行っていただくよう協力を依頼する。
  - (4) 学校安全の意識を高めるため、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日(7月1日)、防災の日(9月1日)や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進するようにする。

## 5 学校の理科実験等における事故防止について (通知)

学校の理科実験等における事故防止について (通知)

平成26年10月8日付26教指企第843号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 通知

日頃から、実験等における事故防止について御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、小学校第6学年の水溶液の性質の実験等、水素が発生する場合においては、火気を絶対に近づけないことや、換気を十分に行うことなど、安全管理には十分配慮する必要があります。

しかしながら、都内公立小学校において、教職員が塩酸とアルミニウムを反応させて発生した水素に直接火気を近づけたため、水素に引火して発生装置が破裂し児童が負傷する事故がありました。

貴職におかれましては、下記により、理科実験等における事故防止の徹底に努められるよう、各学校へ指導願います。

### 記

#### 1 薬品の性質を踏まえた適切な学習指導の実施

- (1) 小学校の理科実験においては、補集した水素に点火する操作は、児童はもちろんのこと、教師の演示でも行ってはいけないことを徹底する。
- (2) 年間・単元・週ごとの指導計画に加え、実験の指導計画を立てる際には、指導内容や使用する試薬の量・器具の準備など、事故防止の観点に立った十分な検討を行う。特に、水素が発生する実験を行う際には、薬品の濃度、量、器具の選定には十分注意する。
- (3) 実験の指導に当たっては、複数の教員による予備実験を行うなど、準備及び安全確認を十分に行う。
- (4) 毒物又は劇物等危険を伴う薬品を扱う際には、保護眼鏡、白衣等の着用をはじめ、服装等について十分配慮する。

#### 2 実験等における安全確保の徹底

- (1) 教員は、指導する観察、実験についての十分な知識を身に付けるとともに、万全な安全対策を講じるなど、周知な配慮をする。
- (2) 実験時には、児童・生徒の発達段階を考慮し、指導の目標や内容に応じて、安全を確保する能力・態度が育つように指導する。

#### 3 薬品及び実験器具等の保管・管理の徹底

- (1) 理科実験室・準備室等の管理には細心の注意を払うとともに、器具や薬品類の保管と廃棄には万全を期すなど、実験を行うための環境を整備する。
- (2) 常に整理整頓を心がけ、事故の未然防止に十分配慮し、危険の要因をあらかじめ除去する。

## 6 「生命 (いのち) の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について (周知)

「生命 (いのち) の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について (周知)

令和4年11月22日付4教指企第1259号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 周知

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月11日付事務連絡にて文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課並びに初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

令和5年度から「生命 (いのち) の安全教育」を全校で実施することに向けて、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊厳を学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるため指導を推進する必要があります。

つきましては、貴管下の各学校に御周知いただくとともに、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を校内研修等で積極的に活用し、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組の推進をお願いいたします。

## 7 水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について（依頼）

水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について（依頼）

令和6年4月19日付6教指企第113号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 通知

このことについて、別添写しのとおり、令和6年4月17日付事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

これからの季節、農業用水路・河川等での事故の多発が懸念されます。事故を未然に防ぐためには、児童・生徒だけで河川等に行かないこと、保護者や大人が同行したとしても、急な増水や川底等の深みに注意すること、ライフジャケットを着用するよう努めることなど、水難事故防止に関する指導を行うことが重要です。

つきましては、農林水産省及び国土交通省における河川水難事故防止に係る取組について、貴管下学校に対し、周知するとともに、「安全教育プログラム<第16集>」の必ず指導する基本的事項（P.10）を参考に、水難事故防止に関する指導を学級等で行うなど、指導の徹底を図るようお願いいたします。

## 8 道路交通法（自転車に関係する主な部分を抜粋）

昭和35年法律第105号  
(令和6年法律第34号による改正)

この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(通行の禁止等)

**第8条** 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(罰則 第1項については第119条第1項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕)。

(軽車両の路側帯通行)

**第17条の2** 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則 第2項については第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕)。

(左側寄り通行等)

**第18条** 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項〔道路外に出る場合の右折の方法〕若しくは第34条第2項〔右折の方法〕若しくは第4項〔一方通行となっている道路における右折の方法〕の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

(罰則 第2項については第119条第1項第6号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕)。

(軽車両の並進の禁止)

**第19条** 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

(罰則 第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕)。

(横断歩道等における歩行者等の優先)

**第38条** 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通ずる際に当該横断歩道等によりその進

路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に30メートル以内の道路の部分においては、第30条〔追い越しを禁止する場所〕第3号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出ることはならない。

(罰則 第119条第1項第5号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

**第38条の2** 車両等は、交差点又はその直前で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第119条第1項第6号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕)

(徐行すべき場所)

**第42条** 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通ずる場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

- 一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通ずるとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通ずっている場合を除く。）。
- 二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾(こう)配の急な下り坂を通ずるとき。

(罰則 第119条第1項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第2項〔10万円以下の罰金〕)

(指定場所における一時停止)

**第43条** 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項〔交差点における他の車両の進行妨害〕の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則 第119条第1項第5号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕)

(整備不良車両の運転の禁止)

**第62条** 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章〔道路運送車両の保安基準〕若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第2項〔道路運送車両法の適用除外〕の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第14条〔軌道の建設、運輸、運転等に関する規定の命令委任〕若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第1項及び第71条の4の2第2項第1号において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

(罰則 第119条第2項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕、第120条第1項第7号〔5万円以下の罰金〕、同条第3項〔5万円以下の罰金〕、第123条〔罰金刑又は科料刑〕)

(自転車道の通行区分)

**第63条の3** 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽〔けん〕引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(普通自転車の歩道通行)

**第63条の4** 普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならないが、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(罰則 第2項については第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(普通自転車の並進)

**第63条の5** 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。

ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

(自転車の横断の方法)

**第63条の6** 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

(交差点における自転車の通行方法)

**第63条の7** 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項、第34条第1項及び第3項並びに第35条の2の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

**第63条の8** 警察官等は、第63条の6若しくは前条第1項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第2項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第121条第1項第5号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(自転車の検査等)

**第63条の10** 警察官は、前条第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危機を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を予防し、その他交通の安全を図るため必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

**第63条の11** 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(運転者の遵守事項)

**第71条** 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

5の5 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置 その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第118条第1項第4号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第41条第1項第16号若しくは第17号又は第44条第11号に規定する装置であるものを除く。第118条第1項第4号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

(罰則 第117条の4第1項第2号〔1年以下の懲役又は30万円以下の罰金〕、第118条第1項第4号〔6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金〕)

## 9 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（抜粋） 平成25年条例第14号

この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都、自転車を利用する者、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）第2条第3項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。九自転車損害賠償保険等自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

**第3条** 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(自転車利用者の責務)

**第5条** 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

**第7条** 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

**第11条** 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

**第15条** 父母その他の保護者（以下単に「保護者」という。）は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

2 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットを着用その他の必要な事項

について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

**第16条** 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(安全な自転車の利用)

**第17条** 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車（次条において「基準適合自転車」という。）を利用するよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

**第19条** 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(点検整備の実施)

**第21条** 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

**第27条** 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

**第27条の2** 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入措置が講じられているときは、適用しない。

(学校等の設置者に対し、保険に関する情報提供の努力義務化)

**第28条の2** 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

平成25年 3月29日 公布

平成25年 7月 1日 施行

令和 元年 9月26日 改正条例公布

令和 2年 4月 1日 改正条例施行

ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。



## 12 学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）

学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）

平成25年2月7日付24教指企第1066号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 通知

このことについて、東日本大震災を踏まえ、貴教育委員会では管下各学校・園における防災教育の推進を図るとともに、様々な想定を取り入れた実践的な避難訓練や防災訓練の改善に向けて取り組まれていることに改めて感謝申し上げます。

この間、東京都においては、平成24年4月に首都直下地震等による被害想定を見直すとともに、同年11月には「東京都地域防災計画」を修正しました。防災教育についても、その充実が一層求められています。

貴職におかれましては、地域の実態を踏まえ、避難訓練等を一層改善し、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育てる防災教育を推進するよう、貴管下各学校・園に対し、下記の点について改めて御指導をお願いします。

### 記

#### 1 避難訓練等の想定場面等の見直しを図ること

東日本大震災発生時刻、一部の児童・生徒が下校後だった学校や、管理職が不在だった学校、遠足等で他県等において交通機関等の不通により帰宅困難となった学年があった学校、あるいは津波警報が発令された地域や液状化が発生した地域等があったことなどを踏まえて、改めて自校の避難訓練等の想定時間、場面、災害の設定状況等を見直し、別紙資料「震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項」を参考とするなどして、多様な場面や状況を想定した避難訓練等を実施する。

#### 2 体験的、実践的な避難訓練等となるよう改善を図ること

##### (1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

避難訓練の実実施計画を策定する際は、学校の種別や校舎等の耐震化の状況を踏まえるとともに、区市町村が定める地域防災計画等におけるハザードマップ等を確認し、特に、木造住宅密集地域、海岸地域、海岸や池の埋め立て地、盛り上、崖の上、崖の下等にある学校は、地震に伴う火災、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も十分に考慮する。

##### (2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

幼児・児童・生徒等に訓練実施日は予告しておくが、想定する災害の発生時刻や被害状況等を予告しないで実施したり、消火器や屋内消火栓、担架等を活用したり、あるいは緊急地震速報のチャイム音を用いる等、様々な方法を工夫する。

##### (3) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

学校所在地の消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。

また、学校の避難訓練・防災訓練に、区市町村や町会等の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、区市町村や町会等が主催する防災訓練に参加したりするなど、保護者や地域との連携を重視した避難訓練・防災訓練を、年間必ず1回以上実施する。

#### 3 震災等に対する避難訓練等の計画・実施における留意事項

##### (1) 幼児・児童・生徒の安全を確保する下校訓練の実施

東日本大震災当日の下校方法については各学校で判断が異なったが、集団下校及び単独下校した小・中学校においては、保護者が帰宅困難となったために、児童・生徒だけで自宅で長時間過ごした事例があった。また、都立学校においては約8,400人の児童・生徒が帰宅できずに震災当日深夜まで学校に待機した。

このことを踏まえ、震災時の下校方法については、幼児・児童・生徒の安全の確保を図るため、「保護者への引き渡し」「集団下校」「スクールバスによる下校」等、幼児・児童・生徒の発達の段階及び自校の実態を踏まえた下校方法について検討し、震災の規模や状況に応じた適切な下校方法が選択できるよう、下校訓練を実施する。

##### (2) 避難訓練の実実施回数

幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校においては年間11回以上、高等学校においては年間4回以上の避難訓練の実施を原則とする。

##### (3) 避難訓練等における東京都教育委員会防災教育副読本等の活用

避難訓練や防災訓練を実施する機会を捉え、防災教育副読本「地震と安全」（全児童・生徒に配布）、防災教育補助教材「3.11を忘れない」（小学校第5学年、中学校第2学年児童・生徒に配布）、高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康 ～3.11を忘れない～」(高等学校第1学年配布)を活用した防災教育を実施する。

## 資料

## 震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項

## 1 避難訓練等の想定場面等の見直し例

## (1) 設定時間・場面について

- ア 登下校中
- イ 始業前、放課後
- ウ 授業中（普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等）
- エ 休憩・清掃中
- オ 校外での教育活動中
- カ 他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中
- キ 委員会や部活動中（長期休業日及び学校休業日を含む）

## (2) 設定時状況について

- ア 管理職が不在の場合
- イ 電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない場合
- ウ 停電等により、校内放送が使用できない場合
- エ 渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない場合
- オ 幼児・児童・生徒・教職員が負傷した場合
- カ 校内において幼児・児童・生徒が行方不明になった場合
- キ 運動場が液化化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない場合
- ク 島しょ部や東京湾沿岸部等に立地する学校で、津波警報が発令された場合
- ケ 地震発生後、火災の発生や津波警報の発令等、被害の拡大により複合災害を想定した場合

## 2 体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点

## (1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

実施時期・回数・内容等は、学校種別、地域の実情、校舎の安全状況等を踏まえた実践的な訓練を設定する。併せて、「安全教育プログラム」や自校の学校安全計画等における防災教育との関連を考慮して設定する。

## (2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

- ア 訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻や被害状況を幼児・児童・生徒、想定によっては教職員にも予告しないで実施する等の工夫をする。
- イ 消火器や屋内消火栓、担架等を積極的に活用する。
- ウ 緊急地震速報のチャイム音を活用し、地震発生時に身を守る姿勢をとる訓練等を実施する。その際、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間に身を寄せるよう指導する。
- エ 廊下等の避難経路に、落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択する等、災害発生の推移に合わせた発災対応型の設定を工夫する。
- オ 一時集合同所や避難場所等まで避難する訓練を取り入れる。

## (3) 避難訓練等の事前・事後指導を充実する

- ア 避難訓練等の意義を幼児・児童・生徒が十分に理解し、真剣な態度で訓練に臨むことができるようにするために、「自らの命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本として、訓練の事前・事後に指導することが重要である。  
その際、全児童・生徒に配布した防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認する等、指導の充実を図る。
- イ 消防署員等の防災関係者による避難訓練等実施後の講評や、防災講話を設定する。

## (4) 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する配慮

特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒には、発達の特性や障害の状況等を踏まえ、必要に応じて避難訓練の想定内容等について事前に個別に説明する等、避難訓練等の実施前後に配慮する。

## (5) 教職員の役割分担を明確化する

- ア 教職員一人一人が指揮系統や役割分担（情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等）など、校内の協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。
- イ 避難訓練では、様々な役割を担当したり、訓練全体の流れを見たりするなど、教職員の役割を固定しないように工夫する。

## (6) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

- ア 学校所在地の消防署や町会等の防災担当者と連携し、次のような体験的、実践的な活動を組み合わせて実施する。

・消火器による初期消火訓練	・煙体験ハウスを活用した訓練	・起震車体験
・D級軽可搬消防ポンプ放水訓練	・AED取扱い訓練	・応急手当
・宿泊防災訓練	・避難所設営訓	・炊き出し訓練 等

- イ 消防署と連携し、避難訓練時に119番通報訓練を実施する。その際、住所や被害情報等の通報が的確にできるように訓練する。
- ウ 保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。  
なお、避難訓練に引き続いて防災訓練を実施するなど、防災意識を高めるように工夫する。

## (7) 実施後の評価を次回の避難訓練等に活用する

避難訓練等実施後は、必ずその評価を教職員相互で行い、反省点や改善点、効果的だった点等について次回の訓練に反映させる。そのため、避難訓練等の際に、避難誘導の在り方や幼児・児童・生徒の避難行動が円滑に行われているか評価する役割の教職員を位置付けることも考慮する。

## 13 令和7年度都立学校における防災教育の推進について（通知）

令和7年度都立学校における防災教育の推進について（通知）

令和7年3月7日付6教指企第1117号により教育庁指導部指導企画課長から都立学校長宛て 通知

このことについて、各都立学校におかれましては、体験的、実践的な防災教育の推進を図り、児童・生徒に自助の力と共助の精神を育んでいただいているところです。

令和7年1月、政府の地震調査委員会は、今後30年以内の南海トラフで発生する巨大地震の発生確率を80%程度に引き上げました。東京都においても、発生が危惧される首都直下地震等をはじめ、近年の気候変動に伴い激甚化する風水害、富士山噴火による降灰被害などのあらゆる自然災害に備える必要があります。

つきましては、児童・生徒一人一人が防災に関する意識を高め、いざというときに、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人になれるように、下記のとおり、各学校において計画的、かつ、組織的な防災教育を推進するようお願いいたします。

別紙

### 令和7年度都立学校防災教育推進事業ガイドライン

本ガイドラインは、都立高等学校、都立中等教育学校、都立小・中学校及び都立特別支援学校（以下「都立学校」という。）における防災教育推進事業を実施する上で必要な事項を定めるものである。

#### 第1 趣旨

東日本大震災や能登半島地震等、近年の自然災害を踏まえ、児童・生徒に、災害から自らの命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせ、防災に関する意識の高揚を図るとともに、助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育み、人間としての在り方生き方を考えさせるため、全ての都立学校において、学校や地域の実態に応じた体験的、実践的な防災教育の充実を図る。

#### 第2 「防災教育推進委員会」の設置等

- 各都立学校は、別記「都立〇〇学校防災教育推進委員会設置要項（例）」を参考にして、防災教育推進委員会設置要項を定め、自校に「防災教育推進委員会」を設置する。  
なお、要項は年度ごとの作成とせず、必要に応じて改正を行う。
- 委員会の構成は、自校の教職員だけでなく、学校所在地の自治体防災担当者、消防署員・消防団員、警察署員、地域自治会の防災担当者等をもって構成する。  
なお、避難訓練及び自衛消防訓練の適正な実施の観点から、消防本部を設置していない一部の島しょ地域の学校を除き、原則として、消防署員を委員に充てる。
- 委員会は、年2回開催するものとし、書面、オンラインによる開催も可とする。開催時期、開催方法、議事は委員長である校長が定める。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。

#### 第3 避難訓練の計画及び実施

- 各都立学校は、「安全教育プログラム（第17集）」（令和7年3月配信予定）や「安全教育ポータルサイト」実践事例検索ページに掲載されている事例を参考に、避難訓練を計画し実施する。
- 避難訓練の年度計画の策定にあたっては、区市町村が作成するハザードマップ等を確認し、浸水が想定される地域においては水害を想定した避難訓練を実施するなど、火災や地震の想定以外にも、地域の実情に応じ風水害、土砂災害など多様な災害を想定する。
- 「各区市町村地域防災計画において浸水想定区域内の要配慮者利用施設として区市町村から指定された場合は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な訓練の計画の作成及び訓練を実施しなければならない」旨が水防法第15条の3により義務付けられていることから、学校所在地区市町村の最新の地域防災計画を確認し、該当する場合は、台風、集中豪雨又は大雨を想定した訓練を出水期前までに確実に実施する。
- 同じ災害種別においても、多様な設定時間・場面、災害の設定状況等で実施する。
- 避難訓練の実施計画にあたっては、学校の種別及び地域の実情に即した、体験的、実践的な避難訓練となるよう留意する。したがって、防災講話や放送、動画の視聴、第4で示す「東京マイ・タイムライン」を活用した指導、ハザードマップや書面、口頭による避難経路の確認、体験訓練の実施のみ又はこれらを組み合わせた内容は、事前・事後指導に当たるもので避難訓練の実施とはならない。また、避難訓練において緊急地震速報を用いる等、緊迫感、臨場感をもたせるように工夫する。
- 避難訓練の実施回数は、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」に基づき、都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においては年間4回以上、都立中等教育学校前期課程、都立小・中学校及び都立特別支援学校においては、年間11回以上を原則とする。  
なお、避難訓練の予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。
- 6における避難訓練は防災教育としての訓練であるため、不審者対応に関する訓練は、6の避難訓練の実施回数には含まない。ただし、不審者対応に関する訓練の実施を妨げるものではない。

#### 第4 「東京マイ・タイムライン」を活用した指導

- 全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導を、年1回以上実施する。
- 原則として、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の第1学年を対象とするが、学校の実態等によって、他の学年で実施することも可とする。  
なお、特別支援学校については、生徒の実態等に応じて、実施の有無や実施方法を判断する。
- 原則として、令和7年4月から7月までの間に実施することとするが、学校の事情等によっては、9月以降に実施することも可とする。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。

**第5 地域と連携した防災教育の充実**

- 各都立学校は、学校保健安全法に基づき策定した学校安全計画の見直しを図るとともに、学校が行う避難訓練・防災訓練に、消防署員・消防団員や区市町村の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、地域主催の防災訓練に児童・生徒及び教職員が参加したりするなど、消防署等の関係機関、地域、保護者等との連携を重視した避難訓練・防災訓練を年間必ず1回以上実施する。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。
- 年1回「防災教育の有識者を招いた講演会」を実施する。  
講演会の対象については、「児童・生徒」、「保護者」、「教職員」、「地域関係者」等とし、校長が定める。講師の選定は校長が行い、各都立学校の実態に応じ、被災地から講師を招へいしたり、地域や学校の課題解決に向けた内容にするなど、より実践的な内容とし、オンラインによる実施も可とする。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。
- 全ての全日制課程の都立高等学校、中等教育学校の後期課程、一部の定時制課程の都立高等学校においては、「全ての都立高等学校、中等教育学校で実施する地域との連携を強化した防災教育ガイドライン」に基づき、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を教育課程に位置付けて実施する。

**第6 教材の活用**

- 各都立学校は、東京都教育委員会から配信されている防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」について、安全教育の年間指導計画に位置付け、計画的かつ系統的に活用を図り、児童・生徒に「自助」や「共助」の心を育てるとともに、災害時に必要な知識や技能を身に付ける学習を推進する。また、関係機関が作成したデジタル教材等を活用し、時間や場所に限定されず、理解度や進度に応じた主体的・対話的な学習を推進する。

**第7 関係機関との連携**

- 各都立学校は、消防署や学校所在地の自治体防災担当等との連絡を十分に行い、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加につなげるよう努める。
- 実施に当たっては、各都立学校が主体となって、その他の公共機関とも適切に連携を行う。

**第8 経費**

- 東京都教育委員会は、研究・実践に必要な経費を予算の範囲内で配付する。  
予算規模 1校（課程ごと）16,000円（内訳）防災教育推進委員会委員謝礼、防災教育の有識者を招いた講演会や一泊二日の宿泊防災訓練時の講演会における講師謝礼
- 各都立学校は、予算に不足が生じる場合は、防災教育推進委員会、防災教育の有識者を招いた講演会等の実施前に教育庁指導部指導企画課に相談すること。
- 各都立学校は、都立学校運営連絡協議会の支払基準、教職員研修センターの講師等謝金支払基準を準用し、講師の区分、各都立学校の実情等に合わせて適切に予算を執行すること。
- 書面、オンラインにより実施する場合も、従事する時間や内容について事前に定め、実施後は校長による確認を行うなど、対面での実施の際と同等の処理を行うこと。  
なお、書面、オンラインにより実施する場合は、事業実施前に教育庁指導部指導企画課に相談すること。

**第9 報告事項**

各都立学校は、令和7年度学校防災教育推進事業実施報告様式により、実施状況及び予算の使途を本ガイドラインに沿った適切な内容により確実に報告する。報告方法については、別途通知する。

## 別記 学校防災教育推進委員会設置要項（例）

## 都立〇〇学校防災教育推進委員会設置要項

## 第1（設置）

これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進に関わる事項について検討するため、都立学校に「防災教育推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2（所掌事項）

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。
- (2) 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。
- (3) 地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

## 第3（構成）

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副校長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名する者を充てる。  
(例) ・大学教授等防災に関する学識経験者  
・地域自治会の防災担当者  
・学校所在自治体の防災担当者  
・消防署員・消防団員、警察署員  
・地区医師会  
・保護者  
・教諭等自校職員 等

## 第4（任期）

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第5（会議）

委員長は、委員会を年2回召集し、主宰する。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

## 第6（意見の聴取）

委員長は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第7（庶務）

委員会の庶務は、校長が指定する者が処理する。

## 第8（補則）

この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 この要項は、校長が必要に応じて改正する。

## 附則

この要項は、令和〇年〇月〇日から施行する。

## 14 「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)

「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)

令和2年1月20日付31教指企第1758号により教育庁  
指導部指導企画課長から都立学校長宛て 通知

このことについて、令和元年6月5日付31教指企第407号により、風水害発生時の避難行動を事前に確認できるようにするため、全ての児童・生徒に「東京マイ・タイムライン」のセットを配布し、その意義の指導と、家庭での作成に向けた啓発をお願いしたところです。

その後、令和元年9月以降に発生した台風15号及び19号により、都内にも大きな被害がもたらされるなど、改めて風水害から命を守るための取組が喫緊の課題となっています。

つきましては、令和2年度から、全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用して、下記のとおり生徒への指導を行うようお願いします。

### 記

- 1 ねらい  
全ての生徒に、風水害から身を守るための避難行動等を確実に身に付けさせる。
- 2 実施内容  
全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導を、年1回以上実施する。
- 3 実施対象  
原則として、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の第1学年  
※ 学校の実態等によって、他の学年で実施することも可とする。  
※ 特別支援学校については、生徒の実態等に応じて、実施の有無や実施方法を判断する。
- 4 実施時期  
原則として、令和2年4月から7月までの間  
※ 学校の事情等によっては、9月以降に実施することも可とする。  
※ 令和2年6月上旬に、第1学年の生徒に配布する「東京マイ・タイムライン」のセットが東京都総務局から各学校に送付される予定である。  
※ セットが送付される前に指導を行うことを希望する学校については、白黒で印刷した「東京マイ・タイムライン」のシートを希望枚数分送付する（別途意向調査予定）。  
※ 「東京マイ・タイムライン」は、東京都防災ホームページに掲載されており、ダウンロードして活用することも可能である。
- 5 教育課程への位置付け（例）  
各教科・科目、総合的な探究の時間、ホームルーム活動、学校行事（避難訓練の事前・事後、宿泊防災訓練時）等  
※ 指導に係る時間については、学校の実態等に応じて設定する。
- 6 指導内容・方法等
  - (1) 令和2年4月に送付予定のモデル授業展開例を参考にするとともに、教材動画を活用する。  
※ モデル授業展開例については、1単位時間の授業として実施する場合と、宿泊防災訓練時等において20分程度で実施する場合の「ひな型」として提供する。  
※ 教材動画は、「東京マイ・タイムライン」作成手順や作成に当たってのポイントなどを包含した映像資料となっている（東京都総務局作成）。  
※ 教材動画は、これを視聴することにより、必ずしもその場に「東京マイ・タイムライン」のセットの準備がなくても、家庭で作成するための事前指導として完結するよう構成されている。
  - (2) 「防災ノート～災害と安全～」50ページの「わが家の防災アクション」の箇所を自宅で記載するよう指導する。
  - (3) 生徒への指導の中で、家庭で「東京マイ・タイムライン」を作成することの重要性を啓発し、指導後に同セットを持ち帰らせる。
- 7 その他
  - (1) 各学校で「令和2年度学校安全計画（全体計画）」を作成する際、「安全学習及び安全指導の指導方針等」にある「災害安全」に、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について記入する。
  - (2) 令和3年1月に、学校防災教育推進事業実施報告書（毎年度実施のもの）の中で、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施状況についても、報告をお願いします。

## 1 関連する法令及び学習指導要領等

## 1 関連する法令

学校保健安全法（抄）学校保健安全法施行規則（抄）

## 2 学習指導要領（「防災を含む安全に関する教育」の抜粋）

校種	抜粋元
幼稚園編	幼稚園教育要領（平成29年7月）
小学校編	小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）
中学校編	中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）
高等学校編	高等学校学習指導要領（平成30年告示）
特別支援学校編	特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示） 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）

学習指導要領における防災を含む安全に関する教育内容を抜粋した資料となっている。  
特別支援学校編は、幼稚園部・小学部・中学部・高等部を合わせて掲載している。

## 3 生徒指導提要（生命（いのち）の安全教育）

## 2 安全教育に関する教材や指導資料

## 1 安全教育・防災教育ポータルサイト

安全教育に関するデジタル教材等の管理・運用を一元化した、学校における安全教育の推進に資することを目的に構築したポータルサイトです。

## 【主な構成内容】

## ○安全教育ポータルサイト

- 安全教育プログラム
- 実践事例検索
- 自転車交通安全教育
- 安全教育の教材・指導資料 等

## ○防災教育ポータルサイト

- 防災ノート～災害と安全～
- 防災学習に役立つリンク集
- 行こう、学ぼう、防災体験
- 行ってみよう！都内にある防災体験施設
- 教材・資料を探す先生へ 等



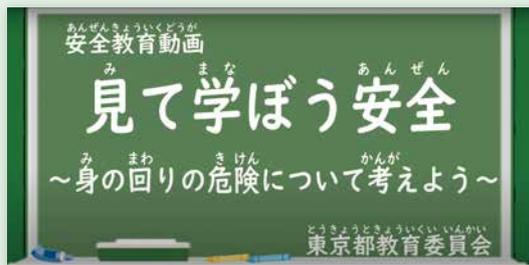
### 3 教材・指導資料の一覧

安全指導や安全学習を計画し、実施するに当たっては、児童・生徒等が興味・関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、東京都教育委員会等が作成した、以下の指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用することが重要である。

特に、次の3点の教材等は安全教育の年間指導計画に位置付け、計画的かつ系統的に活用する。

- 教師用指導資料「安全教育プログラム」
- 防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」
- 「東京マイ・タイムライン」

#### 生活安全



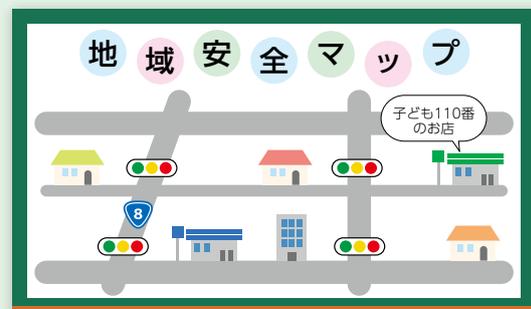
安全教育動画「見て学ぼう安全」



生命(いのち)の安全教育 指導資料



GIGAワークブック  
とうきょう



地域安全マップ

## 交通安全



自転車ヘルメット着用啓発動画  
「ヘルメットに救われた命」



自転車ヘルメット着用促進動画  
「ヘルメットOK?かぶってGO! with OWV (学生編)」



都立高等学校等における  
生徒の自転車通学時の  
自転車の安全な利用に  
向けた取組について



自転車安全運転  
指導事例集



自転車交通安全教育用  
リーフレット



歩行者シミュレータ



自転車シミュレータ

## 交通安全

## 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ（りんトレ）」



東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ（りんトレ）」は、自転車のルール・マナーを“手軽に”かつ“短時間で”、“楽しみながら”学習できるAndroid及びiPhone・iPad向けのアプリとして令和5年2月からリリースされている。

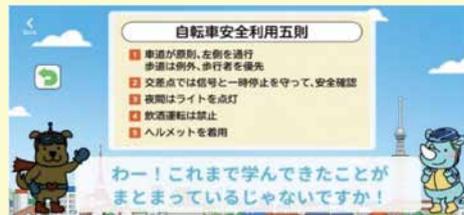
「輪トレ」は、以下の3ステップを通じて自転車のルール・マナーを学ぶことが可能となっている。



生活文化スポーツ局HP  
二次元コードをクリックして  
ください

## 1 学 習

3Dアニメーション・キャラクターの会話劇による自転車のルール・マナーの学習



## 2 体 験

自転車走行シミュレーションにより、ゲーム感覚で自転車のルール・マナーの確認



## 3 効果測定

10問の三択問題に挑戦し、合格証を獲得。参考書機能による復習も可能



児童・生徒の宿題等の自学教材としても、自転車安全講習会の教材としても使用可能

災害安全



防災ノート～災害と安全～



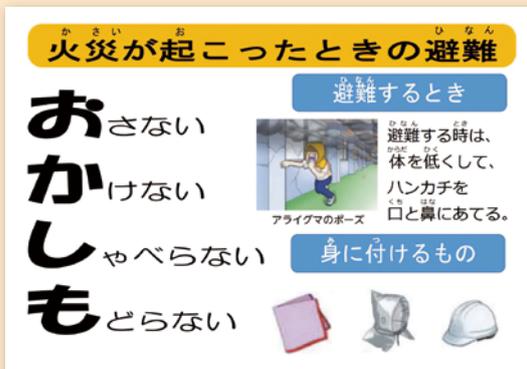
東京都防災アプリ



東京マイ・タイムライン



避難訓練の手引



5分で行う避難訓練



TOKYO VIRTUAL HAZARD -風水害-

理論編  
 学校における安全教育と安全プログラム  
 安全教育で身に付ける力  
 安全教育の3領域  
 必ず指導する基本的事項  
 安全教育の実施のために  
 安全教育の計画  
 安全教育の評価  
 安全教育の計画例

災害安全



弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について



防災教育VR「B-VR (ビーバー)」



まもるいのちひろめるぼうさい



自衛消防訓練



心肺蘇生とAED

実践編  
 実践事例一覧  
 生活安全における実践事例  
 交通安全における実践事例  
 災害安全における実践事例  
 一声事例(校種別)

資料編

# 令和6年度安全教育推進校取組一覧

## 指定期間（令和5年度～令和6年度）

学校名	研究主題
葛飾区立 水元幼稚園	主体的に安全な生活をつくる幼児の育成
日野市立 日野第三小学校	自ら適切に判断し、主体的に行動する児童の育成 ～安全教育を通して～
東京都立 立川国際中等教育学校 附属小学校	大震災を想定した児童の登下校時の安全教育の推進
西東京市立 柳沢中学校 保谷第二小学校	地域の拠点として推進する災害安全教育
東京都立 日野高等学校	地域防災および交通安全教育の推進
東京都立 篠崎高等学校	ヘルメット着用の重要性を理解させるとともに 法令を守る社会的規範意識を育成する

## 指定期間（令和6年度～令和7年度）

学校名	研究主題
文京区立 根津小学校	自ら判断し、危険を回避するために適切な行動選択ができる児童の育成 ～当事者意識を高める指導の工夫～
江東区立 浅間竪川小学校	自分の心と体を大切にするとともに、相手の心と体を大切にすることの児童の育成
板橋区立 西台中学校	「生命（いのち）の安全教育」授業スタンダードの作成 ～性暴力の当事者（加害者・被害者・傍観者）にしないための教育～
東京都立 大森高等学校	学校を中心とした災害対応能力の向上に向けて
東京都立 練馬工科高等学校	教員からだけでなく、生徒からもヘルメット着用を促す環境づくり
東京都立 清瀬特別支援学校	キャリア教育を踏まえた安全教育（防災安全）の推進

「安全教育プログラム〈第17集〉(令和7年3月 東京都教育委員会)」

【作成協力校】

葛飾区立水元幼稚園  
文京区立根津小学校  
江東区立浅間竖川小学校  
板橋区立西台中学校  
日野市立日野第三小学校  
西東京市立保谷第二小学校  
東京都立立川国際中等教育学校附属小学校  
西東京市立柳沢中学校  
東京都立大森高等学校  
東京都立練馬工科高等学校  
東京都立篠崎高等学校  
東京都立日野高等学校  
東京都立清瀬特別支援学校

【東京都高等学校交通安全教育指導事例集〈第41集〉作成者】

東京都立駒場高等学校	校長	小澤	澤	哲郎
東京都立福生高等学校	校長	藤原	原	広政
東京都立荒川工科高等学校	主任教諭	中込	込	好
東京都立墨田工科高等学校	主任教諭	穂積	積	永
東京都立国際高等学校	主任教諭	山崎	崎	大
東京都立北豊島工科高等学校	教諭	村	里	輔

【第17集担当】

東京都教育庁指導推進担当部長	市川	川	茂
東京都教育庁指導部指導企画課長	藤田	田	史
東京都教育庁指導部主任指導主事	熊木	木	修
東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	高木	木	二
東京都教育庁指導部指導企画課課長代理	高井	井	麻
東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	寺瓶	瓶	敦

安全教育プログラム  
〈第17集〉

令和7年度(2025)

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課

# 安全教育カレンダー

## 国民安全の日

昭和35年創設。一人一人が日常生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について考え、その安全確保に留意し、習慣化する機運を高める。

## 交通安全日

東京都では、毎月10日は「一日交通安全運動の日」としている。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止を図る。

## 交通安全運動

東京都では、年2回の交通運動及び都独自の交通安全キャンペーンを実施している。  
○春の全国交通安全運動  
○秋の全国交通安全運動  
○TOKYO交通安全キャンペーン

## 防災の日・防災週間

関東大震災が発生したことや、台風シーズンを迎える時期であること等から定められた。防火防災訓練等の実施により、自助・共助の力を身に付けることを目的とする。

## 防災とボランティア週間

阪神・淡路大震災を踏まえ、災害時におけるボランティア活動や住民の自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えを充実強化させることを目的としている。

### 令和7年 4

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

春の全国交通安全運動

### 5

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

自転車安全利用 TOKYO キャンペーン  
東京都交通安全日

### 6

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

東京都暴走族追放強化期間  
東京都交通安全日

### 7

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

国民安全の日  
東京都交通安全日

### 8

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

防災週間(9月5日まで)  
東京都交通安全日

### 9

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

秋の全国交通安全運動  
東京都交通安全日  
防災の日 関東大震災(大正12年)

### 10

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

駅前放置自転車クリーンキャンペーン  
東京都交通安全日

### 11

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

秋の火災予防運動  
東京都交通安全日  
津波防災の日

### 12

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

TOKYO交通安全キャンペーン  
東京都交通安全日

### 令和8年 1

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

防災とボランティア週間  
東京都交通安全日  
防災とボランティアの日  
阪神・淡路大震災(平成7年)1月17日

### 2

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

東京都交通安全日

### 3

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

春の火災予防運動  
東京都交通安全日  
東日本大震災(平成23年)